



始



686.3  
工.54

はしがき

一、本貨率規則は佛領印度支那總督府の直營する所謂官營鐵道の現行運送規則最新のものを全譯せるものである。

一、卷頭に掲載の運賃値上は本年四月十六日より適用のもので、都合上各規定中に於て

訂正せず通牒の儘一括して之を掲載した。

一、規定中の驛名等は主として在佛印特派大使府に於て作成した驛名表に據つた。

昭和十八年八月

業務局國際課

發行所文贈本

總 目 次

佛印官營鐵道運賃ノ値上	一頁
急行便及普通便一般貨率規則共通一般適用條件	七
急行便一般貨率規則及一般適用條件	三
急行便特別貨率規則	六
普通便一般貨率規則	一
普通便一般貨物ノ一般分類	八
普通便特別貨率規則一般適用條件	一九
普通便特別貨率規則	三
急行便及普通便貨率規則ニ適用スル危險品ノ分類	四
官營鐵道ニ依リ文武官廳ノタメニ運送スル附添人附現金及有價證券	三五
印度支那關稅稅務官廳ノタメニ官營鐵道ノ行フ阿片運送ニ關スル規定	三七
官營鐵道ニ依ル郵便物運送並ニ鐵道構内ニ於ケル電信電話線ノ架設及維持ニ關スル規定抜萃	三五

981  
47

佛印官營鐵道運賃ノ値上

# 佛印官營鐵道運賃ノ値上

千九百四十三年四月十五日付印度支那總督令ニ依リ千九百四十三年四月十六日ヨリ印度支那鐵道（官營）ノ現行急行便及普通便ノ一般並ニ特別賃率規則ニ定ムル運賃ヲ左ノ通り値上ス

## 一一割五分增

### 普通便一般賃率規則及一般適用條件

#### 第一及三條

一、二及三等旅客

#### 第十八條

一、二及三等旅客ノ手荷物

#### 第二十九及三十一條

旅客ノ同伴スル犬馬

### 特別賃率規則

#### 急行便第一P號

一、二及三等旅客ノ割引運賃

#### 同一第一百一號

西貢ニテ乗下船スル一、二及三等旅客ノ手荷物運送

#### 同 第三號

定期乘車券

#### 同 第五號

一、二及三等寢臺

## 一一割增

### 急行便一般賃率規則及一般適用條件

#### 第一及三條 四等旅客

- 第十四條 病人  
第二十二條 四等旅客ノ手荷物  
第三十二條 動物及車輛以外ノ貨物  
第三十六條 動物  
第三十八條 猛獸  
第四十一条 荷造セザル車輛  
第四十三條 死體ソノ他

### 特 別 貨 率 規 則

- 急行便第五十一號 生動物  
第五十三號 各種類ノ貨物  
第五十四號 小荷物  
第六十一號 附添人附有價證券  
第六十二號 生活必需品運送ニ對スル定期券  
第六十三號 腐敗シ易キ食料品及貨物  
第一百六十三P號 腐敗シ易キ食料品及貨物ノ運送ニ對スル定額運賃

### 三一五分增

#### 普通便一般貨率規則及一般適用條件

##### 第一條 動物及車輛以外ノ貨物

- 第五條 (第四及五項) 危險品  
第六條 最低運賃  
第七條 動物  
第八條 猛獸  
第十條 荷造セル車輛  
第十一條 荷造セザル車輛  
第十三條 軌道ヲ使用スル車輛
- 普通便第一號 有料業務用列車  
同 第二號 五噸車ニ依リテ運送スル一般貨物  
同 第三號 冶金製品及鑽物  
同 第四號 海產鹽及岩鹽  
同 第五號 現地產アルコール  
同 第六號 燐マツチ及摩擦マツチ  
同 第七號 返送空容器  
同 第八號 地方產鹽水及魚醬  
同 第二百八P號 鹽干魚及鹽水  
同 第九號 肥料類

普通便第十號

飲 料

同 第十一號 鑛物性及植物性燃料

同 第二百十一P號 薪ノ輸送ニ適用スキ定額運賃

同 第十二號 私有貨車ニ依ル運送

同 第十三號

同 第十四號 官營鐵道所屬ノ特殊車輛ニ依ル運送

同 第十五號 建築用材

同 第十六號 農林產物

同 第百十六號 鑛物性油及其ノ抽出物—液體燃料

同 第十七號 地方製產物

同 第百十七P號 ニヤチヤン發西貢著ゴム運送ノ定額運賃

同 第十八號 建築材料

同 第五十三號 一般貨物

官 营 鐵 道

ナチヤム、ミト一間及支線

ペントンソ、ロクニン間

ブノムヘン、スヴァアイダンケオ間

一 一 旅 客 運 貨

イ 一 片 道 運 貨

千九百四十三年四月十六日ヨリ一割五分増

一等 一杆一人當リ

○・○七五比弗

二等 同

○・○五比弗

三等 同

○・○二二五比弗

千九百四十三年四月十六日ヨリ一割増

四等 一杆一人當リ

○・○一比弗

最 低 運 貨

一等

○・三〇比弗

二等

○・二〇比弗

三等

○・一〇比弗

四等

○・〇五比弗

ロ 一 往 復 運 貨

一、二及三等

片道倍額ノ二割五分引

四 等

同 一割引

二 一 手 荷 物 運 貨

イ 一 一 、 二 及 三 等 ノ 手 荷 物

一越一杆當リ

百杆迄

○・二五比弗  
○・二〇比弗

百一杆以上三百杆迄

○・一五比弗  
○・一五比弗

三百一杆以上

○・三〇比弗  
○・三〇比弗

最低運賃

注意—右ノ運賃ハ千九百四十三年四月十六日ヨリ一割五分増トス  
ロ一四等ノ手荷物

一越一杆當リ

三百杆迄

○・一八比弗  
○・一二比弗

三百一杆以上

○・〇五比弗  
○・〇五比弗

最低運賃

注意—右ノ運賃ハ千九百四十三年四月十六日ヨリ一割増トス  
驛間ノ距離ハ杆程表ニ依ルモノトス

## 急行使及普通便一般賃率規則共通一般適用條件

目 次

第一篇 附 帶 料 金

頁

第一條 託送料金	二
第二條 驛 費	二
第三條 積卸手數料	二
第四條 箇數計算	二
第五條 接續料	三
第六條 消毒料	三
第七條 保管料	三
第八條 貨車留置料	四
第九條 車扱貨物質率共通規定	七
第十條 再檢量	八
第十一條 荷送人及荷受人ニ於テ積込又ハ取卸ヲナス貨物ニ對スル貨物留置料	八
第十二條 距 離	九
第十三條 重量ノ端數	九
第十四條 運賃計算	九

第二篇 一 般 規 定

第十五條 分割不能貨物及濶大品	一〇
第十六條 貨物ノ荷造狀態	一一
第十七條 運送狀	一二
第十八條 適用貨率規則ノ選擇—運賃計算	一二
第十九條 虛偽ノ申告	二三
第二十條 運賃ノ支拂	二三
第二十一條 前渡代金引換	二三
第二十二條 受領證	二三
第二十三條 驛ノ取扱時間	三四
第二十四條 運送期間	三四
第二十五條 特定人ガ積卸ヲ爲スキ貨物ノ運送ニ對スル車輛ノ請求	五六
第二十六條 貨車ノ配給	七〇
第二十七條 貨車積込	七八
第二十八條 貨物ノ引渡及引取期間	七八
第二十九條 日曜日及祭日	九〇
第三十條 荷送人及荷受人ニ對スル通知ノ發送	九〇
第三十一條 一般ノ使用ニ供スル起重機及吊上裝置	九〇
第三十二條 引渡不能貨物	九〇

第三十三條 職權ニ依ル小運送	一三
第三十四條 代金引換	一三
第三十五條 運賃支拂	一三

## 急行便及普通便一般貨率規則共通一般適用條件

### 第一篇 附 帶 料 金

運送ニ對シテハ總テ託送手數料トシテ〇・一〇比弗ヲ收受ス

他鐵道所屬ノ線路ニ亘ル運送ニ對シテハ發驛ニ於テノミ手數料ヲ收受ス

#### 第二條 驛 費

遞ニ依リ運賃ヲ計算スル貨物ノ運送ニ對シテハ總テ左ノ料金ヲ收受ス  
發驛費 一遞ニ付 ○・一五比弗

着驛費 // ○・一五比弗

最低料金 ○・〇三比弗

四十莊ヲ超エザル貨物、車輛類、動物及私有側線ニ發着スル全貨物ノ運送ニ對シテハ驛費ヲ免除ス

運送ニ對シテハ總テ左ノ積卸手數料ヲ收受ス

イ 道ニ依リ運賃ヲ計算スル貨物ニ對シテハ

積込手數料 一遞ニ付 ○・三〇比弗

取卸手數料 // ○・三〇比弗  
 最低料金 一作業ニ付 ○・〇五比弗  
 四十粍ヲ超エザル貨物ニ對シテハ積卸手數料ヲ免除ス  
 荷送人ニ於テ積込ヲ爲ス場合ニハ積込手數料ヲ收受セズ  
 荷受人ニ於テ取卸ヲ爲ス場合亦同ジ

ロ 犹ニ依リ運賃ヲ計算セザル車輛類（荷造セザル車輛類）

臨時取卸料 一輛ニ付 ○・四五比弗

ハ 頭數ニ依リ運賃ヲ計算スル動物

臨時取卸料

猛獸	一頭ニ付	一・五〇比弗
牛、水牛、牝牛、牡牛、馬、驥馬、驢馬、其ノ他ノ輓獸	四・五〇比弗	
犢、豚、羊、山羊、小羊	○・三〇比弗	
	○・一〇比弗	

#### 第四條 箇數計算

運送狀ニ箇數ノ記載ナキ場合ニハ鐵道ニ於テ貨物ノ箇數ヲ受取證ニ記入スペキモノトス但シ左ノ場合ハ此ノ限りニ在ラズ

一、板、曲額縁、煉瓦、瓦等ノ如キ散積貨物ヲ運送スル場合

二、車扱貨物ノ積込ヲ荷主ニ於テ行フ場合 但シ荷主ニ於テ車扱貨物ヲ積込ム場合ニ於テモ箇數ヲ記載スル必要アル

#### 第五條 接續料

トキ又ハ車外ニ於テ箇數ヲ計算シ得ルトキハ箇數ヲ記載スルコトヲ要ス  
 但書第二號ノ場合ニ收受スペキ料金ハ左ノ如シ

一口ノ箇數二十箇又ハ其ノ未満ニ付キ

○・一〇比弗

最低料金

○・五〇比弗

最高料金 一車ニ付

二・〇〇比弗（車扱ノ場合）

イ 犹ニ依リ運賃ヲ計算スル貨物

小 口 扱 一越ニ付 ○・二〇比弗

最低料金 ○・〇五比弗

車 扱 十越積貨車

一車ニ付 一・〇〇比弗

四十粍ヲ超エザル貨物ノ接續料ハ之ヲ免除ス  
 ロ 犹ニ依リ運賃ヲ計算セザル車輛類（荷造セザル車輛類）

一車ニ付 ○・二〇比弗

自轉車、自動自轉車、人力車、三輪車、サイドカー及轎ノ接續料ハ之ヲ免除ス

ハ 動物

頭數ニ依リ運賃ヲ計算スル動物ニ對シテハ接續料ヲ免除ス  
車扱動物十頭積貨車一車ニ付一・〇〇比弗

二 軌道上ヲ運送セラル車輛

一車軸ニ付 ○・〇七比弗

ホ 棺

棺ニ對シテハ接續料ヲ免除ス

#### 第六條 消毒料

頭數ニ依リ運賃ヲ計算スル動物ニ對シテハ消毒料ヲ收受ス

象、猛獸

一頭ニ付

一・〇〇比弗

牛、水牛、牡牛、牝牛、馬、驢馬、驥馬、輓獸〃

〇・二五比弗

犢、豚、羊、山羊、小羊

〇・一五比弗

本料金ハ前項ニ列舉セル動物ヲ箱、檻又ハ籠ニテ運送スル場合ニ於テモ之ヲ收受ス但シ荷送人及荷受人ガ同一人ナル場合ニ於ケル料金總額八十頭積貨車一車ニ付一・五〇比弗ヲ超過スルコトヲ得ズ

一車一・五〇比弗ノ料金ハ荷送人ノ請求ニ依リ頭數ノ如何ニ拘ラズ動物運送ノ爲特ニ貨車ヲ提供シタル場合ニモ亦之ヲ收受ス

消毒料ハ運送經路ガ數鐵道ニ亘ル場合ニ於テモ一回之ヲ收受スルモノトス

重量ニ依リ運賃ヲ計算スル小動物ニ對シテハ消毒料ヲ免除ス

#### 第七條 保管料

第二十八條所定ノ期間内ニ引取ラザル貨物ニ對シテハ左ノ保管料ヲ收受ス

一 驢ニ依リ運賃ヲ計算スル貨物

最初ノ三晝夜ハ百匹迄ノモノ一口ニ付

二十四時間毎ニ ○・一五比弗

其後ノ二十四時間毎ニ ○・三〇比弗

貴重品ニ對シテハ表示價格百比弗迄ノモノ一口ニ付

二十四時間毎ニ ○・三〇比弗

二 荷造セザル車輛類

イ 自轉車、自動自轉車、人力車、三輪車、サイドカー、轎

二十四時間毎ニ一輛ニ付 ○・二〇比弗

ロ 其ノ他ノ車輛類

二十四時間毎ニ一輛ニ付 ○・六〇比弗

三 動物

到着後引取ラザル動物ハ荷送人ノ費用ニ於テ動物ヲ荷送人ニ返送ス  
抑留料ハ實費トス

抑留場ナキトキハ荷送人ノ費用ニ於テ動物ヲ荷送人ニ返送ス  
前項所定ノ保管料ハ引渡不能貨物ニモ之ヲ適用ス(第三十二條)

#### 第八條 貨車留置料

一 積込 荷送人ニ於テ行フベキ貨物ノ積込ガ第二十七條所定ノ期間内ニ完了セザルトキハ積込ヲ了リタル貨物ノ數量如何ニ拘ラズ遅延シタル半日（午前又ハ午後）及一輛毎ニ左ノ留置料ヲ收受ス

留置期間 貨車一輛ニ付キ收受スペキ料金

一 半日 八・〇〇比弗

二 ハ 二〇・〇〇比弗

三 ハ 三〇・〇〇比弗

四 ハ 四〇・〇〇比弗

五 ハ 五〇・〇〇比弗

六 ハ 六〇・〇〇比弗

第六半日以後ハ半日又ハ其ノ未滿ヲ増ス每ニ三〇・〇〇比弗

本料金ハ左ノ時間ニ對シテモ之ヲ收受ス

荷送人ガ其ノ請求シタル貨車ヲ使用セザルトキハ積込時間ノ満了シタル時ヨリ鐵道ガ其ノ使用セザルコトヲ知リタル時迄ノ時間

鐵道ノ責ニ歸スペカラザル事由（運送狀作成ノ遲滯、不完全ナル積込ノ仕直）ニ因リ生ジタル積込時間満了時ト發送時刻トノ間ノ時間

驛ガ夜間營業ヲ爲ス場合ニハ所定ノ半日ヲ超ユル毎六時間

## 二 取卸

荷受人ニ於テ爲スペキ取卸ガ第二十八條所定ノ期間内ニ完了セザルトキハ鐵道ハ自己ノ意思ニ於テ貨物ノ取卸ヲ爲

スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ鐵道ガ取卸ヲ行フトキハ收受スペキ貨車留置料ノ外ニ第三條所定ノ取卸料、場合ニ依リテハ倉敷料又ハ保管料ヲモ收受ス

取卸期間ノ經過シタル場合ニ於テモ前項ノ條件ニ依リ算出シタル貨車留置料ヲ支拂フトキハ貨物ヲ貨車上ニ留置クコトヲ得

## 三 軌道上ヲ運送セラル車輛

軌道上ヲ運送セラル車輛ハ發送ノ際荷送人ノ過失ニ因リ二十四時間以上鐵道線路上ニ留置シ得ザルモノトス軌道上ヲ運送セラル車輛ハ到著ノ際貨車ノ取卸期間ト同様ノ條件ニテ鐵道線路上ヨリ撤去スルコトヲ要ス場合ニ依リテハ左ノ留置料ヲ收受ス

第一日 一輛ニ付 四・〇〇比弗

第二日 ハ 六・〇〇比弗

其以後

一日ヲ増ス毎ニ ハ 一〇・〇〇比弗

## 第九條 車扱貨物賃率共通規定

車扱貨物賃率八十越積貨車ニ之ヲ適用ス

車扱貨物賃率ハ荷送人ノ請求又ハ鐵道ノ職權ニ依リ十越積貨車二輛ノ代用トシテ配給シタル二十越積貨車ニ對シテハ之ヲ倍加ス

西貢—ミト—線ノ、アン・ラツク—ミト—間ニ運行スル貨車ノ最大積載量ハ二輪貨車ハ五越、ボギー貨車ハ十越トス

アン・ラツクミト一支線ノ全部又ハ一部ノ運送ニ於ケル車扱貨物ノ附帶料金ハ實際ニ配給セラレタル五趣積貨車又ハ五趣積貨車ノ代用トシテ配給セラレタル十趣積貨車ニ對シテハ之ヲ五割引スルモノトス

五趣積貨車ノ代用トシテ配給セラレタル二十趣積貨車ニ付亦同ジ

#### 第十條 再 檢 量

鐵道ガ必要ナル設備ヲ有スル驛ニ於テハ運賃計算ノ爲ニ行フ秤量ノ外荷送人又ハ荷受人ノ請求アルトキハ特ニ秤量ヲ爲スモノトス

趣ニ依リ運賃ヲ計算スル貨物ニ對シテハ百粦又ハ其ノ未滿毎ニ一秤量ニ付キ〇・〇八比弗ノ手數料ヲ收受ス

臺秤ニ依リ秤量シタル車扱貨物ニ對シテハ每一趣ニ付キ〇・一五比弗ヲ收受ス但シ一車ニ付キ一・〇〇比弗ヲ最高トス

荷送人又ハ荷受人ノ請求ニ依リ秤量ヲ委託セラレタル輪轉材料ニ對シテハ一車及一秤量ニ付キ左ノ料金ヲ收受ス

客車及トロリー 一・〇〇比弗

機關車及炭水車 三・〇〇比弗

鐵道ハ當事者ノ請求アルトキハ貨物ノ重量及秤量ヲ爲シタル輪轉材料ノ重量ニ關スル證明書ヲ無料ニテ交付ス

荷受人ノ請求ニ依リ行ヒタル秤量ノ結果ガ發驛ニ於テ收受セル運賃ノ減額ヲ來ス場合ニハ前項ノ手數料ハ之ヲ收受セズ

#### 第十一條 荷送人及荷受人ニ於テ積込又ハ取卸ヲ爲ス貨物ニ對スル貨物留置料

貨物ガ積込前早期ニ驛ニ持込マレタル爲驛構内ヲ使用スルトキハ鐵道ハ留置料ヲ收受スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ關係驛ニ揭示ヲ以テ其ノ旨ヲ公示ス

貨物留置料ハ驛構内ニ貨物持込ノ日ヨリ積込ノ日迄（積込ノ爲定メラレタル期間ヲ控除ス）及取卸期間經過ノ翌日ヨリ貨物引取ノ日迄ノ期間ニ對シ之ヲ收受スルモノトス

貨物留置料ハ一日又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ左記ニ依リ之ヲ收受ス

原木一本ニ付 〇・四〇比弗

製材一枚ニ付 〇・〇八比弗

前記以外ノ總テノ貨物ガ構内又ハ上屋ニ於テ占有スル面積一平方米毎ニ〇・二〇比弗

貨物ノ占有面積ニ關スル鐵道ノ算定ハ之ヲ正當ノモノト看做ス

#### 第二篇 一般規定期

##### 第十二條 距 離

五粦未滿ノ距離ハ總テ五粦ニ切上グ

一粦未滿ハ總テ一粦トシテ運賃ヲ計算ス

##### 第十三條 重 量 ノ 端 數

一趣ハ一千粦トス

運賃ハ十粦又ハ其ノ未滿毎ニ之ヲ計算ス但シ五粦未滿ノ急行使貨物ハ五粦トシテ運賃ヲ計算ス

##### 第十四條 運 賃 計 算

貨率ニ依リ運賃ヲ計算スル場合ニハ小數點第三位ノ數字ガ十分ノ五以上ナルトキハ上位ニ切上ゲ十分ノ五未滿ナルトキハ切捨ツ

賃率ノ同一ナル貨物一口ノ運賃總額ニ付テモ亦同ジ  
賃率ノ異ナル貨物一口ノ運賃ハ各賃率毎ニ計算セル運賃ヲ合算ス

#### 第十五條 分割不能貨物及潤大品

分割不能貨物ニシテ一越以上ノモノ又ハ十越積貨車一車ニ積込ミ得ザル潤大品ノ運賃ハ二割五分増トス但シ荷造セザル車輛類（一越ヲ超ユル自己ノ車輪ニ依リ運送セラル車輛ヲ除ク）ニ對スル運賃ハ十越貨車一車ニ積込ミ得ザル場合ヲ除キ一般賃率ニ依ル

鐵道ハ六越以上ノ分割不能ノ貨物及潤大品ニシテ二十越積貨車一車ニ積込ミ得ザルモノ又ハ積載限界ヲ超ユルニ非ザレバ貨車ニ收容スルコト能ハザルモノハ之ヲ運送スベキ義務ヲ有セズ  
前項ノ規定ニ拘ラズ鐵道ガ六越ヲ超ユル分割不能貨物及潤大品ニシテ二十越積貨車一車ニ收容シ得ザルモノ及積載限界ヲ超ユルモノヲ運送スル場合ニハ鐵道ト荷送人トノ協議ニ依リ運賃ヲ決定ス但シ鐵道ガ六越ヲ超ユル荷造セザル車輛類ノ運送ヲ受託スル場合ニ於テハ十越積貨車一車ニ積込ミ得ルヤ否ヤニ從ヒ一般賃率ヲ二割五分増又ハ二割五分引スルモノトス

鐵道ハ二百莊ヲ超ユル分割不能貨物ノ積卸ニ付キ注意ヲ拂ヒ且荷送人又ハ荷受人ノ費用及危險ニ於テ積卸スル様要求スルコトヲ得

#### 第十六條 貨物ノ荷造狀態

鐵道ハ商取引ノ慣習上荷造ヲ施スペキ貨物ニシテ荷造セザルモノハ之ヲ受託スルコトヲ要セズ  
荷造ノ不完全若ヘ不適當ナル貨物又ヘ毀損ノ痕跡明ナル貨物ニ付テモ亦同ジ

同種類ノ他ノ貨物ト混同シ易ク又ヘ接觸ニ因リ他ノ貨物ヲ損傷スル虞アル貨物例ヘバ馬鈴薯、石炭、硫黃ノ如キ貨物ハ尠クトモ三千莊若ハ三千莊分ノ運賃ヲ支拂フニ非ザレバ之ヲ受託セズ但シ荷造ヲ施シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合ニ於ケル貨物ノ積卸ハ必ず荷送人及荷受人ニ於テ之ヲ爲スペキモノトス  
賃率規則ニ規定セル例外ヲ除キ荷送人ハ各梱包及各貸切貨車ニ運送途中ニ於テ脱落スルコトナキ様著驛名ヲ記載セル

荷札ヲ貼附スルコトヲ要ス

荷受人ノ住所及氏名モ亦荷送人ノ選擇ニ依リ荷札ノ表面又ハ貨物到著ノ際貨物添附書類ガ紛失シ居リタル場合ニ限り開封セラル折込ノ内側ニ記載スペシ

荷札ニ記載スペキ事項ハ抹消セラルコトナキ様明瞭ナル文字ニテ之ヲ記入スペシ

荷札ハ發驛ノ監督ノ下ニ荷送人ニ於テ貼附スルモノトス

荷札ヲ貼附又ヘ結付クルコト能ハザル小梁、細棒、桿、管、鐵板其ノ他ノ貨物ニ在リテハ荷札ヲ使用セズシテベンキ若ヘ烙印ニ依リ前項ノ義務ヲ履行シ又ヘ堅牢ナル荷札ヲ取付ケ取扱容易ナル大キサニ荷造スペシ

同品類、同大ノ貨物十箇以上ヲ託送スル場合ニハ例外トシテ荷送人ハ所定ノ荷札若ハ之ニ代替シ得ル同一書類ヲ十箇ニ付キ一通、十箇以下ノ場合ニハ四箇ニ付キ一通添附スルコトヲ得但シ總テノ梱包ガ同一記號及番號ヲ有スルトキハ各荷札ニハ「何箇口ノ何箇」ト記入スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ總括スルコトヲ得ル同品類貨物若ハ取扱容易ナル梱包ト爲シ得ベキ容積形狀ヲ有スル同品類貨物ノ運送ニ對シテハ之ヲ適用セザルモノトス

#### 第十七條 運送狀

託送ニハ總テ荷送人ニ於テ左ノ事項ヲ記載セル運送狀ニ署名及日付ヲ記入シタル上之ヲ提出スベキモノトス

一 荷送人ノ住所、氏名

二 荷受人ノ住所、氏名

三 貨物ノ箇數、種類、重量、記號番號及宛先（但シ重量以外ノ記載ヲ要セザル最低三千匁ノ散積貨物ヲ除ク）

四 著 驛

五 著拂又ハ現拂

六 前渡代金引換又ハ代金引換トシテ追徴スベキ金額（文字ニテ記入ス）

七 代金引換貨物返送ノ場合ニ於ケル運賃負擔者

稅關又ハ收稅廳ヨリ間接稅又ハ森林稅ヲ賦課セラルル貨物ニ關シテハ荷送人ハ植民地ニ於テ施行セラルル法令ニ定ムル關係書類ヲ運送狀ニ添附スルコトヲ要ス

最初ノ運送契約ノ變更ガ許容セラレタル場合ニ於テ其ノ變更ヲ目的トスル荷送人ノ指圖ハ署名及日付ヲ記載セル書面ニ荷送人ニ交付セラレタル受領證ヲ添附シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ指圖ハ發著驛ノ何レニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ代金引換貨物ノ託送ニ關シ荷受人ノ爲ニ行ハルル指圖ハ常ニ之ヲ發驛ニ提出スルコトヲ要ス

**第十八條 適用賃率規則ノ選擇—運賃計算**

運送ノ目的ヲ以テ鐵道ニ託送シタル貨物ニシテ適用賃率規則ノ記載ナキ運送狀ヲ添附シタルモノハ凡テ特別賃率規則ノ適用ヲ許容スル總テノ項目及條件ニ依リ最高割引特別賃率ニ依リ之ヲ運送ス但シ鐵道ガ適用シ得ル前項ノ特別賃率規則ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

荷送人ガ一般賃率規則若ハ他ノ何レカノ賃率規則適用方ヲ希望スル場合ニハ其ノ適用方ヲ希望スル賃率規則ヲ運送狀ニ記入シ之ニ署名スルコトヲ要ス

車扱賃率ヲ割引シタルトキハ同賃率ヲ適用スル貨物ヲ含ム小口扱貨物ニ對シテモ當該割引賃率ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テハ車扱貨物ニ課セラレタル條件ハ小口扱貨物ニモ之ヲ適用ス

**第十九條 虚偽ノ申告**

鐵道ハ貨物ノ種類ニ關スル申告ノ真偽ヲ検査スル爲發驛又ハ著驛ニ於テ荷送人若ハ荷受人又ハ官憲若ハ宣誓セル係員立會ノ下ニ荷物ヲ開裝スルコトヲ得

開裝シタルトキハ之ニ關シ調書ヲ作成ス

**第二十條 運賃ノ支拂**

運賃ハ荷送人ノ意向ニ依リ現拂又ハ著拂トス但シ腐敗シ易キ物品又ハ其ノ價格ガ運賃ヲ償フニ足ラザル貨物ハ現拂扱ニ限リ之ガ運送ヲ受託ス

鐵道ニ屢々貨物運賃ノ支拂ヲ爲ス商人ハ業務簡易化ノ目的ヲ以テ十日又ハ一ヶ月間ノ運賃總額以上ノ前金ヲ鐵道ノ金庫ニ豫納スルコトヲ得 期間中ニ豫納金ノ不足ヲ來サザルトキハ各旬間及月間ノ末日ニ決済ヲ行フ  
豫納金ハ千比弗ヲ下ルコトヲ得ズ

豫納金ニハ利子ヲ附セザルモノトス

**第二十一條 前渡代金引換**

貨物ニ對スル費用又ハ引換代金ハ發驛、他ノ鐵道ニ付テハ其ノ接續驛ニ於テ之ガ前渡ヲ爲スベキモノトス

前項ノ前渡ハ前渡金ガ貨物ニ課セラレタル費用（關稅其ノ他ノ稅、以前ノ運送ニ對スル費用等）ナルコトヲ證明シ且要求シタル前渡金額ガ貨物ノ價格ノ五分ノ一ヲ超エザルコトヲ條件トシテ知名ノ人ニ對シテ之ヲ受諾ス

### 第二十二條 受 領 證

總テノ託送ハ發驛ノ受領證ニ依リ之ヲ證明ス

前項ノ受領證ハ同一様式ノ二片ヨリ成リ第一片ハ發驛ニ於テ之ヲ荷送人ニ交付シ第二片ハ荷送人ノ代理人ニ於テ署名ノ上引渡ノ證ト爲ス

本受領證ニ記載セル運賃ノ誤謬ニ對シテハ鐵道ハ權利者ノ請求ニ基キ過徵運賃ノ拂戻ヲ爲ス義務ヲ負フモノトス如何ナル請求ト雖モ受領證ノ提出ナキトキハ之ヲ審査セザルモノトス

### 第二十三條 驛ノ取扱時間

驛ニ於ケル急行使便貨物ノ取扱時間ハ尠クトモ一日九時間ニシテ六時ヨリ十九時迄トス普通便貨物ノ取扱時間ハ尠クトモ一日八時間ニシテ六時ヨリ十八時三十分迄トス

驛ノ開閉時刻ハ各季節及取扱貨物ノ品種ニ依リ之ヲ定ム

驛ノ開閉時刻ハ營業部長ニ於テ之ヲ定メ尠クトモ十日前ニ驛ノ最モ見易キ場所ニ之ヲ掲示ス

同日ニ於ケル二回ノ取扱時間々ノ時間内ニ於テモ荷送人及荷受人ガ取扱時間經過前ニ積卸場又ハ驛構内ニ於テ作業（貨車ノ積込又ハ取卸）ヲ始メタルトキハ之ヲ繼續セシムルモノトス

日曜日及法定祝祭日ニ於テハ驛ノ貨物ノ受託及引渡ノ取扱ヲ爲サズ但シ生動物、家禽、獵獲物、鮮魚、貝類、甲殻類氷、生果實、生野菜、卵、生菓子類等ノ如キ腐敗シ易キ食料品、藥品類、綿帶材料及一般ニ急行使便ニテ運送セラルル貨物即チ受託及運送ノ緊急ヲ要スルモノニ對シテハ日曜日及法定祝祭日ト雖モ午前ノ取扱時間中ハ受託及引渡ヲ爲ス

ノトス

尚必要アル場合ニハ鐵道ハ左ノ如ク前項ノ規定ヲ改正スルコトヲ得

一日中ニ於ケル驛ノ取扱時間ヲ延長スルコト

一夜間營業ヲ爲スコト

一日曜日及祝祭日ニ一部又ハ全部ノ驛ヲシテ營業セシムルコト

前各號ニ付テハ關係驛ニ之ヲ公示ス

### 第二十四條 運 送 期 間

#### イ 急 行 便

急行使便貨物ハ次條ノ場合ヲ除キ其ノ著驛ニ向フ最初ノ各等旅客列車又ハ混合列車ヲ以テ之ヲ運送ス但シ貨物ハ所定ノ列車出發時刻ノ尠クトモ三時間前ニ之ヲ搬入スルコトヲ要ス或種ノ各等直通列車ニ在リテハ特定ノ貨物及重量ニ限り急行使便貨物トシテ之ヲ運送ス或種ノ急行使便貨物ハ一、二等及三等客車ノミヲ以テ編成サレタル特定ノ列車ヲ以テ之ヲ運送スルコトヲ得前項ノ制限ハ列車運轉ニ關スル掲示ヲ以テ一般ニ之ヲ公示ス貨物ヲ著驛迄運送スル爲引續キ同一鐵道ノ列車數本ヲ利用スル必要アル場合ニ於ケル中繼時間ハ二時間トシ貨物ヲ接續驛迄運送シタル列車ノ到着時刻ヨリ之ヲ起算ス接續驛ニ於テハ前記時間ノ満了前ニ出發スル最初ノ旅客列車又ハ混合列車ニ依リ之ヲ繼送スルモノトス一鐵道ヨリ他鐵道へ繼送スル貨物ニ對スル中繼時間ハ三時間トス

貨物ハ列車到着後二時間以内ニ之ヲ荷受人ニ引渡スコトヲ要ス

## 口 普 通 便

普通便貨物及或種ノ貨物ハ發驛ニ託送セラレタル日又ハ其ノ翌日ノ貨物列車又ハ混合列車ヲ以テ之ヲ運送ス  
貨物ハ到著後出來得ル限り速ニ之ヲ荷受人ニ引渡スコトヲ要ス

普通便貨物及或種ノ貨物ニシテ取扱時間内ニ發驛ニ託送シタル後N+I日ニ荷受人ニ引渡ス必要アル場合ニハ所定運送期間ノ經過日數ニ對シ賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

Nナル數ハ百糸又ハ其ノ未満毎ニ一日ノ割合ニ依リ計算シ日曜日及祝祭日毎ニ一日ヲ加フ

最大日數ハ運送距離ノ如何ヲ問ハズ十二日トス

一鐵道ヨリ他鐵道ニ繼送スル貨物ニ對シテハ一日増トシ各鐵道ニ對スル定期間ニ之ヲ加算ス

## 第二十五條 特定人ガ積卸ヲ爲スベキ貨物ノ運送ニ對スル車輛ノ請求

三百五十粍ヲ超ユル分割不能貨物、動物(犬及箱ニ入レタル小動物ヲ除ク)、車輛類、飛行機、棺及其ノ他一般ニ荷送人ニ於テ積込ヲ爲スモノ若ハ爲スベキ總テノ貨物ニ對シテハ荷送人ハ書面ヲ以テ當該貨物ヲ驛構内ニ搬入スベキ時ヨリ遲クモ四十八時間前ニ其ノ旨ヲ發驛ニ通告スルコトヲ要ス

鐵道ハ貨物ヲ積込ムベキ時間及場所ヲ荷送人ニ通知スルト共ニ荷送人ニ於テ積込ヲ行ハザル場合ニハ鐵道ニ於テ積込ヲ代行スベキヤ否ヤヲ照會スルモノトス

運送期間ハ荷送人が發驛ニ豫告シタル時刻後十二時間經過後ヨリ之ヲ起算スルモノトス但シ規定ノ十二時間ニ積込ヲ完了セザル場合ハ右期間ハ貨車積込ノ爲生ズベキ遲延時間ダケ之ヲ延長スルモノトス(第二十七條)

## 第二十六條 貨 車 ノ 配 給

荷送人ニ於テ積込ヲ爲スベキ各種貨物、動物及車輛類ノ荷送人ハ發驛ニ對シ所要貨車數及車種ヲ請求スルコトヲ要ス

各種貨物ニ對シテハ其ノ品名及概略重量

動物ニ對シテハ其ノ種類及頭數

車輛類ニ對シテハ其ノ品名、最長部ニ於ケル長サ、大キサ、高サ、輛數及各概略重量  
如何ナル場合ニ於テモ配給セラレタル貨車ハ積込ノ爲配給ヲ請求シタル貨物以外ノモノニ之ヲ利用スルコトヲ得ズ

荷送人ハ著驛名ノ外鐵道ガ適用スル特別賃率ノ條件以外ノ運送條件ヲ詳記スルコトヲ要ス  
鐵道ハ請求ヲ受理シタル日ノ翌日中ニ荷送人ニ對シ承認證ヲ交付ス

請求セラレタル貨車ハ事情ノ許ス限り速ニ之ヲ配給スルモノトス

請求セラレタル賃率ガ一般賃率若ハ特別賃率ナル場合ト雖運送期間ハ荷送人ニ貨車ノ配給セラレタル日ヨリ之ヲ起算ス但シ貨車ノ積込ヲ所定期間中ニ行ハレザル場合ニハ其ノ遲延日數ダケ之ヲ延長ス(第二十七條)

## 第二十七條 貨 車 積 込

荷送人ニ於テ貨物ノ積込ヲ爲ス場合ニハ貨車ノ配給時刻迄貨物ヲ持込ムコトヲ得ズ

貨車ノ配給前ニ貨物ヲ持込ミタル場合ニハ第十一條所定ノ貨物留置料ヲ收受ス

貨物積込ハ左ノ時間内ニ限ル

一 遲クモ正午迄此ノ場合ニハ前日ノ十九時迄ニ到著スル様荷送人ニ貨車配給ノ旨ヲ通知シ午前ノ驛所定ノ取扱時間内ニ貨車ヲ配給ス

二 遲クモ十八時迄此ノ場合ニハ前日ノ十九時又ハ當日ノ十時迄ニ到著スル様貨車配給ノ旨ヲ荷送人ニ通知シ且午後ノ驛所定ノ取扱時間内ニ貨車ヲ配給ス

前項所定ノ時刻後ニ貨車ガ配給セラレタルトキハ荷送人ニ明示シタル積込時間ニ半日(午前又ハ午後)ヲ加算スルモ

ノトス

驛ガ夜間營業ヲ爲ス場合ニ於テハ荷送人ハ貨車ノ有效配給時間ヨリ起算シテ六時間以内ニ積込ヲ爲スコトヲ得但シ配給ノ通知ガ數クトモ六時間以前、遅クモ十九時迄ニ荷送人ニ到著スル様發送セラルコトヲ條件トス  
夜間ニ積込ヲ爲ストキハ配給ニ關スル通知書ニ之ヲ記載ス

二八

#### 第二十八條 貨物ノ引渡及引取期間

荷受人ニ於テ貨物ノ取卸ヲ爲ス場合ニハ貨車ヨリ取卸シタル貨物ヲ順次驛構内ヨリ引取ルベキモノトス  
之ニ反スル場合ニハ第十一條所定ノ貨物留置料ヲ收受ス・

一 車扱貨物及荷受人ニ於テ取卸ヲ爲スペキ貨物ノ取卸ハ左ノ如ク之ヲ制限ス

1 遅クモ正午迄

2 遅クモ十八時迄

此ノ場合ニハ前日ノ十九時以後、遅クモ當日ノ十時迄ニ到著スル様貨物到著ノ旨ヲ荷受人ニ通知シ 且午前ノ驛所定ノ取扱時間内ニ貨車ヲ引渡スコトヲ要ス

前項所定ノ時刻後ニ貨車ガ引渡サレタル場合ニハ荷受人ニ明示シタル取扱時間ニ半日（午前又ハ午後）ヲ加算ス  
驛ガ夜間營業ヲ爲ス場合ニハ荷受人ハ貨車ノ引渡時刻ヨリ起算シテ六時間以内ニ取卸ヲ爲スモノトス但シ到著通知ガ數クトモ六時間以前、遅クモ十九時迄ニ荷受人ニ到著スル様發送セラルコトヲ條件トス  
夜間ノ取扱ヲ爲ス場合ニハ其ノ旨ヲ到著通知書ニ記載ス

前記ノ時間内ニ取卸ガ行ハレザルトキハ鐵道ハ荷受人ノ費用ニ依リ當該作業ヲ代行スルコトヲ得（第八條第二項參照）

#### 二 鐵道ガ取卸ヲ爲スペキ貨物

鐵道ガ取卸ヲ爲スペキ貨物ハ荷受人ニ引渡シタル當日中ニ之ヲ引取ルコトヲ要ス・

此ノ場合ニハ前日ノ十九時以前ニ到著スル様貨物到著ノ旨ヲ關係人ニ通知スルモノトス

然ラザル場合ハ荷受人ニ明示シタル引取時間ハ二十四時間之ヲ増加スルモノトス

前項ノ規定ハ運送期間ノ經過後貨物ヲ荷受人ニ引渡スペキ鐵道ノ義務ニハ關係ナキモノトス

鐵道ハ遅クモ到著通知發送ノ翌日、驛所定ノ取扱時間ニ於テ驛著ノ貨物ヲ荷受人ニ引渡スペキモノトス

#### 第二十九條 日曜日及祭日

驛ニ於ケル取扱時間ノ規定（第二十三條）中ノ例外ヲ除キ日曜日及祝祭日ハ荷受人ヘノ貨物引渡期間及貨物、動物、各種品類貨物ノ引取期間又ハ貨車積卸期間ニ之ヲ加算セザルモノトス

#### 第三十條 荷送人及荷受人ニ對スル通知ノ發送

第二十七條及第二十八條所定ノ積込、引取及取卸期間起算ノ爲荷送人又ハ荷受人ニ對シ發セラル通知ハ鐵道ノ選擇ニ依リ郵便、便便、電報、電話ニ依ルコトヲ得ルモ受信者ガ支拂フベキ其ノ費用ハ如何ナル場合ニ於テモ普通郵便料金ヲ限度トス但シ受信者ガ便便、電報、電話又ハ書留郵便ニ依ル超過分ヲ負擔スペキ旨ヲ確約シ且之等ニ依ル通知ヲ要求シタル場合ニハ鐵道ハ必ズ其ノ要求ニ應ズルコトヲ要ス

前項但書ノ場合ニ於テモ鐵道ハ自己ノ費用ニ依リ受信者ノ希望スル方法ニ比シ更ニ速達ノ方法ヲ講ズルコトヲ得  
前項ノ速達方法ハ期間起算ノ時期決定ノ基礎ヲ爲スモノトス

鐵道ハ四糸ヲ超ユル距離ニ對シテハ使便ニ依リ通知ヲ爲ス義務ナキモノトス  
使便ニ依リ通知スル場合ニハ受信者ノ署名及通知書交付日時ノ記載ニ依リ通知ノ事實ヲ立證スルモノトス  
電話ニ依リ通知ヲ爲ス場合ニハ鐵道ノ保管スル記錄簿ニ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ證明スルモノトス

前項ノ記錄簿ニハ加入者ノ氏名、應答者ノ氏名、通知ノ日時及目的ヲ記錄ス  
受信者ニ對スル通知到著日時ハ使便ノ場合ハ受信者ノ署名、電話ノ場合ハ通話ノ時刻、郵便及電報ニ依ル場合ハ郵便ノ普通遞送期間ニ依リ之ヲ決定ス但シ定期的ニ若ハ一週中ノ特定日ニ限リ十八時乃至二十四時ニ發送スル郵便及電報ノ遞送期間ガ二十四時間ヲ超過スル場合ニ於テモ其ノ超過時間ハ受信者ガ通知ヲ受ケタリト認ムベキ日時ヲ決定スル場合ニハ之ヲ算入セザルモノトス

前項ノ場合ニ於テ驛ヨリ四糸以上離レタル場所ニ居住スル受信者ハ二十四時間以内ニ有效ニ通知ヲ受ケ得ル代理人ヲ指名シ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ適當ナル時機ニ鐵道ニ通知スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ鐵道ハ當該代理人ニ對シテノミ通知ヲ爲スモノトス

貨物引取期間ハ本通知ニ依リ進行ヲ開始ス

代理人ノ必要アル場合ニ於テ代理人ノ指定ナキトキハ鐵道ハ受信者ニ直接通知スルモノトス但シ引取期間ハ通知發送後二十四時間以内ニ受信者ガ通知ヲ受ケタルモノトシテ之ヲ計算ス

荷送人又ハ荷受人ガ前記條件ニ基キ小荷物扱貨物又ハ其ノ他ノ貨物ノ到著通知受領方法ヲ鐵道ニ對シ通知シ置カザル場合ニ於テハ鐵道ハ驛構内ニ於ケル貨物到著ノ揭示ヲ以テ荷受人ニ對スル正規ノ通知ト看做スモノトス  
鐵道ガ荷受人ニ對シ取卸ヲ要求シ得ル貨物ニ付テハ鐵道ハ何人ガ取卸ヲ爲スペキカヲ到著通知書ニ記載ス

### 第三十一條 一般ノ使用ニ供スル起重機及吊上裝置

荷送人及荷受人ニ於テ貨物ノ積卸作業ヲ行フ場合ニハ鐵道ハ起重機及吊上裝置ヲ有スル驛ニ於テハ荷送人又ハ荷受人ヲシテ之ヲ使用セシムルモノトス但シ起重機及吊上裝置ガ鐵道ニ於テ使用中又ハ修理中ノ場合ハ此ノ限りニ在ラズ起重機及吊上裝置ノ使用料金及條件ハ左ノ如シ

#### 一 固定起重機及吊上裝置

イ 手動起重機及吊上裝置

一時間ニ付 ○・八〇比弗

ロ 動力起重機及動力吊上裝置

一時間ニ付 六・〇〇比弗

#### 二 移動起重機

イ 手動起重機及機械

一時間ニ付 一・〇〇比弗

最低料金 六・〇〇比弗

#### 移動料

起重機ノ使用地點迄

一糸ニ付 ○・五〇比弗

最低料金 一五・〇〇比弗

ロ 蒸汽起重機

## 使 用 料

一時間ニ付 一二・〇〇比弗

最低料金 八五・〇〇比弗

## 移 動 料

起重機ノ使用地點迄

一杆ニ付 一・〇〇比弗

最低料金 三〇・〇〇比弗

## 三 荷送人又ハ荷受人ニ非ザル第三者ニ對スル賃貸

荷送人又ハ荷受人ニ非ザルモ河岸又ハ棧橋ニ於テ積卸ヲ要スル貨物ヲ有スル者ハ前記料金ノ十割増ヲ以テ鐵道ノ所有ニ係ル固定起重機及移動起重機ノ賃借ヲ請求スルコトヲ得但シ荷送人又ハ荷受人ハ優先權ヲ有スルモノトスコトヲ附帶條件トス

機械ヲ使用セシムル場合ニハ使用者ノ費用及危險ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ正式ノ條件トシ且起重機及吊上裝置使用ニ因リ機械作業ニ使用スル人員、輪轉材料及貨物ニ付キ生ズルコトアルベキ總テノ結果ニ付キ責ヲ負フベキコトヲ附帶條件トス

起重機及吊上裝置ノ操作ニ對シテハ鐵道ニ於テ機械ノ維持及塗油専門ノ係員一名ヲ配置シ作業ノ爲必要ナル人員ハ第三者ニ於テ之ヲ供給スルモノトス

賃借願ハ手動起重機及手動吊上裝置ニ在リテハ二日前、固定動力起重機及移動手動起重機ニ在リテハ四日前、移動蒸汽起重機ニ在リテハ七日前ニ當該受持區主任技師宛提出スルコトヲ要ス

## 第三十二條 引 渡 不 能 貨 物

著驛ニ於テ貨物ノ引渡不能ナル場合ニハ鐵道ハ直接荷送人ニ對シ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス  
引渡不能ノ通知ハ荷受人ニ對スル引渡不能ノ具體的事實ヲ確認シタル後二十四時間以内ニ於テ之ヲ投函スルモノトス  
左記ノ貨物ハ之ヲ引渡不能ノ貨物ト看做ス

、荷受人ガ引取ヲ拒絶シタルモノ

荷受人ニ到著通知發送後三日以内ニ引渡ノ請求ナキモノ

異議、差止又ハ取戻ノ請求アリタルモノ

引渡不能ノ通知ヲ發シタル貨物ハ荷送人ヨリノ指圖ガ著驛ニ到著スル迄ハ普通法ノ條件ノ下ニ最初ノ荷受人ニ於テ之ヲ處分スルコトヲ得ルモノトス

鐵道ハ獵獲物、魚類、腐敗シ易キ食料品等ノ如キ貨物ニシテ荷受人ガ何等カノ理由ニ依リ所定ノ期間内ニ引取ラザルモノハ職權ヲ以テ一通ノ調書ヲ作成シ係員ヲシテ之ヲ公賣ニ付セシムル權利ヲ留保ス

公賣代金ハ之ヲ著驛ニ保管シ荷送人ニ交付ス

## 第三十三條 職 權 ニ 依 ル 小 運 送

鐵道ハ鐵道網ノ或地點ニ於ケル驛ニ運送セラレタル貨物ニシテ到著通知發送後三日以内ニ引取ナキモノハ總テ職權ニ依リ荷受人ノ住居若ハ一般倉庫ヘ之ヲ小運送スルコトヲ得但シ小運送費ハ荷受人若ハ荷送人ノ負擔トス  
本規定ハ埠頭ニ留置セラレタル貨物及貨車ニ殘置セラレタル貨物ニ對シテモ之ヲ準用ス

## 第三十四條 代 金 引 換

代金引換貨物ハ發驛ニ於テ受託シ各著驛迄之ヲ運送ス

若干ノ驛ニ於テハ十日以前ニ鐵道網ノ各驛ニ掲示セル制限ニ依リ代金引換貨物ヲ受託スルコトヲ得  
鐵道ハ腐敗、溶解シ易キ貨物（食料品、魚類、肉類、水等）又ハ動物ニ對シテハ代金引換ノ取扱ヲ爲サズ  
引換代金ハ左ノ代金引換手數料ヲ收受シテ著驛ヨリ發驛ヘ之ヲ送金ス

イ 固定料金 ○・三〇比弗

ロ 從價手數料

百比弗以下

百比弗以上

一・五パーセント

五百比弗以下

五百比弗以上

一〇・〇パーセント

〇・五パーセント

引換代金ノ最高額ハ五千比弗トス但シ左ノ各驛ニ對シテハ一萬比弗トス

ランソン、フー・ラン・チヨン、ハノイ、ナムディン、タンホア、ヴィン、ツアンリー、ユエ、ツーラン、カンガ  
イ、キニヨン、テュイホア、ニヤトラン、ツールチャム、ダラット、ファンチエット、ビエンホア、サイゴン及ブ  
ノンベン

引換代金ノ送金期間ハ鐵道ガ入金シタル日ヨリ起算シテ八日間トス但シ荷送人ニ支拂ヲ爲スペキ日ハ之ヲ控除ス

### 第三十五條 運 貨 支 拂

旅客運賃、手荷物運賃及追加料金、貨物運賃ハ旅客又ハ荷送人ニ於テ現金ヲ以テ之ヲ支拂フコトヲ要ス

## 急行便一般賃率規則及一般適用條件



目次

第一篇 旅

客

第一條 運賃	元
第二條 小兒	元
第三條 歸休兵	元
第四條 支拂	元
第五條 有效期間	元
第六條 等級變更	元
第七條 區間延長	元
第八條 途中下車	元
第九條 列車變更	元
第十條 檢札	元
第十一條 不正旅客	元
第十二條 乘車券ノ發賣	元
第十三條 歐洲人旅客ニ對スル四等車乘車禁止	元
第十四條 病人	元
第十五條 乗車券ニ關スル一般規定	元

## 第二篇 手荷物—旅客ノ同伴スル犬、馬

### 第一章 一、二及三等旅客ノ手荷物

第十六條 旅客携帶手荷物及託送手荷物無貨制限。

第十七條 託送手數料

十八條 無貨運送制限超過重量

第十九條 託送條件及期間

第二十條 引渡

### 第二章 四等旅客ノ手荷物

第二十一條 運送條件

第二十二條 無貨運送制限重量及超過重量ニ對スル運賃

第二十三條 託送期間及條件

第二十四條 制增金

### 第三章 各等旅客手荷物ニ關スル共通規定

第二十五條 超過重量ニ對スル運賃支拂、運賃計算重量ノ決定

第二十六條 手荷物運送ヲ拒絶スル物品

第二十七條 手荷物ノ一時預

### 第四章 旅客ノ同伴スル犬、馬

第二十八條 犬

第二十九條 犬ノ運賃

第三十條 犬ノ引渡

第三十一條 馬

### 第三篇 急行便一般貨物

#### 運賃及適用條件

##### 第一章 動物及車輛以外ノ貨物

第三十二條 運賃

第三十三條 貴重品

第三十四條 潤大貨物

第三十五條 危險品

### 第二章 動物

物

第三十六條 大及中動物

第三十七條 小動物

第三十八條 猛獸

第三十九條 積卸、附添、責任

### 第三章 車輛

輛

第四十條 荷造シタル車輛

第四十一條 荷造セザル車輛

第四十二條 特別條件

三八

第四十三條 死體ヲ收納セル棺

九

第四章 死體其ノ他

旅客一名一杆ニ付

九

## 急行便一般賃率規則及一般適用條件

### 第一篇 旅 賃

#### 第一條 運 賃

旅客ノ運送ニ對シ徵收スペキ運賃ハ左ノ通トス  
旅客一名一杆ニ付

一 等	○・〇七五比弗
二 等	○・〇五
三 等	○・〇二五
四 等	○・〇一〇

#### 第二條 小 兒

三歳未滿ノ小兒ハ無賃トス但シ同伴者ノ膝上ニ置クコトヲ條件トス

三歳以上七歳未滿ノ小兒運賃ハ大人運賃ノ半額トス

前項ノ小兒ハ別ニ一個ノ座席ヲ請求スルコトヲ得但シ同一ノ車室ニ於テハ二名ノ小兒ハ一個以上ノ座席ヲ占ムルコトヲ得ズ

七歳以上ノ小兒ハ全額ヲ支拂フモノトス

### 第三條 歸 休 兵

四〇

陸海空軍ノ現役將校、下士官、兵長及兵又ハ在郷下士官、兵長及土人警備兵ニシテ休暇證書ヲ所持シ左ノ等級ニ依リ旅行スル者ニ對シテハ第一條所定ノ運賃ノ五割ヲ低減ス

將 校

上等又ハ二等

下 士 官

二等又ハ三等

兵 長 及 兵(歐 洲 人)

三 等

兵長及兵(印度支那人)並ニ土人警備兵

三等又ハ四等

最低運賃ハ左ノ如シ

一 等

○・三〇比弗

二 等

○・二〇

三 等

○・一〇

四 等

○・〇五

前項ノ條件ニ依リ五割引運賃ニテ乗車券ヲ購入セントスル歸休兵ハ休暇證書ヲ提示スルコトヲ要ス休暇證書ハ發行官署ノ署名及捺印アルコトヲ要シ旅行毎ニ發驛ニ於テ之ニ日附印ヲ押捺ス證明書ハ書面記載期間内ニ於テノミ效力ヲ有ス

### 第四條 支 拂

旅客ノ運送ハ運賃ヲ豫メ支拂ヒタルトキ之ヲ行フ

前項ノ支拂ハ乗車券ノ發行ヲ以テ之ガ證明トナス

### 第五條 有 效 期 間

一、二及三等乗車券ハ發驛ニ於テハ券面記載ノ日ニ限り有效トス

四等乗車券ハ券面記載ノ列車ニ限り有效トス

各等ノ乗車券ハ券面ニ記載セル等級ニ依リ下車セズシテ行フ旅行區間ニ於テ旅客ガ正規ニ乗車スル列車ニ對シテ效力ヲ有ス但シ乗車前ニ旅客カ所定ノ乗車條件ヲ充タスニ足ル割増運賃ヲ支拂フトキハ旅客ハ當該乗車券ニ依リテハ充タサレザル等級及ビ區間(場合ニ依リテハ下車)ノ條件ニ拘束サルル列車ニ乗車スルコトヲ得

増運賃ヲ豫メ支拂ハザルトキハ旅客ヲ不正旅客ト看做ス(第十一條一ロ参照)

特定ノ列車ニ旅客ヲ乗車セシムル特別條件ハ時刻表ニ之ヲ記載ス

### 第六條 等 級 變 更

區間ノ全部又ハ一部ニ於テ券面記載ノ等級ヨリ上級ノ車輛ニ乗車セントスル旅客ハ豫メ其ノ旨ヲ列車長又ハ車掌ニ申告シ片道乗車券ノ普通貨率ニ依リ自己ノ占メタル座席ノ價格ト乗車券面等級ノ運賃トノ差額ニ相當スル割増運賃ヲ支拂フコトヲ要ス本割増運賃ハ小兒ニ對シテハ五割引トス(第二條參照)

歸休者ニ對スル本割増運賃ハ第一條ニ定ムル運賃ノ五割引ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

### 第七條 区 間 延 長

旅客ガ券面記載ノ驛以遠ニ其ノ旅行ヲ繼續セントスルトキハ遅クモ著驛ニ到達ト同時ニ驛長、列車長又ハ車掌ニノ旨ヲ申告スルコトヲ要ス此ノ場合旅客ハ延長區間ニ對スル割増運賃ヲ支拂フコトヲ要ス

前項ノ割増運賃ハ各等旅客ニ對シ普通片道運賃率ニ依リ之ヲ計算ス小兒ニ對シテハ五割引トス(第二條參照)

歸休者ニ對スル本割増運賃ハ第一條ニ定ムル運賃ノ五割引ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス

## 第八條 途中下車

四二

乗車券ハ券面記載ノ發驛ヨリ著驛ニ向ツテノミ效力ヲ有ス但シ旅客ハ未乗車區間ニ對スル運賃ノ拂戻ヲ請求セザルコトヲ條件トシテ途中驛ヨリ乗車スルカ又ハ途中驛ニ下車スルコトヲ得

一、二等ノ旅客ハ少クトモ百杆ノ區間ヲ旅行スル者ニ限リ左ノ條件ノ下ニ途中下車ヲ爲スコトヲ得

百杆乃至三百杆ノ區間

一回

三百一杆乃至六百杆

二回

六百一杆乃至一千杆

三回

一千一杆乃至一千五百杆

四回

一千五百杆ヲ超ユル區間

五回

途中下車ノ權利ヲ行使スル旅客ハ乗車ノ見地ヨリスレバ下車驛ヲ著驛トシテ發行シタル乗車券ノ所持者ト之ヲ看做シ旅行ノ繼續ニ就テハ下車驛ニテ發行シタル乗車券ノ所持者ト之ヲ看做ス

旅客ガ乗車券ニ指定サレタル區間ノ殘餘ニ就キ權利ヲ留保シ途中下車ノ權利ヲ行ハント欲スルトキハ旅客ハ無料ニテ發行スル「途中下車券」ヲ下車毎ニ發驛、途中驛又ハ著驛ニ於テ所持スルコトヲ要ス下車驛ハ「途中下車券」發行ノ際其ノ裏面ニ之ヲ記載スルモノトス

旅客ハ下車驛ニ下車スル際所持ノ乗車券ヲ提示シ「途中下車券」ヲ交付スルモノトス

實際ノ下車回數ガ所定ノ下車回數ヨリ少ナキトキハ旅客ハ乗車券ノ通用期間ノ限度内ニ於テ何レカノ下車期間ヲ延長スルコト得此ノ場合下車毎ニ二十四時間ヲ增加スルモノトス

## 第九條 列車變更

乗車券面記載ノ著驛マデ直行セザル列車ニ乗車スル旅客ハ第八條ニ定ムル場合ヲ除キ著驛ニ向フ最初ノ列車ニ乗車スルタメ終端驛カ又ハ相當ノ分岐驛ニ下車スルコトヲ得

## 第十條 檢札

旅客ハ鐵道係員ノ請求アリタルトキハ其ノ都度乗車券ヲ提示シ檢印ヲ受クルコトヲ要シ又著驛ニ到著シ出場スル際係員ニ乗車券ヲ交付スルコトヲ要ス割引乗車券ヲ所持スル旅客ハ係員ノ請求アリタルトキハ其ノ都度割引證書ヲ提示スルコトヲ要ス

出札所ノ設備ナキ驛ニ於テ乗車セル場合ニハ旅客ハ乗車後直チニ列車長又ハ車掌ニ乗車セントスル車室ノ等級並ニ著驛ヲ申出ヅルコトヲ要ス

途中ニ於テ乗車券ヲ提示セザル旅客又ハ著驛ニ於テ乗車券ヲ交付セザル旅客ハ之ヲ不正旅客ト看做ス(第十一條参照)

## 第十一條 不正旅客

左ノ者ハ之ヲ不正旅客ト看做ス  
(イ) 乗車券ヲ所持セズシテ乗車シタル旅客

左ノ旅客ハ乗車券ヲ所持セザル者ト看做ス

1 全區間ニ對スル乗車券ヲ提示セザルカ又ハ無效ノ乗車券ヲ提示セル旅客

2 乗車區間ノ延長ニ付豫告ヲ爲サズシテ乗車券面記載以外ノ區間ヲ旅行セル旅客

(ロ) 有效ナル乗車券ヲ所持セズシテ乗車シタル旅客

乗車券ヲ所持スルモ該乗車券ニ依リ乗車スルコトヲ得ザル等級又ハ區間ノ條件ニ左右サルル列車ニ許可ナクシテ

乗車シ又ハ乗車券ノ使用ニ關スル規定ニ從ハザル旅客ハ之ヲ無札旅客ト看做ス

四三

(ハ) 豫告セズシテ乗車券面記載ノ等級ヨリ上級ノ座席ヲ占メタル旅客(第六條参照)  
詐欺ノ意思ナキ不正旅客ハ追徴金及賠償金トヲ係ノ檢札員ニ直接支拂ヒテ不正ヲ訂正スルコトヲ得  
追徴金ハ左ノ如ク之ヲ計算ス

(イ) 乗車券ヲ所持セザル旅客

追徴金ハ左ノ如ク片道乗車券ノ普通賃率ニ依リ計算シタル運賃ニ同ジ

旅客ガ乗車券ヲ所持セザルカ又ハ無効ノ乗車券ヲ提示シタル場合ニ於テ旅客ガ不正ノ條件ニテ行ヒタル旅行ノ出  
發點ヲ證明シ得ザルトキハ檢札ノ行ハレタル最後ノ驛以後ノ區間ニ對シ之ヲ計算ス

提示シタル乗車券ガ區間ノ一部ノミニ有效ナルトキハ爾餘ノ區間ニ對シ計算ス

(ロ) 有效ナル乗車券ヲ所持セザル旅客

追徴金ハ不正乗車區間ニ就キ片道普通賃率ニ依リ計算シタル運賃ヨリ提示シタル乗車券ノ運賃ヲ控除ス  
但シ場合ニ依リ下車ノ權利ヲモ考慮シ乗車券ガ當該乗車券使用列車ノ等級又ハ區間ニ關スル特別條件ニ適合セザ  
ルトキハ特別條件ヲ充タスニ必要ナル片道乗車券ノ普通賃率ニ依リ追徴金ヲ計算ス

(ハ) 豫告セズシテ乗車券面記載ノ等級ヨリモ上級ノ座席ヲ占メタル旅客

追徴金ハ片道普通賃率ニ依リ計算シタル上級等級ノ運賃ト旅客ノ所持セル乗車券面記載等級ノ運賃トノ差額ニ同  
ジ

賠償金ハ追徴額ノ二割トス但シ〇・二〇比弗ヲ最低トス

賠償金ハ旅客一名ニ付一、二及三等旅客ニ對シテハ五比弗、四等旅客ニ對シテハ一比弗ヲ超ユルコトヲ得ズ

**第十二條 乗車券ノ發賣**

乗車券ノ發賣ハ列車ノ所定發車時刻三十分前ニ開始シ發車時刻十五分前ニ之ヲ停止ス但シ列車ノ遲延ガ判明セル  
場合ニ於テハ遲延列車ノ豫定到著時刻前ニ於テ前記所定ノ制限時間内ニ出來得ル限り乗車券ノ發賣ヲ爲スペキモノ  
トス

驛ニ依リテハ一、二及三等ノ乗車券ヲ前賣スルコトヲ得前賣乗車券ハ出發ノ際日付印ヲ受クルタメ之ヲ提出スルコ  
トヲ要ス

**第十三條 歐洲人旅客ニ對スル四等車乗車禁止**

歐洲人旅客ハ左記ノ場合ノ外四等車ニ乗車スルコトヲ得ズ

四等車ノミノ列車ニ乗車スル場合

第十四條ノ規定ニ依リ擔架ニテ運搬スル横臥患者

**第十四條 病 人**

(一) 横臥患者—四等客車ノ一部又ハ手荷物車内ニ收容スル擔架ハ一臺一杆ニ付〇・〇八比弗ノ料金ニテ横臥患  
者ノ使用ニ供ス

(二) 傳染病患者—傳染病患者ハ左ノ運賃ニ依リ貸切四等車又ハ有蓋貨車ニテ之ヲ運送ス

四等車一輛一杆ニ付 〇・四〇比弗

貨車一輛一杆ニ付 〇・三〇比弗

數名ノ傳染病患者ヲ同一ノ四等車又ハ同一貨車ニテ運送スルトキハ患者一名一杆ニ付〇・一〇比弗ヲ徵收ス  
右ノ最低運賃ハ左ノ如シ

客車一輛一杆ニ付 〇・四〇比弗

貨車一輛一秆ニ付 ○・三〇比弗

(三) 共通規定——一名若ハ數名ノ横臥患者又ハ傳染病患者ニ附添フ旅客ハ歐洲人ナルトキハ旅行區間ニ對スル三等乗車券、土人ナルトキハ四等乗車券ヲ所持スルコトヲ要ス  
擔架、四等客車若ハ貨車使用ノ申込ハ書面ヲ以テ左記期間内ニ到着スル様出發驛ニ提出スルコトヲ要ス  
擔架ノ場合——列車ノ所定發車時刻ノ二十四時間前  
四等車及貨車ノ場合——列車ノ所定發車時刻ノ四十八時間前

#### 第十五條 乗車券二關スル一般規定

旅客ガ故意ニ乗車券日付、番號及主要記載事項ヲ變更、塗抹若ハ改竄シタルトキハ之ヲ無札旅客ト看做ス  
前項ノ外旅客ハ司法上ノ制裁ヲ免カルコトナシ

### 第二篇 手荷物十旅客ノ同伴スル犬、馬

#### 第一章 一、二及三等旅客ノ手荷物

##### 第十六條 旅客携帶手荷物及託送手荷物無貨制限

一、二及三等旅客ハ車室内ニ其ノ座席ノ下又ハ網棚ニ置キ得ル小量ノ荷物ヲ持込ムコトヲ得但シ旅客ノ占有シ得ル  
餘地ノ制限内ナルコトヲ要シ種類、容積及臭氣ガ他ノ旅客ノ迷惑トナリ又ハ之ニ不快ノ感ヲ與フル物品ハ車内ニ持込  
ムコトヲ得ズ携帶手荷物ノ盜難ニ對シテハ鐵道ハ何等ノ責ニ任ゼズ

前項以外ノ手荷物ハ鐵道之ヲ受託シ積卸及運送ヲ行フモノトス

一、二及三等旅客ハ重量三十粍迄ノ手荷物ヲ無貨ニテ託送スルコトヲ得

前項ノ規定ハ無貨ニテ運送スル小兒ニハ之ヲ適用セズ大人運賃ノ半額ヲ支拂フ小兒ニ對スル無貨運送制限重量八十

粍トス

#### 第十七條 託送手數料

一、二及三等旅客手荷物ノ託送ニ對シテハ無貨制限外運賃ノ外ニ左ノ料金ヲ徵收ス  
三百粍未滿ノ場合

二十粍未滿ノ重量ニ付 ○・一五比弗

二十粍以上ノ重量ニ付 ○・二〇比弗

三百粍以上ノ場合

二十粍迄ノ重量ニ付 ○・一五比弗

二十粍以上ノ重量ニ付 ○・四〇比弗

#### 第十八條 無貨運送制限超過重量

一、二及三等旅客ノ手荷物無貨運送制限超過重量ニ對シテハ左ノ運賃ヲ徵收ス  
一粍ニ付キ

百粍迄 一粍每ニ〇・一五比弗

百一粍ヨリ三百粍迄 一粍每ニ〇・二〇比弗

三百一粍以上一秆每ニ〇・一五比弗  
最低運賃ハ〇・三〇比弗ニシテ託送料ヲ含マズ

旅客ハ手荷物ヲ他ノ旅客、ノ手荷物ト一括託送スルコトヲ得ズ但シ同一家族ガ共ニ旅行ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

### 第十九條 託送條件及期間

手荷物ハ乗車券ヲ提出シテ乗車券面著驛又ハ途中驛迄之ヲ託送スルモノトス此ノ場合ニハ手荷物證書ヲ交付シテ受託ノ證明ト爲ス

旅客ガ乗車券面記載ノ著驛又ハ旅客ガ下車シ得ル驛以外ノ途中驛ニ宛テ其ノ手荷物ヲ託送スルトキハ旅客ハ他ノ如何ナル託送ヲモ行フコトヲ得ズ

手荷物ノ受託ハ旅客ガ利用シ得ル各列車ノ所定發車時刻ノ尠クトモ三十分前ニ開始シ早クトモ十分前ニ之ヲ停止不受付口ノ閉鎖後ニ提出シタル託送手荷物ハ旅客ノ選擇ニ從ヒ急便貨物一般貨率規則又ハ普通便貨物一般貨率規則ニ依リ急行便又ハ普通便トシテ之ヲ發送シ全重量ニ對シ運賃ヲ徵收ス

旅客ハ手荷物自體ニ明瞭ナル文字ヲ以テ氏名、住所並ニ宛先驛ヲ記載スルコトヲ要ス

### 第二十條 引渡

手荷物ハ列車ノ到着後遅クトモ一時間以内ニ手荷物證書ト引換ニ之ガ引渡ヲ爲ス手荷物ノ滅失、毀損及不足ノ場合ニ於テ後日ニ至リ請求權ヲ喪失スルト信ズル旅客ハ之ガ引渡ヲ受クル前ニ書面ヲ以テ右ニ對スル總テノ留保ヲ爲スコトヲ要ス

手荷物證書ヲ紛失セル旅客ト雖モ手荷物ノ引渡ヲ受クルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ旅客ノ身許ヲ確カメ手荷物ノ種類及内容ニ關スル陳述ヲ聽取シ手荷物ヲ検査シタル後第三者ヨリ手荷物引渡ノ請求アリタル場合鐵道ガ其ノ責ヲ免ガレ得ル特別領收書ニ旅客ノ署名ヲ求メ之ト引換ニ手荷物ヲ引渡ス

### 第二章 四等旅客ノ手荷物

#### 第二十一條 運送條件

四等旅客ハ其ノ手荷物ヲ車室内ニ持込ムモノトス

發著驛ニ於ケル手荷物ノ積卸及途中ニ於ケル其ノ保管ハ旅客ノ危險及負擔ニ於テ之ヲ行ヒ鐵道ハ何等其ノ責ニ任ゼズ

#### 第二十二條 無賃運送制限重量及超過重量ニ對スル運賃

(イ) 出札所ヲ有スル驛又ハ停留場ニ於テ乗車スル旅客

四等旅客ハ重量三十粍ヲ超エザル手荷物ノ無賃運送ヲ請求スルコトヲ得半額又ハ無賃ノ小兒ハ手荷物ノ無賃運送ヲ

請求スルコトヲ得ズ

四等旅客ノ手荷物無賃制限超過重量ニ對シテハ一粍ニ付キ左ノ運賃ヲ徵收セズ

三百粍迄

一粍ニ付〇・一八比弗

三百一粍以上

一粍ニ付〇・一二比弗

最低運賃ハ〇・〇五比弗トシ託送料ハ之ヲ徵收セズ

旅客一名ニ付受託スル手荷物(無賃運送重量ヲ含ム)ノ最大重量ハ百粍トス但シ驛ノ掲示ヲ以テ公示スル若干ノ列車ニ在リテハ右ノ最大重量ヲ低下スルコトアルモノトス

(ロ) 出札所ヲ有セザル停留所ニテ乗車スル旅客

出札所ヲ有セザル停留所ニ於テ乗車スル旅客ハ容易ニ車内ニ持チ込ミ膝上又ハ腰掛ノ下ニ置キ得ル小行李、袋、鞆以外ハ之ガ無賃運送ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ右ノ手荷物ノ最大重量ハ全額運賃ヲ支拂フ旅客一名ニ付十粍ヲ超過セザルコトヲ要ス

其ノ他ノ手荷物ハ一託送毎ニ一杆ニ付〇・〇五比弗ノ運賃ヲ徵收ス最低運賃ハ〇・〇五比弗トス右ノ託送ハ旅客一名ニ付一口ニ限ルモノトス一口トハ旅客一名ガ容易ニ積卸シ得ル一箇又ハ數箇ニ取纏メタル荷物又ハ全重量五十粍以下、容積〇.〇〇米<sup>3</sup>×〇.〇〇米<sup>3</sup>×1.20米以内ノモノニシテ一般ニ印度支那人ガ棒ニテ擔フニ箇ノ荷物ヲ謂フ

自轉車ハ半口トシテ之ヲ計算ス

(八) 共通規則  
四等旅客ノ手荷物ノ無賃運送ハ個別的ノモノニシテ自己個有ノ手荷物ノミニ之ヲ適用シ同一家族ノ旅行スル場合ト雖モ手荷物ノ一括託送ヲ認メザルモノトス

### 第二十三條 託送期間及條件

四等旅客ハ其ノ所持スル手荷物ノ重量ガ三十粍ヲ超過スルトキハ其ノ超過重量ニ對スル運賃ヲ支拂フ爲手荷物ヲ一  
二及三等旅客ノ手荷物ト同様ノ期間内ニ受付所ニ提出スルコトヲ要ス  
旅客ハ其ノ乗車券ヲ提示スルコトヲ要ス超過重量ニ對スル運賃ハ乗車券面記載ノ著驛迄ノ距離ニ對シ徵收シ運賃徵收ノ際其ノ證トシテ手荷物切符ヲ交付ス

### 第二十四條 割増金

旅客ガ乗車區間ノ途中若ハ著驛ニ於テ無賃運送重量超過手荷物ニ對スル手荷物切符ヲ提示セザルトキハ既ニ支拂ヒタル運賃ト前諸條所定ノ運賃トノ差額ノ二割増ヲ徵收ス此ノ場合ニ於ケル最低額ハ〇・二〇比弗トス

旅客ハ前項ノ外理由ノ如何ヲ問ズ司法上ノ制裁ヲ免カルルコトヲ得ズ

### 第三章 各等旅客手荷物ニ關スル共通規定

#### 第二十五條 超過重量ニ對スル運賃支拂、運賃計算重量ノ決定

無賃制限重量超過手荷物ノ運送ハ超過重量ニ對スル運賃及一、二及三等旅客ノ手荷物ニ在リテハ託送料金ヲモ徵收シタル後之ヲ行フ

一噸ハ千粍トス運賃ノ計算ハ十粍及其ノ未滿每ニ之ヲ行フ

四等旅客ノ手荷物トシテ運送スル總テノ物品ニシテ一立方米ニ付二百粍ノ重量ヲ有セザルモノハ二百粍トシテ運賃ヲ計算ス

自轉車(註)及折疊式ニ非ラザル乳母車ハ二十粍トシテ運賃ヲ計算ス

註 本重量ハ一人乘自轉車ニ適用シ二人乘ノモノハ二臺トシテ計算ス

### 第二十六條 手荷物運送ヲ拒絶スル物品

左ノ物品ハ旅客手荷物トシテノ之ガ運送ヲ拒絶ス

(一) 急行便貨物トシテ運送ノ受託ニ適セザルモノ

(二) 種類、容積、重量ニ依リ手荷物車又ハ四等車内ニ收容シ得ザルモノ又ハ所定ノ停車時間内ニ積卸ヲ爲シ得ザルモノ

(三) 従價運賃ヲ課セラルモノ

(四) 籠又ハ檻ニ收納セザル動物類

(五) 危険品、可燃性品、有毒又ハ惡臭ヲ發スル物品ニシテ其ノ運送ニ關シ特別規則遵守方ニ就キ規定アルモノ

### 第二十七條 手荷物ノ一時預

鐵道ノ責任ニ於テ驛ニ留置スル手荷物ノ保管ニ對シテハ左ノ料金ヲ徵收ス

最初ノ三晝夜間十二十四時間毎ニ一個ニ付〇・一〇比弗

三晝夜以上一二四時間毎一個ニ付 ○・一五比弗

最低料金ハ〇・二〇比弗トス

手荷物保管ノ證トシテ出發前ニハ保管證ヲ交付シ到著後ニハ旅客ノ手許ニ發驛ニ於テ發行セル手荷物證書ヲ其ノ儘所持セシム手荷物到著後所定時間内ニ引取ナキモノハ之ヲ保管シ置クモノトス

著驛ニ於ケル一、二及三等旅客ノ手荷物ノ保管ハ最初ノ二十四時間ハ無料トシ次ノ期間ニ對シテハ右ニ定ムル保管料ヲ徵收ス

#### 第四章 旅客ノ同伴スル犬、馬

##### 第二十八條 犬

如何ナル動物ト雖モ一、二及三等ノ客車内ニ之ヲ同伴スルコトヲ得ズ但シ犬ト別個ニ旅行スルコトヲ欲セザル旅客ハ鐵道ノ許可ヲ得テ特別ノ車室ニ犬ヲ同伴スルコトヲ得此ノ場合ニハ季節ノ如何ヲ問ハズ動物ニハ綱ヲ附シテロ輪ヲ嵌メルカ又ハ充分ト認メラル箱又ハ籠ニ入ルルコトヲ條件トス

旅客ハ前項但書ト同一條件ノ下ニ豫メ他ノ總テノ旅客ノ承諾ヲ得タル後寢臺車以外ノ車室ニ犬ヲ同伴スルコトヲ得荷物車ニ依ル犬ノ運送ハ犬ニ綱ヲ附シテロ輪ヲ嵌メルカ又ハ充分ト認メラル箱ニ收容シタル場合ヲ除キ之ヲ行フコトヲ得ズ綱トロ輪ヲ附シタル場合ニ於テハ旅客自ラ犬ヲ荷物車ニ積込ミ、首輪ニ所有者ノ氏名及住所ヲ附スルコトヲ要ス

##### 第二十九條 犬 ノ 運 貨

(イ) 綱トロ輪ヲ附シタル犬

運賃ハ一頭一糀ニ付〇・〇一五比弗トシ最低運賃ハ一頭ニ付〇・三〇比弗トス

(ロ) 箱又ハ籠ニ入レタル犬

第十六條乃至第二十條、第二十五條及第二十六條所定ノ運賃及條件ニテ手荷物トシテ之ヲ受託ス但シ手荷物トシテ犬ヲ運送スル場合ハ無貨運送制限重量ヲ認メズ

(ハ) 共 通 規 定

旅客ノ同伴スル犬ハ如何ナル場合ニ於テモ手荷物受託所ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス運賃ハ乗車券ノ提示ヲ俟チテ之ヲ決定シ手荷物證書ヲ交付シテ之ガ證明ト爲ス

##### 第三十條 犬 ノ 引 渡

到著後引取ナキ犬ハ所有者ノ費用、危險及損失ニ於テ留置場ニ之ヲ收容ス留置料ハ實費ニ依リ之ヲ徵收ス

##### 第三十一條 馬

各等旅客ノ同伴スル馬ハ旅客ヲ輸送スル列車ノ手荷物車内ニ之ヲ積込ムコトヲ得但シ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

(一) 手荷物車ニ積載スル手小荷物ノ妨げトナラズシテ馬ヲ積込ム爲ニ十分ナル餘地アル場合  
(二) 所定ノ停車時間内ニ積込ミ得ル場合  
積卸ハ旅客ノ費用、危險及損失ニ於テ之ヲ行フコトヲ要ス

鐵道ハ前項ノ條件ニ依リ輸送スル動物ニ關シ惹起セラルベキ事故ニ對シテハ何等ノ責ニ任ゼズ  
旅客ガ列車到著後出頭セザル場合ニ於テモ鐵道ハ何等ノ責ニ任ゼズ

旅客ノ同伴セル馬ヲ著驛ニ於テ所有者ガ取卸ザル場合ニ於テハ鐵道ハ職權ヲ以テ取卸ヲ爲シ且ツ取卸費用、繫留場費用及飼育料ヲ徵收ス

馬ハ「馬匹券」ニ依リ之ヲ運送ス「馬匹券」ノ運賃ハ一頭一杆ニ付消毒料ヲ含ミ〇・一二比弗トシ最低運賃ハ一頭ニ付二・〇〇比弗トス

### 第三篇 急行使一般貨物

#### 運賃及適用條件

##### 第一章 動物及車輛以外ノ貨物

###### 第三十二條 運 貨

(イ) 小荷物及貨物(貨幣、有價證券及美術品ヲ除ク)ハ左ノ賃率ニ依リ急行使トシテ之ヲ運送ス

一越一杆ニ付

百杆迄 ○・四〇比弗

一百一杆ヨリ三百杆迄 ○・三〇比弗

三〇一杆以上 ○・二〇比弗

最低運賃ハ〇・三〇比弗トシ附帶料金ヲ含マズ

(ロ) 食料品一下記ノ食料品ハ左ノ賃率ニ依リ之ヲ運送ス  
生バタ、地方產ビール、樽詰葡萄酒、生茸、豚肉、生貝及甲殻類、蝸牛(罐詰ノモノヲ除ク)、各種チーズ、生果實  
獵獲物、牡蠣、牛乳、生野菜、鷄卵、パン、生菓子、生魚、燻魚、肉類、死家禽、冷藏用氷

一越一杆ニ付キ

百杆迄 ○・二五比弗

一百一杆ヨリ三百杆迄 ○・二〇比弗

三百一杆以上 ○・一二比弗

鐵道ハ貨物ノ性質上生ジ得ベキ減量、損傷ニ對シテハ其ノ責ニ任ゼズ

最低運賃ハ〇・三〇比弗トシ附帶料金ヲ含マズ

###### 第三十三條 貴 重 品

金銀地金、金銀貨幣、金銀加工品、金銀鍍金品、水銀、白金、寶石、真珠、貴石、刺繡薄紗、毛皮、一部分ニ金銀ヲ混織シタル織物及組紐、美術品(像、繪畫、彫刻、青銅製品)、懷中時計及掛時計、阿片及其他ノ麻醉劑、有價證券、銀行券、手形、小切手、象牙、珊瑚、香料、香料原油及其他ノモノニシテ其ノ價格一莊ニ付三十比弗ヲ超ユルモノニ對シ徵收スペキ運賃ハ普通小荷物運賃ニ每一杆申告價格百比弗又ハ未滿迄毎ニ〇・〇一比弗ノ割合ニテ算出セラルル從價運賃ヲ加算シタルモノトス

最低運賃ハ〇・三〇比弗トシ附帶料金ヲ含マズ

運送狀ニハ貨物ノ價格ヲ記載スルコトヲ要ス

滅失ノ場合ニ於テハ鐵道ハ荷送人ノ申告價格ヲ限度トシテ其ノ責ニ任ズルモノトス

荷送人ハ荷造ニ關シ左ノ諸規定ヲ遵守スルコトヲ要ス

鐵道ハ荷造セザル硬貨、銀行券、有價證券ヲ受託セズ

有價證券又ハ貨幣ヲ收納セル箱又ハ小樽ハ堅牢ニシテ滲透ノ虞ナキモノナルコトヲ要ス布製ノ袋ハ外側ニ縫目ヲ現

ハサヌ様造ルコトヲ要ス

各種ノ有價物件ヲ收納シタル梱包ハ縫目ナキ紐又ハ針金ニテ堅縛シ其ノ結目及交叉個所ヲ鉛又ハ封蠟ニテ封印シ置

クコトヲ要ス封印ニ施セル刻印ハ運送状ニモ之ヲ押捺スルコトヲ要ス  
ニツケル、銅、青銅、錫ノ貨幣ハ其ノ重量ニ依リ普通小荷物賃率ニ基キ運賃ヲ算出シ從價運賃ヲ加算セザルモノトス

ス

### 第三十四條 潤・太・貨・物

一立方米ニ付二百莊ニ満タザル貨物ハ二百莊トシテ運賃ヲ徵收ス  
最低運賃ハ〇・三〇比弗トシ附帶料金ヲ含マズ

### 第三十五條 危・險・品

危険品、可燃性品、有毒又ハ悪臭ヲ發スル物品ニシテ旅客列車ニ依ル運送ガ現行規定ニ依リ通常禁止セラレタルモノハ急行使便ノ取扱ヲ爲サザルモノトス

危険品ノ運送ニ關スル特別規則所定ノ第一種、第二種及第六種ノ貨物並ニ第三種ノ安全爆發物ハ急行使便トシテ之ヲ運送スルコトヲ得ズ

急行使便ニ依リ運送ヲ受託スル貨物ノ運賃ハ特別規則所定ノ第三種ニ屬スルモノハ普通小荷物運賃ノ二割五分増、第四種及第五種ニ屬スルモノハ普通小荷物運賃ト同一トス

最低運賃ハ〇・三〇比弗トシ附帶料金ヲ含マズ

### 第二章 動・物

#### 第三十六條 大・及・中・動・物

動物ノ運送ニ對シ徵收スペキ運賃ハ動物一頭一杆ニ付左ノ通リトス

	百 料 迄	一百一杆ヨリ三百料迄	三百一杆以上
馬、驥、象	〇・二〇比弗	〇・一五比弗	〇・一〇比弗
牛、種牛、水牛	〇・〇八〃	〇・〇六五〃	〇・〇四三〃
牝牛、仔牛、犢、仔水牛	〇・〇六五〃	〇・〇五〃	〇・〇三〃
驥馬、若駒、仔牝牛、犢、仔水牛	〇・〇四〃	〇・〇三〃	〇・〇二〃
牡羊、牝羊、仔羊、牝山羊、豚、犬	〇・〇二五〃	〇・〇二〃	〇・〇一三〃
	〇・〇一六〃	〇・〇一三〃	〇・〇〇八〃

一託送ニ對スル最低運賃ハ〇・五〇比弗トシ附帶料金ヲ含マズ

家象ハ其ノ身長ガ有蓋貨車ニ收容シ得ル程度ニシテ且尠クトモ十越車ニ二頭收容シ得ルモノナルコトヲ要ス身長ガ十越車ニ二頭ヲ收容シ得ザルモノナルトキハ上記運賃ノ倍額ヲ徵收スルモノトス

#### 第三十七條 小・動・物

小動物例ヘバ猫、仔豚、兎、栗鼠、小鳥、家禽等ハ荷送人ノ提供スル堅牢ナル檻ニ收容スル籠又ハ箱ニ入レタル場合ニ限リ之ヲ受託シ食料品賃率規則ニ定ムル重量、賃率條件ニ依リ運賃ヲ計算ス

運賃並ニ附帶料金ハ動物及之ヲ收容セル容器ノ重量ノ五割増ニ依リ之ヲ計算收受ス

#### 第三十八條 猛・獸

一般ニ危険ト看做サル動物ハ荷送人ノ提供スル堅牢ナル檻ニ收容スル籠コトヲ要ス猛獸ハ常ニ特別有蓋貨車ニ積込ムモノトス

運賃ハ一頭一杆ニ付〇・四〇比弗トス最低運賃ハ四比弗ニシテ附帶料金ヲ含マズ

荷送人ハ自己ノ危険及損失ニ於テ同一貨車内ニ數頭ノ動物ヲ積込ムコトヲ得一頭以外ノ各動物ニ對スル運賃ハ一杆ニ付〇・二五比弗トス

### 第三十九條 積卸、附添、責任

重量ニ依リ運賃ヲ計算スル小動物以外ノ動物ノ積卸ハ必ズ荷受人ノ配慮、費用、危険及損失ニ於テ之ヲ爲スペキモノトス

前項ノ動物ニハ其ノ運送途中ニ於テ之ヲ監視世話スペキ附添人ヲ必ズ附スルコトヲ要ス附添人ハ乗車券ニ依リ乗車スルモノトス希望アルトキハ動物ト同一車輛ニ乗車スルコトヲ得

鐵道ハ途中ニ於ケル不注意若ハ飼料ノ缺乏ニ基因スル事故ニ關シテハ其ノ責ニ任ゼズ

### 第三章 車 輛

#### 第四十條 荷造シタル車輛

組立又ハ分解サレタル發動機ノ有無ニ拘ハラズ商慣習ニ從ヒ荷造シタル各種車輛ノ運賃ハ普通小荷物一般賃率規則ニ規定スル運賃及ビ條件ニ依リ之ヲ計算ス

#### 第四十一條 荷造セザル車輛

荷造セザル車輛ノ運賃ハ左ノ如シ

車 輛	種 類	一 輛		最 低 運 賃
		百 斤	迄	
自 動 車	母 車	○・○一八	百 斤	三百
四 輪 車	彈 藥 車	○・○一四	百 斤	五百
二 輪 車	荷 車	○・○一九	百 斤	七五
人 力 車	自 動 車	○・○一五	百 斤	一二
サ イ ド	自 動 車	○・○一六	百 斤	一〇
轎	自 動 車	○・○一〇	百 斤	七五

人 力 車、自 動 車	○・○四五
サ イ ド	○・○七
轎	○・○七
二 輪 車、マ ラ バ ー ル 車	○・○三五
四 輪 車、彈 藥 車	○・○三五
自動車、汽動車、トラクター(但シ軸間距離二・五) 二〇米迄ノモノ)	○・○二五
砲未滿ノモノ)	○・○二五
自動車、汽動車、トラクター(但シ軸間距離二・五) 二〇米以上ノモノ)	○・○二五
飛行機	○・○二五
五 輪 車、大砲、地均シ車、戰車(但シ 五 輮以上ノモノ)	○・○二五

荷造ノ有無ニ拘ハラズ凡テノ車輛類ハ託送前ニガソリン・タンクヲ完全ニ空ト爲スコトヲ要ス

荷造セズシテ託送スル車輛ニ在リテハ荷送人ニ於テ車體外ニ露出セル部分及取外シ可能ナル附屬品ヲ運送狀ニ明記スルコトヲ要ス(例ヘバ備燈、警笛等)

荷送人ハ發動機ヲ備ヘタル車輛ノ幌及道具箱ヲ鎖錠シ又ハ鉛ヲ以テ封印スルコトヲ要ス

荷送セザル車輛ノ積卸ハ必ず荷送人及荷受人ニ於テ之ヲ行フベキモノトス

### 第四十二條 特 別 條 件

(イ) 死體ヲ收納セル棺

棺ハ特種ノ荷物車ニ依リ之ヲ運送ス微收スペキ運賃ハ一杆ニ付左ノ貨率ニ依ル

棺一個ニ付

○・三五 比弗

同一車内ニ他ノ棺ト積合ハサルル棺一個ニ付

○・一七五比弗

(ロ) 遺骨ヲ收納セル小棺及ビ壺

遺骨ヲ收納シタル小棺及壺ハ一杆一個ニ付左ノ貨率ニ依ル

棺又ハ壺

○・二五比弗

最初ノモノ以上ニ積マルル二箇ノ棺又ハ壺

○・〇六比弗

第三番目ノモノ以上ニ積マルル棺又ハ壺

○・〇四比弗

同一荷物車内ニ死體ヲ收納セル棺ト遺骨ヲ收納セル棺又ハ壺トヲ積載スル場合ニ於テハ死體ヲ收納セル棺ニ對シテハ死體入棺ノミヲ積載セル場合ト同様ノ運賃ヲ徵收シ遺骨ヲ收納セル各棺又ハ壺ニ對シテハ一杆ニ付キ○・〇四比弗ノ運賃ヲ徵收ス

如何ナル場合ト雖モ一託送ニ對スル最低運賃ハ十二比弗トシ附帶料金ヲ含マズ

棺又ハ壺ノ積卸ハ必ラズ荷送人又ハ荷受人ノ配慮、危險及損失ニ於テ之ヲ行フベキモノトス

## 急行便特別貨率規則

目

次

第一 P 號 三等及四等旅客ニ對スル地域別割引運賃	空
第二百一號 西貢ニテ乘下船スル一、二及三等旅客ノ手荷物運送	空
第二千一號 直通片道乗車券(各等)	空
第二 號 往復乗車券:	空
第一篇 普通往復乗車券	空
第二篇 長期ノ通用期間ヲ有スル往復乗車券	空
第三篇 週末往復乗車券	空
第四篇 第一、第二及第三篇共通適用條件	空
第二百二號 年次休暇往復乗車券	空
第三百二P 號 南部印度支那地方行苦力移民運送	合
第二千二號 官營及雲南兩鐵道直通往復乗車券(一、二及三等)	合
第三 號 定期乗車券:	空
第一篇 普通定期乗車券	空
第二篇 半額乗車券ヲ購入シ得ル定期乗車券	空
第三篇 第一及第二篇共通適用條件	空
第四 號 團體旅客:	空

第一篇 家族	六二
第二篇 林間學校	〇一
第三篇 體操協會、スポーツ隊及義勇兵團體	〇四
第四篇 特別車輛及特別列車	〇四
第五篇 第一、二、三及四篇共通適用條件	〇九
第五號 一、二及三等寢臺	二〇
第七號 單獨旅客ニ對スル割引	二五
第一篇 フランス市民ノ大家族	二五
第二篇 フランス人タル戰時、戰後ノ退役者及恩給者	二九
第三篇 豫備將校	二九
第四篇 中學校、專門學校、小學校及寄宿學校生徒	三一
第五篇 第一、二、三及四篇共通規定	三三
第五十一號 生動物	三一
第一百五十一號 競走馬	三一
第五十二號 印度支那總督府主催ノ農事共進會、展覽會、大市場ニ出品スル動物、車輛及貨物	三七
第五十三號 各種類ノ貨物	三九
第二千四百五十三號 各種貨物連絡運送(ナチヤム、カオバン地方間鐵道及自動車)	四一
第五十四號 小荷物	四一
第五十五號 遊覽自動車ノ復路返送	四二
第六十一號 附添人附有價證券	四三
第六十二號 生活必需品運送ニ對スル定期券	四四
第六十三號 腐敗シ易キ食料品及貨物	四五
第一百六十三P號 腐敗シ易キ食料品及貨物ノ運送ニ對スル定額運賃	四五

## 急行便特別賃率規則

### 第一P號 三等及四等旅客ニ對スル地域別割引運賃

左ノ區間ヲ旅行スル三等及四等旅客ニ對シテハ次ノ運賃及條件ニ依リ割引乗車券ヲ發賣ス

#### 一、運

##### (1) 片道

全區間	三等	一人一杆當り運賃	四等
	○・〇二二五比弗	"	等

最低運賃ハ一人ニ付〇・〇五比弗トス

##### (2) 往復

往復乗車券ハ急行便特別賃率規則第二號所定ノ條件ニ依リ之ヲ發賣ス（三等運賃ハ片道運賃ニ一倍シタルモノノ二割五分引、四等運賃ハ一割引トス）

#### 二、適用條件

急行便一般賃率規則及急行便特別賃率規則第二號（往復乗車券）所定ノ條件ハ前記諸規定ニ抵觸セザル限り本賃率規則所定ノ割引運賃ニ依ル旅客ニ之ヲ適用ス

## 第二百一號 西貢ニテ乗下船スル一、二及三等旅客ノ手荷物運送

西貢ニ於テ乗船又ハ下船スル一、二及三等旅客ノ手荷物ハ左ノ條件及運賃ニ依リ之ヲ運送ス

### I 託送手荷物ノ無賃取扱

尠クトモ五百糸ノ區間ヲ旅行スル旅客ハ託送手荷物百疋ノ無賃運送ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ無賃運送ハ旅客ト同一列車ニ依リ運送スル手荷物ニ限リ之ヲ適用ス

無賃ヲ以テ運送スル小兒ニ對シテハ手荷物ノ無賃運送ノ取扱ヲ爲サズ半額運賃ヲ以テ運送スル小兒ニ對シテハ四十  
疋迄無賃運送ノ取扱ヲ爲ス

### II 手荷物ノ無賃制限超過重量

手荷物ノ無賃制限超過重量ニ對シテハ普通賃率（一般賃率規則又ハ割引特別賃率規則）ニ依リ運賃ヲ徵收ス但シ河  
内西貢相互間運賃ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

(イ) 河内—西貢相互間ヲ運轉スル急行列車ニ依リ運送スル場合 一疋ニ付百七十五比弗

(ロ) 普通旅客列車ニ依リ運送スル場合 一疋ニ付六十五比弗

但書ノ運賃ニハ積卸料及託送料ヲ含ム

前項ノ運賃ハ途中驛ニ對シ之ヲ適用スルコトヲ得ルモ發驛又ハ著驛ハ必ズ西貢ナルコトヲ要ス

### III 特別適用條件

本賃率規則ハ西貢ニ於テ乗船又ハ下船スル旅客ノ手荷物ニ限リ之ヲ適用ス

#### (イ) 西貢驛著ノ場合

手荷物ハ汽船會社ノ發行シタル乗船券ヲ提示シタル場合ニ限リ之ヲ引渡スモノトス  
乗船券ヲ提示セザル場合ニハ旅客ハ手荷物ノ引取前ニ普通賃率規則ニ依ル運賃ト本賃率規則ニ定ムル運賃トノ差

額ヲ支拂フコトヲ要ス

#### (ロ) 西貢驛發ノ場合

本賃率規則ハ十日前西貢ニ下船シタル旅客ノ手荷物ニ限リ之ヲ適用ス西貢驛ニ於テ請求スル下船證明ハ汽船會社  
發行ノ證明書又ハ他ノ公文書（給與手帳、旅行免狀等）ヲ以テ之ニ代フルモノトス  
急行使一般賃率規則ノ適用條件（特ニ第十六條ヨリ第二十七條ノ條件）ハ前各條ニ抵觸セザル限り本賃率規則所定  
ノ運賃及條件ニ依リ運送スル手荷物ニ之ヲ適用ス

## 第二千一號 直通片道乘車券（各等）

（官營及雲南鐵道共通規則）

### 第一條 乗車券ノ發賣

官營鐵道及印度支那雲南鐵道ノ各驛ヨリ各驛宛ノ各等直通片道乘車券ハ一回ニ之ヲ發賣ス

割引直通片道乘車券ハ同一ノ條件ヲ以テ大家族ノ家族員及各鐵道ノ現行賃率規則ニ定ムル身分證明書ヲ所持スル戰  
爭恩給受給者並ニ戰後恩給受給者ニ對シ之ヲ發賣ス

### 第二條 運賃ノ計算

直通片道乘車券ノ運賃ハ各鐵道ノ片道運賃ヲ合算シテ之ヲ決定ス

### 第三條 途 中 下 車

旅客ハ各鐵道ノ定ムル條件ニ依リテノミ其ノ乗車券ヲ以テ途中下車ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

旅客ハ接續驛ニ於テ自己ノ到著シタル列車ト接續スル最初ノ列車ニ乗車スルコトヲ要セズ旅客ハ驛ヲ離レ且ツ其ノ日ノ中ニ何レカノ列車ニ依リテ旅行スルコトヲ得河内經由ノ乗車券ヲ所持スル場合ハ何等ノ手續ヲ要セズシテ河内ニ二十四時間下車スルコトヲ得

### 第四條 手 荷 物

旅客ハ乗車券面ノ著驛ニ限リ手荷物ヲ託送スルコトヲ得手荷物ノ無賃制限超過重量ニ對シテハ各鐵道ニ付キ現行賃率規則ニ依リ之ヲ定ム

### 第五條 一 般 條 項

急行使一般並ニ特別賃率規則ノ適用條件（大家族、戰時恩給受給者及戰後恩給受給者）ハ前記各條ニ抵觸セザル限り直通乗車券ヲ所持スル旅客ニ之ヲ適用ス

## 第二號 往 復 乘 車 券

### 第一篇 普通往復乗車券

大人ノ片道運賃ノ二倍ニ對シ

一、二、三等……………割五分引

四 等……………一割引

（普通賃率規則又ハ地域別特別賃率規則）

#### 通 用 期 間

百糸迄 片道 三日

百一糸ヨリ百五十糸迄 片道 四日

百五一糸ヨリ二百糸迄 片道 五日

二百一糸以上 片道百糸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎ニ一日ヲ加フ

前項ノ期間ハ二十四時ヨリ翌二十四時迄ノ計算トス

通用期間ハ運賃ノ一割ニ相當スル追加料金ヲ支拂ヒ二回ヲ通シテ所定期間ノ半分（一日未滿ハ一日ニ之ヲ計算ス）

ヲ延長スルコトヲ得

日曜日及法定祭日ガ正規ノ通用期間及延長通用期間内ニ包含セラルル場合ニ於テハ之ヲ除外スルモノトス通用期間ハ正規又ハ延長通用期間ノ最終ノ日ガ土曜日ニ當ルカ又ハ法定祭日ノ前日ニ當ル場合ニ於テハ當該日ガ法定祭日又ハ日曜日ナルトキニ限リ翌日又ハ翌々日ニ満了スルモノトス

左記ノ祭日ニ於ケル一、二及三等往復乗車券ノ通用期間ハ左表ノ通トス本通用期間ハ本篇ノ他ノ規定ニ定ムル期間ヲ下ラザルモノトス

祭 日	往 復 乘 車 券 發 賣 日	有 效 最 終 列 車 出 發 日
安 南 舊 正 月	正 月 前 第 五 日	正 月 後 第 十 日
復 活 祭	復活祭前ノ日曜前ノ木曜日	復活祭後ノ第二木曜日

聖靈降臨祭前ノ火曜日

聖靈降臨祭後ノ第二月曜日

國 祭 日 (七月十四日)	七月九日 (※)	七月十九日 (※※)
聖 母 昇 天 祭	八月十日	八月二十日 (※※)
クリスマス及元日	十二月二十日 (※)	一月六日 (※※)

(※) 當日ガ日曜日又ハ月曜日ニ當ルトキハ日付ヲ直前ノ土曜日ニ繰上グルモノトス  
 (※※) 此ノ日ガ金曜日、土曜日又ハ日曜日ニ當ルトキハ日付ヲ次ノ月曜日ニ繰下グルモノトス  
 本特別期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得ザルモノトス

## 第二篇 長期ノ通用期間ヲ有スル往復乗車券

### 第一章 海水浴場驛又ハ高原驛行旅客

第一篇所定ノ條件ヲ以テ發行スル左ノ驛宛ノ一、二及三等乗車券ニシテ最低二百杆以上ノ區間(復路ヲ含ム)ニ對スルモノノ通用期間ハ九十五日トス此ノ場合ニハ追加運賃ヲ徵收セザルモノトス  
 ナチヤム、ランソン、河内、タンホア、ヴィン、チエナン、ユエ、コーハイ、ツーラン、キノン、ニヤチヤン、バンゴイ、ファンチエ、ペルヴュ、ダラツト及西貢

九十五日ノ通用期間ニハ日曜日及祭日ヲ含ムモノトス本通用期間ハ運賃ノ一割ニ相當スル追徵金ヲ支拂ヒ更ニ之ヲ三十日(日曜日及祭日ヲ含ム)延長スルコトヲ得

三歳ヨリ七歳迄ノ小兒ハ大人運賃ノ半額ヲ支拂フモノトス

### 第二章 印度支那總督府主催ノ共進會、博覽會、見本市ノ出品者

官營鐵道沿線地方ニ開催セラル印度支那總督府主催ノ共進會、博覽會及見本市ノ出品者ニ對シテハ各發驛ニ於テ左ノ條件及運賃ニ依リ各等往復乗車券ヲ發賣ス

#### 運 貨

往復運賃ハ大人普通片道運賃(一般又ハ地域別特別貨率規則所定ノ)ト同額トス但シ少クトモ二百杆(復路ヲ含ム)ニ對スル運賃ヲ支拂フコトヲ要ス

#### 通 用 期 間

往復乗車券ハ共進會、博覽會、見本市ノ開催十日前(日曜日及祭日ヲ含ム)ニ發賣ヲ開始シ閉會ノ日ニ之ヲ停止スルモノトス

本乗車券ハ共進會、博覽會又ハ見本市ノ終了後十日(日曜日及祭日ヲ含ム)マデ有效トス

前項ノ通用期間ハ之ヲ延長セザルモノトス

#### 出 品 者 の 資 格 證 明

前項ノ規定ノ適用ヲ受クルタメ旅客ハ組織委員會ノ發行セル證明書ヲ提出シテ出品者タルノ資格ヲ證明スルコトヲ要ス

證明書所持者ノ身分證明ヲ要求シ得ル鐵道係員ノ請求アルトキハ旅客ハ發驛、途中及著驛ニ於テ本證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

本章ノ規定ハ適用ニ先立チ豫メ總督ノ許可ヲ受クルモノトス

### 第三章 第一章及第二章共通規定

#### 乗 車 紋 ノ 使 用

本篇第一章又ハ第二章所定ノ條件ニ依リ發賣セル往復乗車券ヲ所持スル旅客ノ往路ニ於ケル下車並ニ復路ニ於ケル乗車ハ乗車券面ノ指定驛ニ限ルモノトス旅客ハ券面指定驛ニ於テ乗車前復路ノ券片ニ捺印ヲ受クルコトヲ要ス捺印ノ不完全ナル場合ニハ旅客ハ往復全區間ニ對シ有效ナル乗車券ヲ所持セザル者ト看做サル

### 第三篇 週末往復乗車券

(イ) 一及二等旅客ニ對シテハ各驛ニ於テ特定驛行週末往復乗車券ヲ發賣ス但シ少クトモ二百秆(復路ヲ含ム)ニ對スル運賃ヲ支拂フコトヲ要ス

全乗車區間(復路ヲ含ム)ガ千五百秆ヲ超ユルトキハ週末乗車券ヲ發賣セズ

週末往復乗車券ノ價格ハ大人普通片道運賃(一般賃率又ハ地域別特別賃率若ハ定額特別賃率)ト同額トス

三歳ヨリ七歳迄ノ小兒運賃ハ大人運賃ノ半額トス本乗車券ノ通用期間ハ金曜日ノ正午ヨリ月曜日ノ二十四時迄トス

前項所定ノ通用期間ノ最初ノ日若ハ其ノ前日(又ハ最後ノ日若ハ其ノ翌日)ガ法定祭日ニ當ルトキハ通用期間ヲ二十四時間繰上げ又ハ繰下グルモノトス

(ロ) 法定祭日ニ於テモ週末往復乗車券ヲ發賣ス本乗車券通用期間ハ法定祭日ノ前々日ノ正午ヨリ法定祭日ノ翌々日ノ二十四時迄トス

前項所定ノ通用期間ノ初日若ハ其ノ前日(又ハ最後ノ日若ハ其ノ翌日)ガ日曜日ニ當ルトキハ通用期間ヲ二十四時間繰上げ又ハ繰下グルモノトス

(ハ) 如何ナル場合ト雖モ左記ノ日ニ於テハ旅行ヲ開始スルコトヲ得ズ

往路—所定ノ通用期間ノ最後ノ二日間  
復路—所定ノ通用期間ノ最初ノ二日間

(ニ) 週末乗車券ノ著驛ハ左ノ如シ

ナチヤム、ランソン、河内、タンホア、ヴィン、チエナン、ユエ、コーハイ、ツーラン、キノン、ナチヤン、バンゴイ、ファンチエ、ベルヴュ、ダラツト、西貢、ミトー

### 特別規定

#### 第一條 通用期間

乗車券ノ通用期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得ズ

#### 第二條 乗車券ノ使用

旅客ハ「週末」乗車券及「法定祭日」乗車券發賣驛ニ限リ途中下車ヲ爲シ往路ノ旅行ヲ完了シ又ハ復路ノ旅行ヲ開始スルコトヲ得  
旅客ガ本規定ニ從ハザルトキハ既乗車區間及前途ニ對スル有效乗車券ヲ所持セザル者ト看做ス  
徵收不足額ヲ計算スル場合ニハ提示シタル乗車券ノ價格ヲ往復運賃ノ半額ニ計算シ假令片道運賃額ヲ超ユルトキト雖差額ノ拂戻ヲ爲サザルモノトス

#### 第三條 列車

「週末」又ハ「法定祭日」乗車券所持人ノ直通列車乗車ニ關シテハ特別ノ條文ヲ以テ列車運行表中ニ之ヲ指示ス  
「週末」又ハ「法定祭日」乗車券ノ所持人ガ乗車禁止列車ニ乗車シタルトキハ當該列車ニ依ル前途ノ旅行ニ對シ有

效ナル乗車券ヲ所持セザルモノト看做ス提示シタル乗車券ノ價格ハ徵收不足額ノ計算ニ際シ往復運賃ノ半額ニ換算ス

#### 第四條 週末乗車券臨時發賣ノ停止

「週末」及「法定祭日」乗車券ハ多客期ニハ之ガ發賣ヲ停止スルコトアルベシ此ノ場合ニハ之ヲ公示ス

#### 第四篇 第一、第二及第三篇共通適用條件

##### 第一條 通用期間

本賃率規則ノ各篇所定ノ乗車券通用期間ハ出發日（出發日ヲ含ム）ヨリ之ヲ起算ス  
乗車券ノ通用期間ヲ延長シ得ル場合ニ於テハ再後ノ延長期間ガ満了セザル限り追加料金ヲ支拂ヒ通用期間ノ延長ヲ請求スルコトヲ得

旅客ハ乗車前ニ追加料金ヲ支拂フコトヲ要ス

旅客ハ乗車券ノ最初ノ通用期間又ハ延長セル通用期間満了後ニ始發驛ニ歸著スルコトヲ得但シ復路ノ始發驛又ハ場合ニ依リテハ途中下車驛ニ於テ當該通用期間満了前發車スル列車ニ乗車スルコトヲ要ス  
所定ノ期間内ニ使用セザル乗車券ハ以後之ヲ無効トシ運賃ノ拂戻ヲ爲サザルモノトス

##### 第二條 法定祭日

本賃率規則ヲ適用スル法定祭日ハ左ノ如シ

元旦、舊正月ノ第一及第二日、復活祭ノ月曜日、キリスト昇天祭、聖靈降臨祭ノ月曜日、七月十四日、聖母昇天祭（八月十五日）

十一月一日及二日（諸聖人祭）、十月十日（支那國祭日）、十一月十一日及キリスト降誕祭

##### 第三條 運中下車

途中下車ノ許可アル場合ニ於テハ下車期間ニ制限ナキモノトス乗車券ノ通用期間ハ途中下車ヲ爲シタル場合ト雖之ヲ延長セザルモノトス

##### 第四條 乗車券ノ使用

往復乗車券ハ二片ヨリ成リ一片ハ往路用他片ハ復路用トス往路ノ片券ハ券面記載ノ乗車日ニ限リ有效トス  
往路ニ於テ鐵道係員ノ要求アルトキハ往復二枚ノ券片ヲ同時ニ提示スルコトヲ要ス

前項ノ場合往路ノ券片ノミヲ提示シテ復路ノ券片ヲ同時ニ提出セザル旅客ハ之ヲ無札旅客ト見做ス此場合提出シタル乗車券ノ運賃ハ徵收不足額ノ計算ニ際シ往復運賃ノ半額ニ之ヲ計算ス

各等往復乗車券ノ復路用券片ハ復路ノ發驛ニ於テ日附印又ハ捺印ノ押捺ヲ受クルコトヲ要ス日附印ナキ乗車券所持ノ旅客ハ之ヲ無札旅客ト看做ス

往復乗車券ノ券片ハ同一旅客之ヲ使用スルコトヲ要ス券片ノ賣買ハ之ヲ禁止ス

不可抗力ニ因リ有效ナル復路用券片ヲ使用セザル場合ニ於テハ鐵道ハ片道運賃ノ一割ニ相當スル額ヲ手數料トシテ控除シ往復運賃ト當該區間同等級片道運賃トノ差額ヲ旅客ニ拂戻スコトヲ得

##### 第五條 等級變更

等級變更ヲ希望スル旅客ニ對シテハ急行便一般賃率規則第六條所定ノ追加運賃ヲ一割五分引スルモノトス

本賃率規則ハ車内ニテ乗車券ヲ購入シタル旅客ニハ之ヲ適用セズ但シ出札口ノ設備ナキ停留場ヨリ乗車シタル場合

ハ此ノ限ニ在ラズ

七六

### 第一百二號 第七條

急行使一般賃率規則ノ一般適用條件ハ前各條ノ規定ニ抵觸セザル限り本賃率規則ニ之ヲ適用ス

### 第二百二號 年次休暇往復乗車券

年次休暇往復乗車券ハ三等ニ依リ往復旅行ヲ爲スタメ特別ノ手帳ヲ提出スル印度支那在住ノフランス人又ハ印度支那人ノ労働者及被傭者ニ對シ毎年一回之ヲ發行ス右ノ者ハ休暇ノ際ニ其ノ有給休暇ヲ利用スルモノニシテ其ノ月給ガ家族手當ヲ除キ左ノ額ヲ超エザルコトヲ要ス

フランス人 四百比弗

印度支那人 一百比弗

乗車券ハ有資格者ノ妻及未丁年ノ子供ニ對シテモ發行スルコトヲ得資格者ガ獨身ナルトキハ本人ト同居スル母ニ對シ乗車券ヲ發行スルコトヲ得

往路ニ於テハ有資格者ハ家族ヲ同伴スルコトヲ要スルモ復路ニ於テハ一團トナリテ歸還スルコトヲ得

運賃ハ大人片道運賃ノ二倍ノ五割引トス（一般賃率又ハ地域的特別賃率ノ定アルトキハ其ノ五割引）

三歳ヨリ七歳迄ノ小兒運賃ハ大人運賃ノ半額トス

旅行區間ノ最低限度ハ二百糠トス（復路ヲ含ム）

通用期間ハ三十五日トシ之ヲ延長スルコトヲ得ズ

著地ニ於ケル最低滯在期間ハ五日トス

### 特別適用條件

#### 第一條 手帳ノ請求

手帳請求書ハ鐵道ノ定ムル様式ニ依リ作成シ請求者居住地ノ驛ニ之ヲ提出スルモノトス  
請求書ニハ請求者ノ仕事ノ種類ト請求者ノ毎月ノ報酬（給料、賞與、家族手當ヲ除ク種々ノ手當）ノ總額ヲ證明

スル雇傭主又ハ係長發給ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要ス證明書ニハ雇傭主又ハ係長ノ署名ヲ要ス

證據書類—請求書ニハ正式ノ書面（軍隊手帳、選舉證明書、身分證明書、國籍證明書、歸化證明書、恩給證明書）又

ハ請求者ノ身分及國籍ヲ證明スルニ足ル書類ヲ添付スルコトヲ要ス

請求者ガ手帳ニ家族ヲ加ヘントスルトキハ家族手帳又ハ關係者間ノ親族關係ヲ證明スルニ足ル他ノ書類（戶籍抄本等）ヲ提出スルコトヲ要ス

手帳ノ請求書ニハ請求者ノ寫眞ヲ添付スルコトヲ要ス（正面向、横三糧、縱四糧、高サニ糧以上）

#### 第二條 手帳ノ作成、有效期間

手帳ハ請求書ヲ受理シタル日ヨリ最大一ヶ月以内ニ之ヲ作成ス

作成費ハ〇・五〇比弗トス本費用ハ關係者ガ十五日以内ニ手帳ノ作成方ヲ請求スルトキハ二・〇〇比弗トス

手帳ハ發行年ノ一月一日ヨリ五年間有效トス關係者ガ賃率規則ニ定ムル條件ヲ遵守セザルトキハ手帳ハ期間満了前ニ其ノ效力ヲ失フ

手帳ハ權利者一名ニ付一部ヲ發行ス何人ト雖モ同時ニ他ノ手帳ニ記入スルコトヲ得ザルモノトス  
手帳ノ内容ハ左ノ通リトス

一、資格者及場合ニ依リテハ其ノ家族ノ身分ニ關スル事項

一、資格者ノ寫眞

一、年別ノ券片五葉

年別ノ各券片ニハ左ノモノヲ含ム

イ、休暇乗車券ノ請求前ニ該當年度ニ付記入スペキ雇傭主發給ノ證明書ノ書式

ロ、家族ノ別個ノ歸還ヲ認ムル切離式記名券片

**第三條 資格者ノ地位ノ變更及家族ノ異動**

資格者ガ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其居住地ノ驛ニ遲滯ナク手帳ヲ返還スルコトヲ要ス  
家族ニ異動アリタルトキハ證據書類ヲ添附シテ手帳所持者居住地ノ驛ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

**第四條 手帳ノ更新**

手帳ハ五ヶ年ノ期間満了ト共ニ之ヲ更新スルコトヲ得  
更新ハ第一條ニ定ムル最初ノ請求ニ就キ定メタル手續ニ依リ之ヲ行フモノトス但シ第一條ニ定ムル身分證明書ハ提出ノ要ナキモノトス

新手帳ハ期間ノ満了セル手帳ヲ返還シ第二條ニ定ムル作成費ノ支拂アリタル後之ヲ發行ス

**第五條 複本ノ發行**

手帳ノ紛失又ハ盜難ノ場合ニ於テハ資格者ハ直チニ其ノ旨ヲ驛ニ通知スルコトヲ要ス  
紛失又ハ盜難ノ申告アリタル手帳ハ複本ヲ以テ之ニ代ヘルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鐵道ハ紛失又ハ盜難ニ關スル證明ヲ要求スル權利ヲ有ス

ノ拂戻ヲ爲サズ

**第六條 等級變更**

一等又ハ二等ヘノ等級變更ハ之ヲ認メズ

**第七條 列車**

年次休暇乗車券所持者ハ普通旅客ト同一條件ニ依リ乗車スルコトヲ得

**第八條 途中下車**

途中下車ハ一般賃率規則ニ定ムル條件ニ依リ往路及復路ニ於テ之ヲ認ム

往路ニ於テハ旅客ハ各下車驛出發ノ際手帳ニ驛印ノ押捺ヲ受クルコトヲ要ス

**第九條 檢札**

手帳ノ資格者ハ往路及復路ニ於テ乗車券ト共ニ手帳ヲ提示スルコトヲ要ス

資格者ト別個ニ旅行スル家族ハ復路ニ於テ乗車券ト共ニ年次ノ記名券片ヲ提示スルコトヲ要ス  
提示ナキトキハ旅客ハ往復共有效ナル運送證券ヲ所持セザル者ト看做ス左ノ場合亦同シ

(イ) 所定ノ滯在期間ヲ遵守セザルトキ  
(ロ) 一等又ハ二等ニ乗車スルトキ  
(ハ) 途中下車ノ際第八條所定ノ手續ヲ執ラザルトキ

徵收不足金計算ノ場合ニ考慮スペキ提示運送證券ノ價格ハ片道乗車券運賃ノ五割引ト同額トス  
詐欺的手段ヲ講ジ又ハ手帳ノ發行請求權ナキ虛偽ノ書類ヲ使用シタル者及手帳ヲ他人ニ貸與シタル者又ハ手帳ノ使用權ナキニモ拘ハラズ手帳ヲ使用シ若ハ使用セントシタル者ハ法律ニ依リ之ヲ起訴シ手帳ヲ回収ス

#### 第十條 一般條件

急行便一般貨率規則並ニ特別貨率規則第一號（第四篇往復乗車券）ノ適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限リ之ヲ適用ス

河内||ナチャム線、河内||西貢線及支線

### 第三百二P號 南部印度支那地方行苦力移民運送

#### 第一條

順化以北（順化ヲ含ム）ノ驛發キノン以南（キノン、デウトリヲ含ム）驛行印度支那人ノ移民又ハ移民團體ハ左ノ條件ニ依リ割引四等乗車券（個人又ハ團體）ヲ購求スルコトヲ得

個人旅客又ハ團體旅客

往路 普通運賃ノ四分ノ三ニ相當スル片道乗車券

復路 普通運賃ノ四分ノ三ニ相當スル片道乗車券

三歳ヨリ七歳迄ノ小兒運賃ハ往復共大人運賃ノ半額トス

#### 第二條

旅客ニ對シテハ發驛ニ於テ往路旅行ノ座席券ノミヲ發行ス（個人乗車券又ハ團體乗車券）

#### 第三條

乗車券ハ往復共使用者ノ請求ニ依リ移民ノ在住地方ノ行政長官又ハ移民事務局ニ於テ本貨率規則附錄ノ様式ニ依リ發行シタル證明書ヲ提出シタル上之ヲ發行ス

發驛ニ於テハ證明書ニ添附セル往路及復路ノ旅行ニ夫々使用スル證書ト引換ニ座席券ヲ交付ス  
前項ノ證書ハ往路ニ於テハ作成ヨリ六ヶ月以内又復路ニ於テハ移住者ガ復路ノ發驛ニ於テ提出スペキ雇傭者ヨリ交付ヲ受ケタル證明書ニ記載セル契約満了ノ翌月内ニ之ヲ使用スルコトヲ要ス

#### 第四條

普通運賃ノ四分ノ三ニ相當スル乗車券ノ價格ハ片道乗車券（一般貨率規則又ハ地域別特別貨率規則所定）ノ二割五分引トス

#### 第五條

官廳ノ組織スル團體移住者ノ輸送ニ對シテハ土木總監ノ特別決定ニ基キ往路ニ限リ普通運賃ノ四分ノ一ニ割引ス

#### 第六條

急行便一般貨率規則ノ一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限リ之ヲ適用ス

印 度 支 那 鐵 道  
(官 营)

往 路 第 ..... 號

州 名 .....

又ハ都市名 .....

移住者 { 個 人 ..... (二割五分引)  
團 體 ..... ( )

移住者數 ..... (裏面ノ名前参照)

區 間 ..... ヨリ

..... マテ

雇傭者 (氏名、住所) .....

地名 ..... 年月日 .....

(理事官及ビ移民事務局長ノ署名捺印)

發 驛 日
付 印

八三

往路旅行ノ著驛ニテ回收スルコト

印 度 支 那 鐵 道  
(官 营)

州 名 .....

又ハ都市名 .....

移住者 { 個 人 ..... 名  
團 體 .....

移住者數 .....

區 間 .....

雇傭者 .....

地名 ..... 年月日 .....

(理事官又ハ移民事務局長ノ署名捺印)

1	21
2	22
3	23
4	24
5	..
6	..
7	..
8	..
9	..
20	40

八二

注意一座席數、旅客數、往路及復路ノ區間ニ關スル事項ハ出發州ニ於  
テ指示スルコトヲ要ス

印 度 支 那 鐵 道  
(官 营)

往 路 第 ..... 號

移 住 者  
個 人 .....  
團 體 .....  
自 .....  
至 .....

注意一本證書ハ發行ノ日ヨリ六ヶ月以内=往路旅行=使用スルコトヲ  
要ス

發驛=於テ回収スルコト

印 度 支 那 鐵 道  
(官 营)

復 路 第 ..... 號

移 住 者  
個 人 .....  
團 體 .....  
自 .....  
至 .....

注意一本證書ハ労働契約満了ノ翌月迄=復路旅行=使用スルコトヲ要  
ス

著驛=於テ回収スルコト

印 度 支 那 鐵 道  
(官 营)

復 路 第 ..... 號

州 名 .....  
又ハ都市名 .....

移 住 者 { 個 人 ..... (二割五分引)  
團 體 ..... }

移 住 者 數 ..... (裏面ノ名前参照)

區 間 ..... ヨリ  
..... マデ

雇 傭 者 (氏名、住所) .....

往 路 ノ  
發 驛 日  
付 印

復 路 ノ  
發 驛 日  
付 印

旅客=於テ保管シ著驛(復路)=交付スルコト

## 第二十二號 官營及雲南兩鐵道直通往復乘車券（一、二及三等）

### 第一條 乗車券ノ發賣

一、二及三等普通連絡往復乘車券ハ請求アルトキハ官營鐵道及印度支那雲南鐵道ノ各驛發著旅客ニ對シテ之ヲ發賣ス  
割引往復連絡乘車券ハ多數家族及兩鐵道ニ於テ施行スル貨率規則ニ定ムル身分證明書ノ所持者タル戰時及戰後恩給受給者ニ對スルト同一ノ條件ニ依リ之ヲ發賣ス

### 第二條 運賃ノ計算

往復連絡乘車券ノ運賃ハ兩鐵道ノ普通往復運賃ヲ併算シテ之ヲ定ム

### 第三條 途中下車

旅客ハ鐵道所定ノ條件ニ依リ途中下車ヲ爲スコトヲ得  
接續驛ニ於テハ旅客ハ往復共其ノ到著列車ニ接續スル最初ノ列車ニ乘車セズシテ到著日中ノ任意ノ列車ニテ旅行ヲ繼續スルコトヲ得河内經由ノ乘車券所持者ハ何等ノ手續ヲ要セズシテ往復共河内ニ二十四時間滯留スルコトヲ得但シ

乗車券ノ通用期間ハ途中下車ヲ理由トシテ之ヲ延長スルコトヲ得ズ

### 第四條 通用期間

乗車券ノ通用期間ハ百糸未満ノ片道區間ニ對シテハ五日トス  
百糸ヲ超ユル區間ニ對シテハ百糸又ハ其ノ未満ヲ増ス毎ニ一日ヲ加フ

### 第五條 通用期間ノ例外

一、法定祭日—左表ニ記載セル祭禮ノ場合ニ於ケル連絡往復乘車券ノ通用期間ハ左表ノ通トス但シ本表ノ通用期間ハ本貨率規則ニ定ムル成規ノ期間ヨリ短期ナルコトヲ得ズ

祭禮名	往復乗車券發行日	有效最終列車出發日
安南正月	正月前五日目	正月後十日目
復活祭	祭前ノ木曜日	祭後ノ第二木曜日
聖靈降臨祭	祭前ノ火曜日	祭後ノ第二月曜日
七月十四日	七月九日（註一）	七月十九日（註二）
聖母昇天祭	八月十日（註一）	八月二十日（註二）
基督降誕祭及新年	十二月二十日（註一）	一月六日（註二）

註一一當日ガ日曜日又ハ月曜日ニ當ルトキハ日付ヲ前ノ土曜日ニ繰上グルコト

註二當日ガ金曜日、土曜日又ハ日曜日ニ當ルトキハ日付ヲ次ノ月曜日ニ繰下グルコト

前表ノ通用期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得ズ

二、アオモイ及ラオカイ驛又ハラオカイ以遠ノ驛發著乘車券

フォモイ及ラオカイ驛又ハラオカイ以遠ノ驛發著乗車券ノ通用期間ハ三十五日トス

前項ノ通用期間ハ日曜日及祭日ヲ含メ二十四時ヨリ起算シ二十四時ニ終ルモノトス本通用期間ハ運賃ノ一割ニ相當スル額ヲ支拂ヒテ三十五日（日曜日及祭日ヲ含ム）之ヲ延長スルコトヲ得

三、チャバ行連絡乗車券

チャバ行連絡乗車券ノ通用期間ハ九十五日（日曜日及祭日ヲ含ム）トス但シ五月十五日ヨリ七月二十九日ニ至ル期間ニ發賣シタル乗車券ハ十月三十一日迄有效トス

前項ノ通用期間ハ運賃ノ一割ニ相當スル額ヲ支拂ヒテ三十日（日曜日及祭日ヲ含ム）之ヲ延長スルコトヲ得

四、海水浴場又ハ山嶽地行旅客

左ノ各驛宛乗車券ノ通用期間ハ少クトモ二〇〇杆（復路ヲ含ム）ニ對スル運賃ヲ支拂フコトヲ條件トシテ九十五日トス

ナチヤム、ランソン、タンホア、ヴァイン、ティエンアン、ユエ、カウハイ、ツーラン、キノン、ニヤチヤン、バンゴイ、ファンチエット、ベルビュ一、ダラツト、西貢

前項ノ通用期間ハ日曜日及祭日ヲ含メ二十四時ヨリ起算シ二十四時ニ終ルモノトス通用期間ハ運賃ノ一割ニ相當スル額ヲ支拂ヒテ三十日（日曜日及祭日ヲ含ム）之ヲ延長スルコトヲ得

#### 第六條 法 定 祭 日

法定祭日ハ一月一日、安南正月ノ第一、第二日、復活祭ノ月曜日、基督昇天祭、聖靈降臨祭ノ月曜日、七月十四日聖母昇天祭（八月十五日）、十一月一日、二日（諸聖人祭）、十月十日（支那國祭日）、十一月十一日及基督降誕祭トス

#### 第七條 手 荷 物

手荷物ハ往復共乗車券面記載ノ著驛宛ニ限リ之ヲ託送スルコトヲ得手荷物ノ無質制限超過重量ニ對スル運賃ハ各鐵道ニ施行ノ貨率規則ニ依リ之ヲ計算ス

#### 第八條 一 般 條 件

急行使一般貨率規則、普通往復乗車券ニ關スル特別貨率規則及特別貨率規則所定ノ適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り往復連絡乗車券所持ノ旅客ニ之ヲ適用ス

### 第三號 定 期 乘 車 券

#### 第一篇 普 通 定 期 乘 車 券

記名式個人定期乗車券所持者ハ官營鐵道ノ特定ノ二驛間ヲ乗車スル權利ヲ有ス

##### 第一項 運 貨

1、定期乗車券ハ一年中ノ特定ノ月ニ對シ之ヲ豫約スルモノトス

2、定期乗車券ノ運賃ハ左表記載ノ數ト月數當リ運賃トノ積ニ等シキモノトス

通用期間	一ヶ月	二ヶ月	三ヶ月	四ヶ月	五ヶ月	六ヶ月	七ヶ月	八ヶ月	九ヶ月	十一十一、十二ヶ月
數	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

3、一ヶ年定期乗車券ノ期間滿了

豫約者ガ同一區間ニ對シ新ニ定期乗車券ノ豫約ヲ爲ス場合ニ於ケル本定期券ノ運賃ハ通用期間ノ如何ヲ問ハズ月數

當リ運賃ト通用月數トノ積ニ等シキモノトス

4、月數當リ運賃ハ購入者ノ豫約スル區間ノ秆程ニ從ヒ左ノ運賃表ニ依リ之ヲ計算ス

距 離	月 間	支 拂 額			
		一 等	二 等	三 等	四 等
五 秆 迄	七 八 〇 比 弗	一 〇 四	五 八 五 〇 比 弗	三 九 〇 比 弗	一 九 五 〇 比 弗
六 秆 ヨリ 二十 秆 迄	一 〇 五 二	〇 ・ 三 一	〇 ・ 二 八	〇 ・ 二 六	〇 ・ 二 六
二十一 秆 ヨリ 五十 秆 迄	〇 ・ 四 八	〇 ・ 三 九	〇 ・ 二 八	〇 ・ 一 六	〇 ・ 一 三
五十一 秆 ヨリ 百 秆 迄	〇 ・ 三 一	〇 ・ 二 八	〇 ・ 一 二	〇 ・ 一 一	〇 ・ 一 一
一百一 秆 ヨリ 二百五十 秆 迄	〇 ・ 一 六	〇 ・ 一 一	〇 ・ 一 一	〇 ・ 一 一	〇 ・ 一 一
二百五十一 秆 ヨリ 五百 秆 迄	〇 ・ 九 四	〇 ・ 七 〇	〇 ・ 七 〇	〇 ・ 七 〇	〇 ・ 八 〇
五百一 秆 ヨリ 千 秆 迄	〇 ・ 六 二	〇 ・ 四 七	〇 ・ 四 七	〇 ・ 三 一	〇 ・ 四 七
一千一 秆 ヨリ 千五百 秆 迄	〇 ・ 四 七	〇 ・ 三 五	〇 ・ 三 五	〇 ・ 二 三	〇 ・ 二 三
千五百一 秆 以上	〇 ・ 三 一	〇 ・ 二 三	〇 ・ 一 六	〇 ・ 一 六	〇 ・ 一 六

## 第二項 特 別 條 件

### 第一條 支 拂

運賃ハ一回ニ之ヲ拂込ムベキモノトス但シ左記秆程ニ對スル定期乗車券運賃ハ分割拂ヲ爲スコトヲ得(月拂又ハ三ヶ月拂)

五十秆ニ對スル一、二及三等定期乗車券

百秆ニ對スル四等定期乗車券

(イ) 月 拂—第一回拂込—三ヶ月分

爾後ノ拂込—運賃ノ全額迄一ヶ月分宛

(ロ) 三ヶ月拂—第一回拂込—五ヶ月分

第二回及第三回拂込—三ヶ月分

第四回拂込—一ヶ月分

第二條 定期券ノ使 用

定期券所持者ハ一般旅客ニ對スル列車運行表所定ノ條件ニ依リ券面記載區間ノ各驛ニ於テ乗車又ハ下車スルコトヲ得

### 第三條 取 消

定期券ノ使用資格者又ハ權利所有者(本人死亡ノ場合)ハ定期券ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ一ヶ月未滿ハ之ヲ一ヶ月ト看做シ豫約セル定期券ノ運賃ヲ使用濟月數ニ應ズル定期券運賃ニ變更スルモノトス

本人死亡ノ場合ニ於テハ死亡日ヨリ起算シ三ヶ月以内ニ取消ノ請求アリタル場合ニ限リ之ニ應ズルモノトス

契約ノ變更ハ契約期間中ニ於テ一ノ定期券ト他ノ等級又ハ區間ニ有效ナル他ノ定期券トノ代替ヲ目的トスル場合ニ限リ之ヲ認ム

變更ノ請求ハ少クトモ五日前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス請求書ニハ本人ノ寫真一葉ヲ添付スルコトヲ要ス  
變更ノ場合ニハ繼續中ノ契約ヲ解除シタル後新等級、新區間ニ對シ舊契約ノ殘存通用期間ニ等シキ期間ノ新契約ヲ

### 第四條 契 約 ノ 變 更

更ニ締結ス

九二

### 第五條 手荷物

定期券ノ名儀人ガ手荷物ヲ引取り又ハ代理人ヲシテ引取ラシムル場合ニハ當該定期券ヲ提示スルカ又ハ提示セシムルコトヲ要ス然ラザル場合ニハ當該荷物ノ全重量ニ對シ手荷物運賃ヲ徵收ス

### 第二篇 半額乗車券ヲ購入シ得ル定期乗車券

A、定期券 各等

B、定期券 二、三、四等

C、定期券 三、四等

D、定期券 四等

前項ノ定期券ハ左記ノ特定人ニ對シ之ヲ發賣ス

#### 1、普通定期券

普通定期券ハ地位職業ヲ問ハズ全テノ人ニ之ヲ發賣ス

#### 2、社員定期券

社員定期券ハ左ノ者ニ對シ之ヲ發賣ス

同一ノ商事會社又ハ工業會社ノ署名ヲ有スル定款所定ノ社員又ハ管理人

同一無名會社（代表管理人、管理人、副管理人又ハ同一有限責任會社管理人）ノ管理ヲ行フ者三名迄

前項ノ規定ノ適用ヲ受ケムトスル場合ニハ定期券ノ請求書ニ左ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要ス

a 合名會社（社員）又ハ合資會社（管理人）ノ場合ハ會社ノ文書又ハ會社ノ公示ヲ掲載スル法定公報ノ謄本

b 無名會社ノ場合ハ代表取締役、理事、副理事ヲ任命スル評議會ノ議決ニ關スル重役會々長證明書

c 有限責任會社ノ場合ハ會社ノ證明書又ハ管理人ヲ任命スル事後證明書若クハ本證明書ヲ公示セル法定公報ノ

謄本

#### 第一項 運賃

##### 1 普通定期乗車券

一年 ケ 年	六 月 ケ 月		三 月 ケ 月		百料以下ノ特定區間ヲ通用ノモノ	
	C B A	D C B A	D C B A	D C B A	及 之 等 支 線 ニ 通 用 ノ モ ノ	サ ハ ハ イ ノ ノ イ リ サ イ チ ト ゴ ヤ ン ム
一 九 ・ 五 〇	五 八 ・ 五 〇	七 ・ 三 〇	一 四 ・ 六 五	二 九 ・ 二 五	四 四 ・ 五 五	二 九 ・ 二 五 比 弗
一 九 ・ 五 〇	三 九 ・ 〇 〇	一 五 ・ 〇 〇	二 九 ・ 二 五	一 一 ・ 〇 〇	一 七 ・ 五 〇	一 一 七 ・ 〇 〇
一 九 ・ 五 〇	二 三 四 ・ 〇 〇	二 一 六 ・ 〇 〇	二 九 ・ 二 五	五 八 ・ 五 〇	三 九 ・ 〇 〇	七 八 ・ 〇 〇
一 九 ・ 五 〇	七 八 ・ 〇 〇	一 五 ・ 〇 〇	一 九 ・ 五 〇	一 九 ・ 五 〇	一 九 ・ 五 〇	比 弗

旅客及商事代理人ニ關スル特別規定

前記A、B、C定期券ハ旅客及商事代理人ニ對シ五割引スルモノトス

本割引ノ適用ヲ受クル旅客又ハ商事代理人ハ千九百十九年十月一日附法律ヲ以テ制定セラレ千九百一十七年八月二日附法律ヲ以テ修正セラレ千九百十九年十二月一日及千九百二十八年三月二十五日附命令ヲ以テ印度支那ニ公布セラ

レタル職業ノ身分證明書ノ名儀人タルコトヲ要ス

旅客又ハ商事代理人ハ前項ノ規定ニ依ルノ外商業（又ハ工業）ノ爲ニ引續キ旅行者ノ業務又ハ商事代理人ノ業務ニ從事スルコトヲ證明スル當該商館（又ハ工館）主ノ特別申告書ヲ請求書ニ添附スルコトヲ要ス右ノ申告書ガ有效ナル爲メニハ當該商館所管商業會議所ノ證明ヲ要スルモノトス

請求者ハ請求書ニ職業身分證明書ノ番號、發行ノ日時及場所ヲ記入シタル上割引乗車券ノ發賣ヲ請求シ得ル證明書ノ交付ヲ受クル爲メ之ヲ驛ニ提出スルコトヲ要ス

2 社員定期乗車券

第一定期券……普通定期券ノ運賃

第二定期券……普通定期券ノ運賃ノ二割引

第三定期券及之ニ次グモノ……普通定期券ノ運賃ノ四割引

第二項 特 別 條 件

第一條 支 拂

a 百秆迄ノ特定區間ニ有效ナル定期券運賃ハ一回ニ之ヲ拂込ムコトヲ要ス

b 百一秆以上ノ特定區間ニ有效ナル定期券

三ヶ月定期券ノ運賃ハ一回ニ之ヲ拂込ムコトヲ要ス

六ヶ月又ハ一ヶ月定期券ノ運賃ハ一回又ハ次ノ方法ニヨリ數回ニ之ヲ拂込ムコトヲ得

定期乗車券通用期間	定期乗車券申込時ニ於ケル第一次回拂込	各期間ノ初ニ於ケル拂込		
		次ノ三ヶ月	最後ノ三ヶ月	
六ヶ月	定期乗車券運賃ノ三分ノ二	定期乗車券運賃ノ三分ノ一	定期乗車券運賃ノ四分ノ一	
一ヶ月	定期乗車券運賃ノ二分ノ一	定期乗車券運賃ノ四分ノ一		

第二條 半額乗車券ノ發賣

本定期乗車券ノ提示アルトキハ半額片道乗車券ヲ發賣ス本割引ハ大人普通片道運賃ヲ基礎トシテ之ヲ計算ス（一般賃率規則又ハ地域別特別賃率規則ニ別段ノ定アルトキハ之ニ依ル）

往復乗車券ハ之ヲ發賣セズ

發驛ノ出札口ニ於テ定期乗車券ヲ提示セズシテ普通乗車券ヲ購求シタル定期券使用者ニ對シテハ運賃ノ拂戻ヲ爲サザルモノトス

半額乗車券ト定期乗車券トヲ同時ニ提示セザル旅客ハ之ヲ無札旅客ト看做ス

第三條 等 級 變 更

（a）成規ニ依リ等級變更ヲ爲ス場合ニ於テ旅客ガ乗車ヲ希望スル客車ノ等級ニ對シ定期券ガ有效ナルトキハ追徵

金ハ半額トス

(b) 旅客ガ乗車ヲ希望スル客車ノ等級ニ對シ定期券が有效ナラザルトキハ追徴金ハ全額トス

#### 第四條 契約ノ解除

定期乗車券使用者又ハ権利所有者(本人死亡ノ場合)ハ本契約ノ解除ヲ請求スルコトヲ得契約ノ解除條件ハ左ノ如シ

##### (a) 普通定期乗車券

定期乗車券通用期間		解 除		件 條
三 年 一 ケ 年	六 月 許 可 ス	許 可 セ ズ	發 行 日 ヨ リ 三 ヶ 月 以 上	
		"	"	割引セズ
		"	三 ヶ月 迄	定期乗車券運賃ニ引直ス

本人死亡ノ場合ニ於テハ死亡日ヨリ起算シ三ヶ月以内ニ請求書ヲ提出セザルトキハ解除ヲ認メザルモノトス

##### (b) 社員定期乗車券

資格者中一名ノ拂込ナキ爲メ又ハ其他ノ理由ニ因ル契約ノ解除ハ團體契約資格者全部ニ對シ之ヲ爲スモノトス

#### 第五條 契約ノ變更

契約ノ變更ハ契約ノ全期間ヲ通ジ上級ノ半額乗車券ヲ請求シ得ル他ノ定期券又ハ遠距離區間ニ有效ナル定期券ニ變更スル場合ニ限り之ヲ認ムルモノトス

社員定期乗車券ノ場合ニ在リテハ區間延長ニ關スル契約變更ノ請求ガ定期券ノ全部ニ對スルモノナル場合ニ限り之ヲ認ム

變更ノ請求ハ少クトモ五日前ニ定期乗車券ノ請求ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス請求書ニハ新定期乗車券ト同數ノ關係者ノ寫真ヲ添附スルコトヲ要ス

追徵金ハ左ノ如シ

(a) 普通定期乗車券取替ノ場合ニ於テハ原定期乗車券運賃ト取替定期乗車券運賃トノ差額

(b) 一枚又ハ數枚ノ社員定期乗車券取替ノ場合ニ於テハ變更シタル契約ニ依ル定期乗車券運賃ト原契約ニ依ル定期乗車券運賃トノ差額

(b) 項ノ運賃ハ總ベテ原契約ノ全期間ニ對スル運賃ト之ヲ看做スモノトス

分割拂ノ契約ヲ變更スル場合ニ於テハ定期乗車券交換ノ際拂込済額ト新定期券ニ對シ契約ノ頭初支拂フベキ金額トノ差額ヲ徵收ス爾後ニ支拂フベキ金額ハ變更サレタル契約ヨリ生ズル額トス

前各項ノ條件ニ依リ契約ヲ變更スルカ又第四條ニ依リ契約ヲ解除スルカハ關係者ノ任意トス

### 第三篇 第一及第二篇共通適用條件

#### 第一條 定期乗車券ノ使用

定期乗車券ハ個人専用ノモノトス名儀人以外ノ者ノ所持スル定期券ハ無効トシ鐵道係員之ヲ回収ス此ノ場合ニ於テハ鐵道ノ收受シタル運賃ノ一部並ニ保證金ハ名儀人ニ對シ之ガ拂戻ヲ爲サズ此ノ場合ニ於テハ鐵道ハ損害賠償ヲ請求シ輕罪ノ追求ヲ爲シ得ルモノトス

定期乗車券ノ名儀人ハ鐵道ノ正規ノ業務變更ニ對シ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ  
名儀人ハ不可抗力又ハ業務上ノ事由ニ起因セザル座席ノ缺除及遲延ニ對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ但シ鐵道ニ重大ナル過失アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

大ナル過失アルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
**第二條 手 荷 物**  
旅客ハ自己ニ屬セザル荷物ヲ携帶シ又ハ自己ノ所有物ト偽リ荷物ヲ託送セザルコトヲ約ス商用旅客ノ商品見本ハ個人ノ手荷物ト之ヲ看做ス

### 第三條 請 求 書

請求書ハ鐵道ノ交付スル書式ニ從ヒ之ヲ作成シ少クトモ五日前ニ驛ニ提出スルコトヲ要ス

### 第四條 社員定期乗車券ノ區間、通用期間及等級

定期乗車券ハ同一區間及同一通用期間ニテ同時ニ之ヲ豫約スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ通用期間ノ初日ヲ最初ニ豫約セル定期券ト同一トスルコトヲ條件トシテ新ニ定期乗車券ヲ請求スルコトヲ得

豫約者ニ對シテハ定期乗車券ヲ各別ニ發行ス

定期券ハ等級ヲ異ニスルコトヲ得右ノ場合ニ於テ運賃計算ニ當リテハ最高等級ノ定期券ハ各種類ノ定期券ニ付キ之ヲ最初ノモノト看做シ他ハ等級ヲ減ズルニ從ヒ順ヲ追ツテ之ヲ排列ス

### 第五條 分割拂定期乗車券ノ發賣

定期券ハ任意ノ驛ニ於テ之ヲ發賣ス分割拂ノ場合ニ於テハ原則トシテ定期券發行驛ニ拂込ヲ爲スモノトス但シ書面ヲ以テ八日前ニ請求スルトキハ定期券所持者ハ其ノ指定セル何レカノ驛ニ於テ引續キ拂込ヲ爲スコトヲ得

社員定期券ニ在リテハ同時ニ且同一期間ニ對シ拂込ヲ爲スコトヲ要ス何等カノ理由ニ因リ名儀人中ノ一名ガ拂込ヲ停止シタルトキハ團體契約ノ全名儀人ハ定期券ヲ返却シ當該契約ヲ解除スベキモノトス

### 第六條 保 證 金

定期券ノ交付ヲ受ケタルトキハ豫約者ハ定期乗車券返還保證トシテ本定期券價格ノ半額ニ等シキ金額（最高五十比弗）ヲ拂込ムモノトス

定期乗車券ハ直接又ハ書留郵便ヲ以テ通用期間満了後遲クトモ八日以内ニ關係鐵道ノ一驛ニ之ヲ返還スルコトヲ要ス此ノ場合保證金ハ之ヲ關係者ニ拂戻スモノトス所定ノ期間内ニ定期乗車券ノ返還ナキトキハ保證金ハ鐵道之ヲ收得ス

分割拂ニ依リ運賃ヲ支拂フ豫約者ガ前期間満了日ノ翌日ヨリ起算シテ八日以内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ關係驛ハ通知ノ日ヨリ八日以内ニ拂込ナキトキハ契約ハ解除サレタルモノト看做シ且保證金ヲ鐵道ノ所得トスル旨ヲ豫約者ニ通知ス

### 第七條 定期乗車券ノ紛失又ハ盜難ノ場合ニ於ケル複本ノ交付

定期乗車券ノ紛失又ハ盜難ノ場合ニ於テハ定期乗車券所持者ハ其ノ旨ヲ直チニ鐵道ニ申告スルコトヲ要ス

前項ノ申告ヲ爲シタル紛失又ハ盜難ニカヽリタル定期券ニ對シテハ複本ヲ以テ其ノ代用ト爲ス

前項ノ複本ハ十日ノ期間ヲ經過シ且新ニ保證金ヲ支拂ヒタル場合ニ限り之ヲ交付スルコトヲ得定期券ノ返還保證ト

シテ提供シタル保證金ハ定期券ガ紛失又ハ盜難ニカヽリ發見セラレザルトキハ鐵道之ヲ收得ス  
定期券ノ複本ヲ所持セザル名儀人ハ乗車券ヲ購求スルコトヲ要ス 乗車券運賃ハ如何ナル場合ト雖之ヲ拂戾サザルモノトス

ノトス

### 第八條 列 車

乗車及區間ニ關スル諸條件ニ就テハ定期券所持者ハ之ヲ普通片道又ハ往復乗車券ヲ所持スル旅客ト看做ス

#### 第九條

急行便一般賃率規則ノ一般適用條件ハ前諸條件ニ抵觸セザル限り之ヲ適用ス

## 第四號 團 體 旅 客

### 第一篇 家 族

少クトモ三人家族ノ戸主又ハ妻ガ一、二又ハ三等ニ依リ往復旅行ヲ爲ス場合ニ於テハ左記ニ依リ團體乗車券ヲ購求スルコトヲ得

直系尊屬及其ノ配偶者、卑屬（註）及其ノ配偶者並家族數ヲ超ヘザル員數ノ使用人ハ之ヲ家族ト看做ス

一、運 貨—往路及復路區間共

二、名—全 額

第三番目以下ノ者—運賃ノ四分ノ一

三歳ヨリ七歳迄ノ小兒—大人運賃ノ半額

二、最低距離—二百杆（復路ヲ含ム）

有效期間一九十五日

個人乗車券—少クトモ三名ハ往復共團體乗車券ヲ以テ旅行スルコトヲ要ス

其他ノ者ハ各人共當該區間ノ全額運賃ノ一割ニ等シキ増運賃ヲ支拂ヒテ個人乗車券ヲ入手スルコトヲ得

半額乗車券—家族ノ一員（使用人ヲ除ク）ハ五比弗ノ供託金ヲ支拂ヒテ發驛ヨリ家族滯在地迄ノ半額乗車券ヲ購求シ得ル身分證明書ヲ入手スルコトヲ得

證明書ハ最後ノ家族ガ歸還シテヨリ遲クトモ八日以内ニ之ヲ返還スルコトヲ要ス然ラザル場合ハ委託金ハ鐵道ノ收入トナル

（註）父母ヲ有セザル孤兒ハ丁年ニ達スル前ニ之ヲ收容セル者ノ卑屬タル資格ヲ有スルモノトス

### 特別條件

#### 第一條 乘車券ノ請求

團體乗車券請求書ハ鐵道ノ定ムル様式ニ依リ之ヲ作成シ少クトモ二十四時間前ニ發驛ニ提出スルコトヲ要ス

鐵道ハ戸籍上ノ身分證明書其他結婚手帳抜萃、出生證明書、身分證明書ノ提出ヲ求メ團體員間ノ親族關係ノ立證ヲ要求スルコトヲ得

個人乗車券又ハ半額乗車券ノ所持者ハ異ナル等級ニテ旅行スルコトヲ得

正規ノ等級變更ヲ爲ス場合ニ於テハ團體乗車券ヲ以テ旅行スル第三番目以下ノ者及個人乗車券又ハ半額乗車券ヲ以

テ旅行スル者ヨリ半額賃率ニ依リ計算シタル運賃ノ差額ヲ追徴ス

### 第三條 乗車券ノ使用

往路ニ於テハ鐵道係員ノ請求アルトキハ往路及復路ノ二券片ヲ同時ニ提示スルコトヲ要ス往路ノ券片ノミヲ提示シテ復路ノ券片ヲ提示セザル者ハ之ヲ無札旅客ト看做ス旅客ノ提示シタル券片ノ價格ハ徵收不足額計算ノ際左ノ金額ニ之ヲ換算スルモノトス

個人乗車券 片道大人運賃ノ四分ノ一

團體乗車券 團體乗車券ヲ以テ旅行スル二名ヲ超ユル者一名ニ付キ片道大人運賃ノ四分ノ一  
其 他 半額乗車券ト共ニ身分證明書ヲ提示セザル者ハ之ヲ無札旅客ト看做ス

### 第二篇 林間學校

左ニ掲タル者ヨリ成ル團體ハ以下ノ條件ニ依リ割引乗車券ヲ購求スルコトヲ得

二十一歳ニ達セザル兒童、男女青年ニシテ市町村、博愛事業、教育團體、スポーツ協會ノ開設ニ係ル田園、山、海邊ノ林間學校ニ赴ク者

團體員十名又ハ其ノ未滿毎ニ一名ノ割合ニ依ル附添人

#### 條 件

兒童及男女青年ハ往復共一緒ニ旅行スルコトヲ要ス

附添人ハ往路及復路共單獨ニテ旅行スルコトヲ得

運 賃—往路及復路區間ニ對シ

(イ) 團體旅客(團體乗車券)

一、二及三等 所定運賃ノ四分ノ一、最低運賃ハ本運賃ニ依ル乗車券十枚分

四 等 所定運賃ノ半額、最低運賃ハ半額乗車券二十枚分

三歳ヨリ七歳迄ノ小兒運賃ハ大人運賃ノ半額トス

(ロ) 個人旅客(附添人)

一、二及三等 所定運賃ノ四分ノ三  
四 等 所定運賃ノ半額

往路又ハ復路區間ハ夫々之ヲ片道旅行ト看做シ各發驛ニ於テ運賃ヲ徵收ス  
通用期間—三ヶ月

團體ハ出發日ヨリ起算シテ八日前ニ復路旅行ヲ爲スコトヲ得ス

附添人ハ團體ノ出發日ヨリ起算シ遲クトモ三ヶ月以内ニ復路旅行ヲ爲スコトヲ要ス

#### 特 別 條 件

#### 第一條 申込

鐵道ノ定ムル様式ニ依リ作成シタル團體乗車ノ申込書ハ少クトモ二十四時間前ニ發驛ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス  
各團體員(團體旅客及個人旅客)ハ記名式證明書ヲ所持スルコトヲ要ス附添人ハ證明書ノ外ニ鐵道所定ノ様式ニ依ル證明書ヲ所持スルコトヲ要ス

#### 第三條 經路

復路旅行ニ於テハ往路旅行ノ著驛ト異ル驛ヲ出發驛ト定ムルコトヲ得

#### 第四條 車輛ノ等級

團體乗車券ニ依リ旅行スル團體員ハ同一等級ノ車輛ニテ旅行スルコトヲ要ス  
個人乗車券持所人ハ異ナル等級ノ車輛ニテ旅行スルコトヲ得

正規ノ等級變更ノ場合ニ於テハ提出シタル乗車券ト同率ノ割引（賃率ノ四分ノ三、半額、四分ノ一）ニ限り追徵金ヲ徵收ス

#### 第五條 途中下車

團體旅客ハ當時又ハ多客期ニ限り禁止セラレタル列車以外ノ列車ニ全額運賃ヲ支拂フ旅客ト同一條件ニ限り乗車スルコトヲ得

#### 第六條 途中下車

途中下車ハ之ヲ認メズ

團體又ハ個人旅客ガ途中下車ヲ爲シタルトキハ之ヲ無札旅客ト看做シ提示シタル乗車券ノ價格ガ片道乗車券ノ價格ヲ超ユル場合ト雖拂戾ヲ爲サザルモノトス

#### 第三篇 體操協會、スポーツ隊及義勇兵團體

左ノ者ヨリ成ル團體ハ下記條件ニ依リ團體乗車券ヲ購求スルコトヲ得

競技會、公式ノ祭禮、キヤンプニ參加スル爲往復スル體操協會、スポーツ隊又ハ義勇兵團體ノ構成員タル大人、男女青年又ハ兒童（年齢ノ如何ヲ問ハズ）

團體員十名又ハ其ノ未滿ニ付一名ノ割合ニ依ル團體組織者、管理者、指導者、隊長、義勇兵長  
條件

團體ヲ構成スル體操團體員、スポーツ隊員、義勇兵團體員ハ往復共一緒ニ旅行スルコトヲ要ス  
附添人、團體組織者、管理者、指導者、隊長、義勇兵長ハ往復共單獨ニテ旅行スルコトヲ得  
運賃—往復各區間ニ對シ

##### (イ) 團體旅客（團體乗車券）

三及四等 半額、最低運賃ハ半額乗車券五枚分

##### (ロ) 個人旅客（附添人、團體組織者等）

二、三及四等 半額

往路及復路區間ハ各別ノ片道旅行ト之ヲ看做シ各發驛ニ於テ運賃ヲ徵收ス

往路及復路ニ於ケル乗車券ノ發賣

往路ノ乗車券ハ競技會、祭禮又ハキヤンプ開始日ノ五日前ニ之ガ發賣ヲ開始ス

復路ノ乗車券ハ競技會、祭禮、キヤンプ終了後五日以内ニ之ヲ發賣ス

#### 特別條件

##### 第一條 申込

鐵道ノ定ムル様式ニ依リ作成シタル團體乗車ノ申込書ハ少クトモ二十四時間前ニ發驛ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス  
申込書ニハ旅客ノ員數、區間、等級、出發日時、旅行ノ目的ヲ記載スルコトヲ要ス

##### 第二條 身分證明書

團體長ハ各參加員ノ氏名ヲ記載シタル團體員名簿ヲ所持スルコトヲ要ス

前項ノ名簿ハ協會ノ指揮者ニ於テ署名シ且發驛ノ查證ヲ必要トス

團體員及單獨旅客ハ指揮者又ハ團體員タル資格ヲ證明スル證明書ヲ所持スルコトヲ要ス

### 第三條 車輛ノ等級

團體乗車券ニ依リ旅行スル團體員ハ同一等級ノ車輛ニテ旅行スルコトヲ要ス

個人乗車券所持者ハ異ナル等級ノ車輛ニテ旅行スルコトヲ得

正規ノ等級變更ヲ爲ス場合ニハ半額計算ニ依ル追徵ヲ行フモノトス

### 第四條 途中下車

團體乗車券及個人乗車券ヲ所持スル者ハ往復共全額運賃ヲ支拂フ旅客ト同一條件ニ依リ途中下車ヲ爲スコトニ得

## 第四篇 特別車輛及特別列車

### 第一章 特別車輛

旅客ニ對シテハ寢臺附又ハ寢臺ナキ同一等級（一等及二等）ノ特別車輛ヲ提供スルコトヲ得

旅客一人當リ運賃

（イ） 寢臺ナキモノ 一等運賃ノ四分ノ三

三歳ヨリ七歳迄ノ小兒運賃ハ大人運賃ノ半額

（ロ） 寢臺附ノモノ 急行使特別賃率規則第五號（一、二及三等寢臺）ノ（ロ）項ニ定ムル追加料金

最低運賃

一等運賃ノ四分ノ三分ヲ支拂フ乗車券十枚分

最少區間 二百杆

### 第二章 特別列車

各等級ノ車輛ヲ以テ組成セル特別列車ハ左ノ條件ニ依リ之ヲ運轉スルコトヲ得

旅客一人當リ運賃

一、二及三等 半額

四 等 全額運賃

三歳ヨリ七歳迄ノ小兒運賃ハ大人運賃ノ半額

寢臺 急行使特別賃率規則第五號（一、二及三等寢臺）ノ（ロ）項ニ定ムル追加料金

低運賃 四等ノ全額運賃ヲ支拂フ乗車券一百五十枚分

最少區間 五十杆

### 第三章 第一章及第二章共通特別條件

#### 第一條 申込

鐵道ノ定ムル様式ニ依リ作成シタル特別車輛又ハ特別列車申込書ハ少クトモ八日前ニ關係地方鐵道局長（河内、ツーラン、ニヤチヤン、西貢）ニ提出スルコトヲ要ス  
鐵道ハ請求アリタル車輛（又ハ列車）ヲ提供シ得ルヤ否ヤヲ判定シ且車輛（又ハ列車）ノ運轉條件ヲ定ムル權限ヲ留保ス

### 第二條 乗車券ノ使用

特別乗車券ハ當該乗車券面ニ指定ノ車輛又ハ列車ニ限り有效トス

旅客ガ單獨ニテ途中下車ヲ爲シタルトキハ無札旅客ト之ヲ看做ス此ノ場合旅客ノ提出シタル乗車券ノ價格ハ徵收不足金額ノ計算ニ際シ一、二及三等旅客ニ在リテハ五割引、四等旅客ニ在リテハ片道運賃全額ト同額ニ算定シ價格ガ假令實際ノ旅行區間ニ相當スル片道運賃ヲ超過スル場合ト雖拂戻ヲ爲ザザルモノトス

### 第三條 無賃又ハ割引ノ特典ヲ受クル旅客ノ特別車輛（又ハ特別列車）乗車

特別列車ノ全運轉區間ニ對シ無賃又ハ本篇所定ノ割引率ヨリモ高率ナル割引ノ特典ヲ受クル旅客ハ團體組織者ノ書面ニヨル許可ヲ得テ無賃又ハ割引運賃ニ依リ特別車輛（又ハ特別列車）ニ乗車スルコトヲ得

前項ノ旅客ニ對スル運賃ハ最低運賃ヲ計算スル場合ニハ之ヲ算入セザルモノトス

### 第四條 列車ノ途中停車

途中驛ニ於テ一時間以上停車スル場合ニハ一列車ニ付二十比弗ヲ追徴ス

前項ノ追徴金ハ最低運賃ヲ計算スル場合ニハ之ヲ算入セザルモノトス

### 第五條 支拂

團體組織者ニ交付スル乗車券ノ運賃ハ少クトモ發車二十四時間前ニ特別車輛又ハ特別列車ノ發驛ニ於テ團體組織者之ヲ支拂フコトヲ要ス

團體組織者ノ運賃未支拂乗車券ノ返還ハ之ヲ認ムルモノトス但シ如何ナル場合ニ於テモ所定ノ最低運賃ハ之ヲ收受ス

運賃支拂済ノ未使用乗車券ニ對シテハ何等ノ拂戻ヲ爲サズ

## 第五篇 第一、二、三及四篇共通適用條件

### 第一條 運賃ノ計算

全額運賃トハ完全ナ座席ヲ提供スル片道乗車券ノ價格ヲ謂フ（一般賃率又ハ地域別特別賃率）半額トハ全額運賃ノ五割引ヲ謂フ

運賃ノ四分ノ一（又ハ運賃ノ四分ノ三）トハ全額運賃ノ七割五分引（又ハ二割五分引）ヲ謂フ

### 第二條 通用期間

乗車券ノ通用期間ハ券面記載ノ出發日ヨリ之ヲ起算ス通用期間ニハ日曜及法定祭日ヲ含ム

前項ノ期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得ズ

旅客ハ復路ノ發驛、場合ニ依リテハ途中停車驛ニ於テ通用期間満了前ニ發車スル列車ニ乗車スルコトヲ條件トシテ

乗車券ノ通用期間満了後ニ出發地點ニ歸還スルコトヲ得

所定ノ期間内ニ使用セザル乗車券ハ無效トシ之ニ對シテハ運賃ノ拂戻ヲ爲ザザルモノトス

### 第三條 乗車券ノ使用

乗車券ハ豫約シタル者ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ要ス乗車券ヲ構成スル券片ノ賣買ハ之ヲ禁止ス

團體又ハ個人旅客ガ乗車禁止列車ニ乗車シタルトキハ當該列車ニ依ル旅行區間ニ對シ有效ナル乗車券ヲ所持セザルモノト之ヲ看做ス此ノ場合提出シタル乗車券ノ價格ハ追徴金ノ計算ニ際シ當該團體又ハ個人旅客ニ對スル割引片道乗車券ノ價格ト同額ニ算定ス

### 第四條 紛失又ハ盜難ニ罹リタル乗車券又ハ證明書

記名式乗車券又ハ身分證明書ガ紛失又ハ盜難ニ罹リタルトキハ直チニ其ノ旨ヲ關係地方局長(河内、ツーラン、ニヤチヤン、西貢)タル主任技師ニ通知スルコトヲ要ス

紛失又ハ盜難ニ罹リ發見サレザル身分證明書ニ對スル供託金ヲ徵收スルモノトス  
複本ヲ發行シタル場合ニハ新ニ五比弗ノ供託金ヲ徵收スルモノトス

#### 第五條 未使用又ハ一部使用ノ乗車券

乗車券ノ紛失又ハ鐵道ノ責ニ歸セザル理由ニ因ル旅行中止ノ場合ニ於テハ鐵道ハ運賃ノ拂戻ヲ爲ス必要ナキモノトス

#### 第六條 手荷物

旅客ハ自己ノ手荷物ニ非ラザル物品ヲ携行シ又ハ自己ノ手荷物ト詐稱シテ託送セザルコトヲ約ス

#### 第七條 應召旅客

本貨率規則ハ引換券ニ依リ又ハ召集ヲ受ケ旅行スル旅客ニ對シテハ之ヲ適用セズ

急行使一般貨率規則、急行使特別貨率規則第二號(往復乗車券)、同第五號(一、二及三等寢臺)ノ一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り之ヲ適用ス

### 第五號 一、二及三等寢臺

#### 一、料金

##### A、單獨旅客

寢臺一個ニ付キ徵收スル料金ハ左ノ如シ

片道		寢臺		
		一等	二等	三等
千 杆 以 上	杆	寢臺二個ヲ有スル室 十四比弗 二十比弗	寢臺四個ヲ有スル室 十比弗 十四比弗 十四比弗 十四比弗	八比弗 十二比弗

#### B、特別客車及特別列車

急行使特別貨率規則第四號(團體旅客)第四篇(特別客車及特別列車)所定ノ條件ニ依リ發行スル乗車券ノ所持者ニ對シテハ當該乗車券Aニ定ムル運賃ヲ二割五分引スルモノトス  
團體旅客ニ對シテハ其ノ全部又ハ一部ニ對シ本割引ヲ適用スルコトヲ得

#### C、家族團體

急行使特別貨率規則第四號(團體旅客—家族)第一篇所定ノ條件ニ依リ發行スル乗車券ノ所持人ニ對シテハ乗車券ノ提示ヲ求メAニ定ムル運賃ヲ左ノ如ク割引スルモノトス

#### 第一及第二番目ノ者

割引ナシ

#### 第三人目以下ノ者

五割引

前項ノ割引ハ旅客ガ豫メ寢臺ノ豫約ヲ爲シ且ツ一團トナリテ旅行スル場合ニ限ル

#### D、定期券所持者

一一一

急行便特別賃率規則第三號（定期乗車券）第一篇及第二篇所定ノ條件ニ依リ五百杆以上ノ區間ニ對シ發行スル定期券ノ所持人ニ對シテハ當該定期券ノ提示ヲ求メAニ定ムル運賃ヲ五割引スルモノトス

#### E、週末往復乗車券

週末往復乗車券又ハ法定祭日往復乗車券ノ所持者ニシテ少クトモ一千杆ノ旅行（復路ヲ含ム）ヲ爲ス者（急行便特別賃率規則第二號第三篇）ニ對シテハAニ定ムル運賃ヲ五割引スルモノトス

#### F、大家族員、退役軍人及戰爭恩給受領者

フランス市民ノ大家族員、退役軍人及戰爭恩給受領者ニシテ急行便特別賃率規則第七號所定ノ割引ヲ適用スル者ニ對シテモ亦Aニ定ムル寢臺料金ニ對シ同率ノ割引ヲ爲スモノトス

#### 二、適用條件

##### 第一條 旅客ノ使用ニ供スル寢臺附屬品

一、二等寢臺旅客ハ寢臺附屬品（敷布、枕、被布）ヲ使用スルコトヲ得

但シ被布ハ冬期ニ限リ又二等寢臺旅客ハ之ガ豫備アル場合ニ限り之ヲ使用スルコトヲ得

一等旅客ハ右ノ外蚊帳、手拭ヲ使用スルコトヲ得

三等寢臺ニハ寢臺附屬品ノ備付ナシ

##### 第二條 寢臺ノ貸與

寢臺ハ相當乗車券ヲ提示シ且當該寢臺ニ相當スル料金ヲ前納スル場合ニハ豫メ之ヲ貸與スルコトヲ得

寢臺車室ハ相當等級ノ乗車券ヲ提示シ且當該車室内ノ寢臺數ニ相當スル料金ヲ支拂ヒタル場合ニハ之ヲ貸切ルコトヲ得

寢臺ハ左記ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ要ス

一、列車組成驛ニ對シテハ遅クトモ發車三時間前

二、其ノ他ノ途中驛ニ對シテハ遅クトモ列車組成驛發車時刻十二時間前

三、如何ナル場合ニ於テモ列車出發三十時間前

前項ノ請求ハ組成驛ニ於テ受付順ニ依リ空席ノ限度内ニ於テ之ニ應ズルモノトス但シ長距離旅行ニ對スル寢臺ノ請求ハ之ガ優先權ヲ認メ五百杆以下ノ區間ニ對スル寢臺ノ請求ハ遅クトモ列車組成驛ノ發車時刻二十四時間前ニ限り空席アル場合之ニ應ズルモノトス

列車組成驛ハ發驛ヲ介シテ旅客ニ對シ其ノ請求ノ諸否ヲ通知スルモノトス請求ニ應ジ得ザル場合ニハ收受セル料金ヲ拂戻スモノトス

電信不通ノ場合ニ於テハ鐵道ハ寢臺請求ニ關スル連絡ヲ保證セザルモノトス

往復乗車券ヲ所持シ且寢臺券ヲ有スル旅客ハ前各項ノ諸條件ヲ以テ往復各區間ニ對シ往路ニ付テハ最初ノ發驛又復路ニ付テハ復路ノ發驛ニ寢臺ヲ保留スルモノトス

#### 第三條 座席ノ取消

豫約シタル寢臺ノ取消アリタルトキハ左ノ場合ニ限り寢臺料金ヲ拂戻スモノトス

一、尠クトモ發車三時間前ニ列車組成驛ニ對シ取消ノ請求アリタルトキ

二、其他ノ驛ニ對シ組成驛ノ發車時刻ノ少クトモ十二時間前ニ取消ノ請求アリタルトキ

豫約シタル寢臺ガ所定ノ時間内ニ取消ナク且所定日ノ列車ニ於テ之ヲ使用セザルトキハ支拂濟ノ料金ハ鐵道ニ於テ

全部之ヲ取得ス

#### 第四條 座席ノ獲得

旅客ハ左記ノ乗車券ヲ所持セザルトキハ寢臺ヲ使用スルコトヲ得ズ

一等寢臺ノ場合一等乗車券

二等寢臺ノ場合一等又ハ二等乗車券

三等寢臺ノ場合一、二、三等乗車券

旅客ハ乗車ヲ希望スル列車ニ寢臺車ガ連結サレ且寢臺ノ空席アル場合ニ限リ寢臺ヲ請求スルコトヲ得  
車室ハ男子専用室ト女子専用室トニ區別セザルモノトス 寝臺ハ同一車室ノ寢臺使用者全部ノ同意ナキ限りハ十二時ヨリ十五時迄及二十時ヨリ翌日八時迄必ズ寢臺トシテ使用シ残餘ノ時間ヲ座席トシテ使用スルコトヲ要ス

寢臺ハ寢臺券ヲ所持スル者ニ限り之ヲ使用スルコトヲ要ス

豫メ鐵道ノ許可ナキ寢臺券ノ譲渡ハ之ヲ禁止ス 寢臺使用者ニシテ當該寢臺ニ相當セザル寢臺券ヲ提示セル旅客ハ其ノ所持スル寢臺券面記載ノ全區間ニ對スル寢臺料金ヲ支拂フコトヲ要ス 此ノ場合ニハ不正乗車（急行便一般賃率規則第十一條）ノ場合ニ支拂フベキ追徵金ヲモ徵收ス

#### 第五條 寢臺車ノ廢止

事情ニ因リ寢臺車ヲ所定ノ列車ニ連結シ得ザルカ又ハ寢臺車ガ途中ニ於テ事故ニ因リ使用不能トナリタル場合ニハ  
鐵道ハ寢臺旅客ヲシテ乗車券面等級相當ノ座席ヲ使用セシメ左記條件ニ依リ寢臺料金ヲ拂戻スモノトス

一、寢臺料金支拂區間ノ四分ノ一以下ヲ乘車シタルトキハ當該料金ノ全額

一、寢臺料金支拂區間ノ半分以下ヲ乘車シタルトキハ當該料金ノ七割五分

一、寢臺料金支拂區間ノ四分ノ三以下ヲ乘車シタルトキハ當該料金ノ半額

一、寢臺料金支拂區間ノ四分ノ三以上ヲ乘車シタルトキハ當該料金ノ二割五分  
旅客ハ寢臺車ノ廢止ニ對シ何等ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

#### 第六條 小兒

兒

三歳ヨリ七歳迄ノ小兒ハ寢臺料金ヲ支拂ヒ一名ニテ寢臺一個ヲ使用スルコトヲ得

#### 第七條 一般適用條件

急行便一般賃率規則一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り本賃率規則ニ依ル運送ニ之ヲ適用ス

### 第七號 單獨旅客ニ對スル割引

#### 第一篇 フランス市民ノ大家族

##### 第一章 十八歳ニ達セザル小兒三名ヲ有スル家族

###### 第一條 割引率

少クトモ十八歳以下ノ小兒三名ヲ有スルフランス市民ノ家族ニ在リテハ父、母及十八歳以下ノ小兒ニ對シ各別ノ證明書ニ依リ一、二及三等運賃ヲ左ノ如ク割引ス

全座席ノ普通片道乗車券（一般賃率又ハ地域別賃率）（三歳ヨリ七歳迄ノ小兒ニ對シテハ半座席片道乗車券）

普通往復乗車券（急行便特別賃率規則第二號第一篇）

小兒三名ノ家族

三割引

同 四名ノ家族

四割引

同 五名ノ家族	五割引
同 六名ノ家族	六割引
同 七名以上ノ家族	七割引

## 第二條 身分證明書ノ請求

身分證明書ハハノイ、ツーラン、ニヤチヤン又ハサイゴンノ地方鐵道局長タル主任技師ニ之ヲ請求スルモノトス請求書ハ鐵道ヨリ交付スル特殊ノ書式ニ依リ之ヲ作成スルコトヲ要ス

請求書ハ家族長之ニ署名シ市長、同助役、家族長居住地州長官ノ證明ヲ受クルコトヲ要ス

請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一一關係者間ノ親族關係ヲ證明スル家族手帳又ハ之ニ相當スル他ノ書類（戶籍抄本等）

二一關係者ノ國籍ヲ證明スル正式ノ書類（軍隊手帳、選舉人カード、フランス人ノ場合ハ府縣、印度支那人ノ場合

ハ州長官發行ノ身分證明書、國籍證明書、歸化證明書、恩給證書（又ハ之ト同等ノ書類）

三一植民地内ニ居住スル小兒ニ在リテハ市長、助役又ハ州長官ノ作成日付ヨリ十五日以上ヲ經過セザル居住證明書

植民地外ニ居住スル小兒ニ在リテハ事情ニ因リ相當官廳ノ作成シタル上記同等ノ書類

身分證明書請求書ニハ頭高二糧以上、橫約三糧、縱四糧ノ各資格者ノ寫真ヲ添附スルコトヲ要ス

フランス・ナショナル鐵道會社ノ發行シタル證明書ハ印度支那ニ於テ發行シタル證明書ト同様ニ期間滿了マデ印度

支那鐵道ニ對シテモ有效トス

## 第三條 家族員數ノ變更

割引ノ請求權ヲ有スル小兒員數ニ變更アルトキハ家長ハ前條所定ノ主任技師ニ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ

要ス必要アルトキハ家長ハ通知ト共ニ新ニ身分證明書、請求書ヲ提出スルモノトス

無效トナリタル證明書ハ總テ之ヲ鐵道ニ返還スルコトヲ要ス

離婚ノ場合ニ於テ配偶者ノ家族トシテ計算スペキ小兒ノ員數ハ配偶者ガ法的ニ保護スル小兒ノ員數トス

## 第四條 證明書ノ作成及有效期間

證明書ハ請求ノ日ヲ除キ十日以内ニ之ヲ作成スルコトヲ要ス證明書ハ小兒ノ一名ガ十八歳ニ達シ割引率ノ訂正ヲ要スル最近ノ期日又ハ作成後二ヶ年ヲ經過シタルトキハ無效トス

ヲ添附シテ第二條所定ノ主任技師ニ提出スルコトヲ要ス  
新證明書ハ無效トナリタル證明書ト引換ニ之ヲ發行スルモノトス

## 第二章 第一章ノ規定ヲ適用セザル大家族ノ父母

### 第一條 割引率

次ノ大家族ノ父母ニ對シテハ各別ノ身分證明書ヲ提出スルトキハ一、二及三等普通片道運賃（一般賃率規則又ハ地域的特別賃率規則）及普通往復運賃ノ三割引ヲ行フ

（イ）十八歳未満ノ小兒三名ヲ有セザルニモ拘ハラズ第一章ノ規定ニ依リ少クトモ五割引ノ特典ヲ受ケタル家族

（ロ）死亡證書ニ「フランスノ爲ニ死ス」ナル記事ヲ有スル死亡シタル小兒ノ員數ト生存セル小兒ノ員數トノ和ガ年齡ノ如何ヲ問ハズ千九百一十三年八月十日以後ノ或ル時期ニ於テ少クトモ五名ナルカ又ハ五名ナリシ家族

## 第二條 身分證明書ノ請求

身分證明書ハ第一章第二條所定ト同一條件ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ要ス

關係者ハ前項ニ依ルノ外左ノ書類ヲ提出スルコトヲ要ス

(イ) 第一條ノ(イ)項ニ在リテハ左ノ事項ヲ記載セル書類

(1) 請求者ノ家族ニ對シ五割引ノ證明書ヲ最後ニ發行シタル地方鐵道局名(ハノイ、ツーラン、ニヤチヤン又ハサイゴン)

(2) 證明書發行年

(ロ) 第一條ノ(ロ)項ニ在リテハ

(1) 生存スル小兒ニ就テハ第一章第二條ニ定ムル生存證明書

(2) 死亡セル小兒ニ就テハ「フランスノ爲ニ死ス」ナル記事ヲ有スル死亡證明書ノ抄本

フランス・ナショナル鐵道會社ノ發行セル證明書ハ印度支那ニ於テ發行シタル證明書ト同様ニ期間滿了迄印度支那鐵道ニ對シテモ有效トス

第三條 證明書ノ作成及有效期間

身分證明書ハ請求ノ日ヲ除キ十五日以内ニ之ヲ作成スルモノトス 身分證明書ハ作成ノ日ヨリ四ヶ年ヲ經過シタルトキハ無效トス

#### 第四條 證明書ノ更新

證明書ハ其ノ作成ノ場合ニ於ケルト同一手續ニ從ヒ第一章第五條第二項所定ト同一條件ニ依リ之ヲ更新ス

### 第二篇 フランス人タル戰時、戰後ノ退役者及恩給者

#### 第一條

廢兵程度二五%ノフランス人タル戰時、戰後ノ退役者及恩給者ハ寫真ヲ附シタル廢兵證明書ヲ提出シテ普通片道乘车券(一般貨率規則又ハ地域別特別貨率規則所定ノ個人乘车券)及急行使特別貨率規則第二號(往復乘车券)第一、二及三篇所定ノ往復乘车券ニ對シ左ノ割引ヲ受クルモノトス

廢兵程度二割五分乃至五割ノ退役者又ハ恩給者一五割

廢兵程度二割五分乃至五割ノ退役者又ハ恩給者一七割五分

前項ニ依ルノ外十割ノ廢兵案内人ニ對シテハ無貨ノ取扱ヲ爲ス此ノ場合ニハ退役者又ハ恩給者及其ノ案内人ニ對シ乘车券一枚ヲ發行ス

廢兵ガ戰争ニ因ル盲人ナルトキハ特別證明書ニ依リ案内人ニ代リ同一條件ニ依リ盲導犬ヲ無貨ニテ運送スルコトヲ得

#### 第二條 ベルギー人タル廢兵

本質率規則ハ印度支那ニ當時職業ヲ持ツベルギー人タル廢兵ニモ之ヲ適用ス

#### 第三篇 豫備將校

##### 第一條

豫備將校ハ毎年印度支那訓練學校ニ於テ作成スル寫真附昇級證明書ヲ提出シテ三等個人乘车券又ハ證券ヲ以テ一等

ノ座席ヲ使用スルコトヲ得

昇級證明書所持人ハ急行便特別賃率規則第五號ニ定ムル料金ヲ支拂フ場合ニ限り優等座席(寢臺)ヲ使用スルコトヲ得

### 第二二條

證明書ニハ印度支那鐵道營業局長(又ハ其ノ代理者)又ハ印度支那雲南鐵道會社々長(又ハ其ノ代理者)ノ署名ヲ要ス

フランスニ於テ作成シタル證明書ハ印度支那ニ於テハ無效トス

### 第二三條

證明書ニハ印度支那鐵道營業局長(又ハ其ノ代理者)又ハ印度支那雲南鐵道會社々長(又ハ其ノ代理者)ノ署名ヲ要ス

ガ昇級證明書ヲ所持スル場合亦同ジ

昇級證明書所持人ハ乗車條件ニ於テハ之ヲ一等旅客ト看做ス

### 第二四條

昇級證明書ハ之ヲ無賃乗車證ニ代用スルコトヲ得ズ有效ナル乗車券又ハ無賃乗車證ヲ所持セズシテ證明書ヲ提出スルトキハ之ヲ回收シ所持者ハ無礼旅客ト看做ス

### 第二五條

證明書ヲ紛失シタルトキハ直チニ直屬上官並鐵道ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス  
前項ノ通知ヲ爲サザルトキハ將校ハ紛失シタル證明書ノ不正使用ニ對シテ其ノ責ニ任ズ

紛失シタル證明書ハ之ヲ再發行セザルモノトス

## 第四篇 中學校、專門學校、小學校及寄宿學校生徒

### 第一條

二十二歲以下ノ中學校、專門學校、小學校及寄宿學校生徒竝二十九歲以下ノ大學生ニシテ休暇ノ際ニ家庭ニ赴キ休暇後勉學ノタメニ歸校スル者ニ對シテハ片道運賃(一般賃率規則又ハ地域別特別賃率規則)ヲ左ノ如ク割引ス

一、二及三等 五割

四 等 二割五分

三歲ヨリ七歲迄ノ小兒運賃ハ大人運賃ノ半額トス

### 第二二條

割引乗車券ハ發驛ノ出札所ニ左ノ書類ヲ提出シテ之ヲ購求スルモノトス

(イ) 割引申込書

(ロ) 學生證明書

割引申込書及學生證明書用紙ハ學校長ノ請求ニ應ジテ鐵道之ヲ無料ニテ提供ス私立學校ノ申込ハ必ズ所屬ノ教育監督官ヲ通ジテ之ヲ提出スルコトヲ要ス

學生證明書ハ大學ノ學長又ハ書記之ヲ作成ス

學生證明書ハ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄有效トス證明書ニハ頭高二纏以上、幅約三纏、縱四纏ノ寫真ヲ添附ス

ルコトヲ要ス寫真ニハ通學スル學校印ヲ割印スルモノトス

學生證明書ニハ生徒又ハ學生ノ氏名、學級、學生家族ノ居住地ヲ記入スル外必ず左ノ署名ヲ要ス

一、教授ノ署名

二、市長、理事官又ハ州長官ノ承認シタル學校長（公立又ハ私立）署名

證明書ハ鐵道係員ノ請求アルトキハ之ヲ提示スルコトヲ要ス

### 第三條

割引乗車券ハ學校所在地ト家族居住地トノ往復又ハ學校所在地ト家族居住地トノ間ノ地方行ノ場合ニ限リ之ヲ發行ス

割引申込書ハ乘車券ト共ニ着驛ニ之ヲ提示スルコトヲ要ス

割引申込書ガ片道旅行ニ對シ有效ノモノナルトキハ着驛ニ於テ之ヲ回収シ往復旅行ニ對シ有效ノモノナルトキハ往路旅行ノ着驛ニ於テハ往路ノ部分ヲ切斷回収シ復路割引乗車券購求用ノ部分ヲ旅客ニ交付ス復路用ノモノハ復路ノ着驛ニ之ヲ交付スルコトヲ要ス

### 第四條

割引申込書ハ左ノ場合ニハ之ヲ發行セズ

（イ）生徒ガ學校ノ休暇中他ノ學校ノ講習會ニ出席スル場合

（ロ）生徒又ハ學生ガ入學後初メテ學校ニ赴ク場合

（ハ）學校ノ休暇以外ノ場合

### 第五條

割引請求書及學生證明書ハ必ズ個人別トス是等ノ書類ヲ不正ニ使用シタルトキハ鐵道之ヲ沒收シ場合ニ依リテハ司

法上ノ制裁ヲ加フルモノトス割引請求書記載事項ト學生證明書記載事項トガ符合セザル場合亦同ジ  
本賃率規則所定ノ割引ヲ受クル者ハ鐵道係員ノ請求アルトキハ發驛、途中、着驛ニ於テ身分證明書（又ハ割引請求書）ヲ提示スルコトヲ要ス  
身分證明書（又ハ割引請求書）ヲ提示シ得ザル者ハ既乘區間ニ對シ運賃ヲ支拂フコトヲ要ス

鐵道ハ何時ニテモ身分證明書（又ハ割引請求書）所持人タルコトノ證明ヲ要求スルコトヲ得  
請求權ナキニ拘ハラズ身分證明書（又ハ割引請求書）ノ發給ヲ受クル爲不正ノ方法ヲ講ジ又ハ虛偽ノ書類ヲ使用シタル者並身分證明書（又ハ割引請求書）ヲ貸與シタル者又ハ使用權ナキニ拘ハラズ身分證明書（又ハ割引請求書）ヲ使用セントシ若ハ使用シタル者ハ法律ニ依リ之ヲ起訴ス  
前項ノ場合ニハ身分證明書（又ハ割引請求書）ヲ沒收ス

### 第二條 割引ノ併合

本賃率規則第一、二及三篇ハ證書又ハ徵集ニ依リ旅行スル旅客ニハ之ヲ適用セズ

### 第三條 應徵旅客

本賃率規則第一、二及三篇ハ證書又ハ徵集ニ依リ旅行スル旅客ニハ之ヲ適用セズ

急行便一般貨率規則一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り之ヲ適用ス

一三四

#### 第四條 一般適用條件

急行便一般貨率規則一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り之ヲ適用ス

#### 第七號第四篇附錄 一

##### 學生證明書ノ様式 表 面

##### 學 生 證 明 書

印度支那鐵道（官營）割引乗車券發行請求用

急行便特別貨率規則第七號（第四篇）

● 真

學 校 名 .....  
生 徒 氏 名 .....

年 齡 ..... 學 級 .....  
家 族 ノ 住 所 .....  
證 明 書 番 號 .....  
學 年 .....  
場 所 .....  
年 月 日 .....

氏 名 (註)

註—學長、校長、總長又ハ書記—學校ノ印形

裏 面

#### 注 意 事 項

- 一 本學生證明書ハ出札所及途中ニ於テ検札係員ニ割引請求書ト共ニ之ヲ提示スルコトヲ要ス
- 二 割引乗車券ハ學校所在地ト家族ノ居住地方トノ往復ニ限リ之ヲ發行スルモノトス
- 三 割引乗車券ハ左ノ場合ニハ之ヲ發行セズ  
(イ) 生徒ガ學校ノ大休暇中他ノ學校ノ講習會ニ出席ノタメ往復スル場合

一二五

(ロ) 生徒及學生が入學後初メテ學校ニ赴ク場合

(ハ) 學校ノ休暇期間以外ノ場合

四 割引證明書及學生證明書ハ必ラズ個人別トス是等ノ書類ヲ不正ニ使用シタルトキハ鐵道之ヲ沒收シ、場合ニ依リテハ司法上ノ制裁ヲ加フルモノトス割引請求書記載事項ト學生證明書記載事項トガ符合セザル場合亦同ジ

### 第七號第四篇附錄 二

#### 割引乗車券請求書ノ様式

印 度 支 那 鐵 道

(官 哈)

割引乗車券請求書割符

第 四 篇

番 號 .....

往 路

自 .....  
至 .....  
復 / 路

自 .....  
至 .....  
休 眠

生 徒 氏 名

學生證明書番號

發 行 日

氏 名 (註) .....  
(學 校 印 形)

注意一本割符ハ手帳ニ貼付ケ置コトヲ要ス

手帳ヲ使用シ盤シタル後ハ割符ハ鐵道ニ返還スルコトヲ要ス

註—學長、學校長、總長、書記

### 印 度 支 那 鐵 道

官 営 鐵 道

中學校、專門學校、小學校、寄宿學校生徒及大學生割引乗車券請求書

#### 鐵道ノ印 章 (地方鐵道局)

番號\_\_\_\_\_

學 校 名 .....	.....
生徒又ヘ學生氏名 .....	.....
學生證明書番號 .....	.....
休 暇 .....	.....

旅 行 路 間	
往 路 自 .....	至 .....
復 路 自 .....	至 .....
場 所 .....	年月日 .....

氏名(註) (學校ノ印 章)

註—學長、學校長、總長、書記

#### 復路旅行ノ發驛ノ日付印

注意事項—本請求書ハ鐵道係員ノ請求アル時ハ學生證明書ト共ニ之ヲ提示スルコトヲ要ス本請求書ハ乗車券ト共ニ復路旅行ノ著驛ニ交付スルコトヲ要ス

不正ニ使用シタルトキハ本請求書ト學生證明書ハ直チニ之ヲ沒收シ場合ニ依リテハ司法上ノ制裁ヲ加フルモノト

2

### 印 度 支 那 鐵 道

(官營鐵道)

割引乗車券請求書

(生徒及學生)

往路券片

番號

鐵道ノ印章  
(地方鐵道局)發驛ノ日付印  
(往路旅行)

注意事項—本往路券片ハ割引乗車券請求書ニ貼付ケ置コトヲ要ス  
券片ハ往路旅行ノ著驛ニ於テ切離シ之ヲ回收スルモノトス

## 第五十一號 生動物

## A 運賃

料	程	100 驢車一車ニ付
百 糸 百一糸ヨリ三百糸迄		○・二五 比 弗
三百 糸以上		○・一七 〃
最低運賃八十驢車一車ニ付二十比弗		○・一一 〃

二十驢車積貨物運賃八十驢車二輛分ノ運賃ト同額トス

前記ノ運賃ニハ驛費及消毒料ヲ含ム

## B 適用條件

## 第一條 本質率規則ニ適用スベキ動物

仔羊、驢馬、牝牛、幼牛、牝羊、水牛、馬、山羊、仔山羊、牝山羊、仔牝牛、羊、驛馬、豚、若駒、牡牛、牝牛、犢、鷄、牝鷄、家鴨、七面鳥等、小動物(兔、乳豚)

## 第二條 貨車ノ配給

(イ) 荷送人ハ豫メ書面ヲ以テ發驛ニ對シ貨車輛數、運送スル動物ノ種類及著驛ヲ通知スルコトヲ要ス  
貨車ハ少クトモ指定サレタル發送期日ノ四十八時間前驛ニ對シ其ノ配給ヲ請求スルコトヲ要ス

鐵道ハ請求ヲ受ケタル日ノ翌日荷送人ニ對シ託送ニ應ジ得ルヤ否ヤ又請求ニ應ジ得ル場合ニハ貨車ノ配給時間ヲ通知スルコトヲ要ス

(ロ) 實際貨車ニ積載スル動物ノ頭數ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

動 物 類	最 大		頭 數
	十 駒	貨 車	
馬、驃	一六	八	一五
臘、馬、若駒	一六	一六	三〇
水牛、牝水牛	一六	一二	二〇
若イ水牛、牛、牝牛、牡牛、若イ牡牛	一六	三三	三〇
犢、仔牛	一六	七〇	三〇
牝羊、羊、牝山羊	一六	一二〇	三〇
豚	一六	九三	二二〇
			六一

### 第三條 積 卸

積卸ハ荷送人又ハ荷受人ノ負擔トス動物到着ノ際荷受人又ハ其ノ代理人居ラザルトキハ鐵道ニ於テ動物ヲ取卸シ繫留場ニ之ヲ保管スルコトヲ得

取卸料金ハ一頭毎ニ運賃ヲ計算スル動物ニ對シ適用スル一般賃率規則所定額トス

繫留場誘導費及繫留場費ハ荷受人又ハ荷送人ノ負擔トス

### 第四條 運送期間

二十疋貨車積貨物ハ積込完了三時間後ニ發車スル最初ノ列車ニ依リ著驛ニ向ケ之ヲ運送ス運送期間ハ急行便一般貨率規則ノ一般適用條件所定ノ期間トス

十疋貨車積貨物ハ積込完了三時間後ニ著驛方向ニ向フ最初ノ混合列車又ハ貨物列車ニ依リ之ヲ運送ス運送期間ハ急行便一般貨率規則ノ一般適用條件ノ定ムル所ニ依ル但シ旅客列車ニ依リ運送ヲ行ハザルコトヲ要ス

### 第五條 途中下車

荷送人ハ途中ニ於テ動物ノ世話ヲ爲スタメ二百糀乃至五百糀ノ區間ニ在リテハ一回、五百糀以上ノ區間ニ在リテハ五百糀又ハ其ノ未滿ニ更ニ一回ノ下車ヲ爲スコトヲ得

前項ノ權利ヲ享有スル爲ニハ運賃ヲ前拂スルコトヲ要ス此ノ場合荷送人ハ託送申込書ニ途中下車驛及場合ニ依リテハ動物ノ委託者ヲ記入シタル上之ガ請求ヲ爲スコトヲ要ス

動物ノ取卸未了ノ場合ニハ鐵道ハ更ニ停車驛ニ二十四時間ノ留置ヲ認ム

取卸後ノ再積込ハ停車驛ニ於テ貨車ヲ解放シタル時ヨリ二十時間以内ニ之ヲ行フコトヲ要ス但シ二十時間ノ期間カ

驛ノ閉鎖時間中ニ満了スル場合ニハ再積込ハ驛ノ開始後二時間以内ニ限リ之ガ請求ヲ爲スコトヲ得

所定ノ運送期間ハ總テ停車毎ニ二十四時間ヲ増スモノトス

停車驛ニ於テハ荷送人又ハ委託者ノ手配ニ依リ動物ノ取卸及再積込ヲ行フモノトス動物ノ引渡ヲ受ケタルトキハ荷送人又ハ委託者ハ受領證ヲ提出シ停車驛ニ留置中ノ動物及再發送サルベキ動物ガ發驛ニ於テ託送シタルモノト同一ナルコトニ付キ責任ヲ負フモノトス

荷送人又ハ委託者ガ適當ナル時期ニ書面ニ依リ途中下車ヲ中止スル旨ヲ停車驛ニ通知スルトキハ運送ヲ其ノ儘繼續ス下車時間ハ運送期間ニ之ヲ算入セズ

### 第六條 動物附添人ニ對スル無賃乗車證ノ發行

鐵道ハ運送中動物ノ護送ニ必要ナル世話ヲ爲ス動物附添人ニ對シ左ノ條件ニ依リ無賃乗車證ヲ發行ス

(イ) 一車毎ニ附添人一名ニ對シ四等往復無賃乗車證一通

(ロ) 無賃乗車證ハ託送驛ニ於テ之ヲ發行ス附添人ニ對シテハ一名毎ニ手荷物十粍ノ無賃運送ヲ認ム

無賃乗車證ハ記名式ニシテ荷送人ガ發送申込書ニ記載シタル附添人名儀ニ依リ之ヲ發行ス

無賃乗車證面記載ノ附添人ハ其ノ希望ニ依リ、動物ヲ運送スル貨車又ハ動物ヲ運送スル列車ノ客車若ハ列車長乘務ノ手荷車ニテ旅行ヲ爲スコトヲ得

附添人無賃乗車證所持者ハ縱令追加料金ヲ支拂フ場合ト雖上級乗換ヲ請求スルコトヲ得ズ

無賃乗車證ハ復路ノ場合ト同様往路ニ於テモ名儀人之ニ署名シ且發驛日附印ノ捺印ヲ要ス日附印ナキモノハ無効トス

往路ニ於テハ無賃乗車證ニ指定セラレタル驛以外ノ中間驛ニ下車スルコトヲ得ズ之ニ反スルトキハ乗車證ヲ回收スルコトアルベシ

復路ニ於テハ無賃乗車證ノ名儀人ハ乗車證記載ノ著驛(家畜ノ發驛)ノ手前ニ於テ下車スルコトヲ得ズ著驛ノ手前ニ於テ下車シタルトキハ爾後ノ區間ニ對シ無賃乗車ヲ請求スルコトヲ得ズ此ノ場合ニハ乗車證ヲ直チニ回收ス

無賃乗車證ノ名儀人ハ鐵道係員ノ請求アリタルトキハ其ノ都度自己ノ身分ヲ證明シ動物附添人ニ對シ發行スル無賃乗車證ノ使用ニ關スル一切ノ規定ニ從フコトヲ要ス

前項ノ規定ニ反スル場合ニハ取換又ハ詐欺ノ場合ニ於ケルト同様ニ乗車證ヲ直チニ回収シ名儀人ヨリ運賃ノ全額ヲ徵收ス此ノ場合ニハ司法上ノ追求ヲ妨ゲザルモノトス

前項ニ依ルノ外鐵道ハ無賃乗車證ヲ沒收スルコトヲ得無賃乗車證ノ復片ノ有效期間ハ五百粍未滿ノ區間ニ對シテハ日曜祭日ヲ含メ發行日共十五日間トシ五百粍以上ノ區間ニ對シテハ二十日間トス

### 第七條 鐵道ノ責任

滅失、毀損又ハ遲延ノ場合ニ於テ鐵道ノ支拂フベキ賠償金ハ如何ナル場合ト雖モ本賃率規則ノ條件ニ依リ運送スル

動物一頭ニ付キ左ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

馬、驥馬、驥馬	三六・〇〇比弗
馬、驥馬、驥馬	二〇・〇〇
牛	五〇・〇〇
牛	二五・〇〇
牛 若イ 牛	四〇・〇〇
牛 牝	一六・〇〇
牛 仔牝牛	二五・〇〇
牛 若イ 牛	二五・〇〇
牛 牝	一五・〇〇
牛 仔山羊	一五・〇〇
牛 牝	一〇・〇〇
牛 仔山羊	一〇・〇〇
牛 仔山羊	〇・三五

## C 一般條項

急行使一般貨率規則ノ一般適用條件ハ前各條ニ牴觸セザル限り之ヲ適用ス

## 第一百五十一號 競走馬

## イ 運賃

一一競馬ニ參加スル競馬用馬ニ對シテハ往復共急行使一般貨率規則ニ定ムル運賃ヲ五割引スルモノトス  
前項ノ割引ハ馬ノ頭數ガ二頭以下ナルトキハ第二十八條ノ規定ニ依リ、二頭ヲ超ユルトキハ第三十三條ノ規定ニ依リ之ヲ適用ス

一一所有者ニ對シテ往復共一般貨率規則ニ定ムル運賃ヲ五割引スルモノトス  
所有者ニ對スル往路及ビ復路ノ割引ハ夫々一回限リトス

三一騎手ハ馬ト同一車輛ニテ旅行スルコトヲ條件トシテ一頭ニ付キ一名ノ割合ニ依リ無貨ニテ之ヲ運送ス

四一附帶料金（驛費、消毒料、託送料金）ハ別ニ之ヲ計算ス

## ロ 特別適用條件

- (一) 車輛ノ提供—發驛ニ對シテハ四十八時間前ニ豫告スルコトヲ要ス馬ハ他ノ持主ニ屬スル他ノ馬ト共ニ之ヲ積載スルコトヲ得
- (二) 積卸及監視—馬ニハ必ラズ附添人ヲ附スルコトヲ要ス馬ノ積込、途中ニ於ケル監視及取卸ハ發送人、附添人又ハ騎手及受取人ガ自己ノ危険及負擔ニ於テ之ヲ行フモノトス
- (三) 遷延—鐵道ハ往復共驛及運送途中ニ於ケル遷延ニ付キ何等ノ責ニ任ゼズ
- (四) 損害賠償—事故ヲ惹起シタル場合ニ於ケル鐵道ノ責任ハ一頭ニ付百比弗ヲ限度トス
- (五) 參加票—左ノ場合ニハ所有者及馬ニ對シテ半額ノ取扱ヲ爲ス
- (イ) 馬ガ往復スル地方ノ協會ノ發行セル參加票ヲ提出シタルトキ
- (ロ) 競馬期日ノ前後八日間

## 第五十二號 印度支那總督府主催ノ農事共進會、展覽會、大市場ニ

## 出品スル動物、車輛及貨物

## (急行使及普通便共通規則)

## 第一條

任意ノ驛ヨリ印度支那鐵道沿線（官營）地方ニ向ケ發送スル動物、車輛又ハ貨物ニシテ當該地方ニ開催セラル、協進會、博覽會又ハ見本市ニ出品スルモノニ對シテハ左ノ割引ヲ爲スコトヲ得  
一般貨率規則所定運賃ノ五割

急行使及普通便特別貨率規則所定運賃ノ二割

協進會、博覽會又ハ見本市ニ出品シタル動物、車輛及貨物ノ復路運送ニ對シテモ同様ノ割引ヲ爲ス

前條ノ割引ハ支線ノ運賃及附帶料金ニハ之ヲ適用セズ

右ノ割引ハ適用セラル特別貨率規則ノ適用條件ニ何等變更フ來タサズ

## 第二條

### 第一三條

往復共本貨率規則ノ適用ヲ受ケムトスル場合ニハ荷送人ハ組織委員會ノ發行シタル協進會、博覽會、又ハ見本市參加證ニ出品スル動物、車輛又ハ貨物ノ數量、種類、重量ヲ詳記シテ之ヲ發驛ニ提出スルコトヲ要ス。前項ノ參加證ニハ發驛ニ於テ必ラズ查證ヲ爲シ本貨率規則ヲ適用スル託送貨物ノ番號、日付、個數、種類及重量並輸送區間ヲ記入スルモノトス。

### 第四條

復路ニ於テ本貨率規則ノ適用ヲ受ケムトスル場合ニハ協進會、博覽會又ハ見本市ノ終了日後十日（日曜、祭日ヲ含ム）以内ニ貨物ヲ發驛ニ託送スルコトヲ要ス。復路ノ場合ニ於ケル宛先驛ハ必ラズ往路ノ場合ニ於ケル發驛ナルコトヲ要シ且託送貨物ガ往路ノ場合ニ於ケル託送貨物ト同一ナルコトヲ要ス。貨物ノ重量ハ往路ニ於テ運送シタルモノヨリ大ナラザルコトヲ要ス。

往路ノ場合ニ於ケル託送貨物領收證ハ復路ノ託送貨物ト共ニ必ラズ之ヲ提出スルコトヲ要ス。

### 第五條

動物、車輛又ハ貨物ニ對シテハ往復共一回限り本貨率規則ヲ適用スルモノトス。

### 第六條

農事協進會、博覽會又ハ見本市ニ本貨率規則ヲ適用スル場合ニハ豫メ印度支那總督ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。

急行便一般貨率規則一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り本貨率規則ニ依ル運送ニ對シ之ヲ適用ス。

## 第五十三號 各種類ノ貨物

### I 運賃

(a) 最低五十莊又ハ五十莊分ノ運賃ヲ收受スル貨物	一莊一料ニ付 百料迄 百一料ヨリ三百料迄 三百一料以上	○・二四比弗 ○・一八 ○・一二
---------------------------	--------------------------------------	------------------------

本運賃ニハ驛費及積卸費ヲ含ム

- (b) 最低千莊又ハ千莊分ヲ收受スル貨物
  - a 定ムル運賃ノ一割引
  - (c) 最低五千莊又ハ五千莊分ヲ收受スル貨物
    - a 定ムル運賃ノ二割引

### II 適用條件

#### 第一條 運送ヲ除外セラル貨物

本貨率規則ハ從價運賃ヲ課スル貨物急行便一般貨率規則第三十三條、即チ兵器、軍需品、荷造リセザル車輛、生動物、危險品ニ關スル特別規定所定ノ各種ノ貨物及十莊貨車ニ積載シ得ザル濶大貨物以外ノ各種ノ貨物ニ之ヲ適用ス

## 第二條 一噸ノ價格一千比弗ヲ超ユル貨物

一噸ノ價格ガ一千比弗ヲ超ユル貨物ニ對シテハ一杆ニ付申告價格百比弗又ハ其ノ未満每ニ〇・〇〇一比弗ノ割合ニ依リ増運貨ヲ徵收ス但シ百比弗又ハ其ノ未満ニ付一比弗ヲ超ユルコトヲ得ズ此ノ場合ニハ荷送人ニ於テ貨物ノ價格ヲ託送申込書ニ記載スルコトヲ要ス之ニ反スル場合ニハ鐵道ノ支拂フベキ賠償金ハ如何ナル場合ト雖モ一噸ニ付キ一千比弗ヲ超ユルコトヲ得ズ

### 第三條 潶 大 貨 物

容積一立方米ニシテ重量二百噸ニ満タザル貨物ハ一立方米二百噸トシテ運賃ヲ計算ス

### 第四條 積 卸

重量三百噸以上ノ貨物ハ鐵道ノ要求アルトキハ荷送人又ハ荷受人ニ於テ之ガ積卸ヲ爲スモノトス

### 第五條 發 送

一千噸ヲ單位トスル運送ニ對シテハ荷送人ハ二十四時間前ニ之ヲ發驛ニ豫告スルコトヲ要ス

一千噸未満ノ貨物ハ少クモ列車ノ所定發車時刻四時間前ニ取扱所ニ之ヲ持込ムコトヲ要ス  
本賃率規則ノ條件ニ依リ運送ヲ行フ場合ニ於テハ急行使一般賃率規則ニ定ムル運送期間ハ三百杆又ハ其ノ未満毎ニ十二時間ヲ増ス但シ四十八時間ヲ超ユルコトヲ得ズ

河内—西貢間直通列車ハ本賃率規則ノ運賃及條件ニ依リ運送スル貨物ノ運送ニ之ヲ利用セザルモノトス

### 第六條 一 般 條 項

急行使一般賃率規則ノ一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り之ヲ適用ス

## 第二千四百五十三號 各種貨物連絡運送

(急行使及普通便共通規則)

(ナチャム、カオバン地方間鐵道及自動車)

鐵道(官營)ハ任意ノ驛ヲ發驛トシ、タトケ、ドンケ及カオバンノ市事務所ヲ宛先トスル急行使及普通便貨物ヲ受託ス此等ノ貨物ハナチャム以遠ハ鐵道ト連絡スル貨物自動車ニ依リ之ヲ運送ス鐵道ノ連絡員ハ前記ノ都市事務所ヲ發シ鐵道ノ任意ノ驛ヲ宛先トスル貨物ヲ受託ス

### イ 運 貨

一 運賃ノ總額ハ鐵道運賃ト貨物自動車運賃ト併算シタルモノトス  
二 鐵道運賃—鐵道ノ輸送區間ニ對シテ徵收スペキ貨物運賃ハ現行ノ急行使及普通便一般賃率規則並特別賃率規則ニ定ムル額トス

三 貨物自動車運賃—ナチャム、タトケ、ドンケ並カオバン地方トノ間ノ自動車區間ニ對スル貨物運賃ハ少クトモ實施十五日前ニ官營鐵道ノ主要驛ニ公示スルモノトス

### ロ 特 別 適 用 條 件

#### 第一條 貨物ノ受託條件

貨物一個ノ重量ハ三百噸ヲ超エザルコトヲ要ス三百噸ヲ超ユル貨物ハ鐵道ト連絡員(自動車運送免許ヲ受ケタル者)トノ協定ニ依リ之ヲ受託スルコトヲ得

貨物ハ三越積貨物自動車ニ積載シ得ルモノナルコトヲ要ス

### 第二條 運送除外貨物

本貨率規則ハ武器、弾薬、荷造セザル車輛、家畜以外ノ生動物、從價運賃ヲ課スル貨物、散積貨物並ニ輸送期間中ニ毀損ノ虞アル貨物ヲ除キ一般貨物ニ之ヲ適用ス

本貨率規則ハ小口扱貨物ノ運送ニ限り之ヲ適用ス

### 第三條 運送料金ノ支拂

本貨率規則所定ノ條件ニ依リテ行フ運送ハ運賃前拂又ハ後拂ニ依リ之ヲ行フコトヲ得本貨率規則ニ依ル貨物ニ對シテハ代金引換ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ルモ引換代金額ハ一託送ニ付如何ナル場合ニ於テモ百比弗ヲ限度トス鐵道ハ少々トモ十五日前ニ一般並自動車運送業者ニ通告シテ運賃後拂又ハ代金引換ノ取扱ヲ拒絶スル權限ヲ留保ス

代金引換貨物ノ引換代金ニ付テハ復路ノ鐵道區間ニ對シ二・五%ノ從價料金ヲ徵收ス

從價料金ノ最低額ハ一細包ニ付〇・五〇比弗トス

### 第四條 運送期間

(イ) 鐵道區間—急行便及普通便一般貨率規則並特別貨率規則一般適用條件ニ定ムル期間

(ロ) 自動車區間

ナ チ ヤ ム	カ オ バ ン	タ ト ケ	二 日	急 行 便	普 通 便
			五 日		

ナチヤムニ於ケル鐵道自動車相互間ノ中繼期間ハ一日トス

### 第五條 保管

鐵道ノ連絡員ハ急行便及普通便一般貨率規則一般適用條件ニ定ムル期間内ニ引取ラザル貨物ニ付テハタツトケ、ドンケ及カオバンニ於ケル其ノ保管ニ對シ左ノ保管料ヲ徵收ス

貨物一個ノ重量百匁又ハ其ノ未満ニ付(重量百匁ヲ超ユル貨物)

(イ) 最初ノ三日以後ノ三日間一日ニ付

〇・〇四比弗

(ロ) 次ノ三日間一日ニ付

〇・〇六比弗

(ハ) 以下一日ヲ増ス毎ニ

〇・〇八比弗

最低料金ハ〇・一〇比弗トス

### 第六條 一般條項

(重量四十匁ヲ超ヘザル運送品ニ適用ス)

#### 第一條 貨率規則ノ目的

「小荷物」特別貨率規則第五十四號ハ四十匁ヲ超ヘザル運送品ニ之ヲ適用ス

本貨率規則ハ從價運賃ヲ課スル貨物、即チ兵器、軍需品、荷造セザル車輛、檻又ハ籠ニ入レタル小動物以外ノ生動

物、危險品ニ關スル特別規則所定ノ各種貨物及十噸貨車ニ積載シ得ザル濶大貨物以外ノ各種貨物ニ之ヲ適用ス

## 第二條

本貨率規則附錄第一表ハ河内ニナチヤム、河内ニ西貢、西貢ニミトー、ブノンベンニスバイダウンケオ各線及其ノ支線各驛ノ分類及運賃計算ノ場合ニ於ケル各驛所屬「地方」ヲ示シタルモノトス

## 第三條 運 貨

本貨率規則第二表ハ特定ノ「地方」ヨリ他ノ「地方」ニ宛テタル各貨物ニ對シ適用スベキ運賃ノ番號ヲ示シタルモノニシテ番號ハ夫々發着地方ニ相當スル線ト欄トノ交叉點ニ之ヲ掲グ

第三表ハ各番號ニ付キ重量ノ切目毎ニ又食料品及他ノ貨物ノ種類別ニ適用スベキ運賃ヲ示シタルモノトス

## 第四條 食 料 品

第三表ノ食料品欄ニ示シタル運賃ハ下記貨物ニ之ヲ適用ス

檻又ハ籠ニ入レタル生動物	(註)
小 生 殺 菜 肉	灌 水 乳 (鐵付シタル容器ニ入レザルモノ)
生 豚 腹 肉	生 獵 物
生 甲殻類、貝及軟體動物	生 果 乾 酪
生 ク リ ム	生 物
生 花 卉	穀 物
	水 野 菜
	生 糖 玉 蜀 羹
	穀 鷄 卵
	ライ麦、小麦製パン

麵 鮮	植 物	冷 冻	死 家 畜	肉
麺 菜 子	魚 物	、	、	、

本貨率規則ノ條件ニ依リ行フ食料品ノ運送ハ運賃前拂ニ限ル

## 第五條 鐵道ノ責任

越當リ價格一千比弗以上ノ貨物ニ對シテハ一糀ニ付キ申告價格百比弗又ハ其ノ未滿ニ〇・〇〇一比弗ノ割合ニテ增運賃ヲ徵收ス但シ百比弗又ハ其ノ未滿ニ付一比弗ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テハ荷送人ニ於テ託送申込書ニ貨物ノ價格ヲ記載スルコトヲ要ス之ニ反スル場合ニ於テハ鐵道ノ支拂フベキ賠償金ハ如何ナル場合ト雖モ一越ニ付キ一千比弗ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ食料品ニ對スル賠償金ハ越當リ一千比弗ヲ限度トス

## 第六條 運 送 期 間

運送期間ハ急行便及普通便一般貨率規則共通一般適用條件(第二十四條)ニ依リ定メタル急行便貨物運送期間ニ三百糀又ハ其ノ未滿ニ十二時間ヲ加ヘタル期間トス但シ加算時間ノ合計ハ二十四時間ヲ超ユルコトヲ得ズ

本貨率規則ノ條件ニ依リ同一荷送人ヨリ同一荷受人ニ發送スル食料品ハ四十糀ヲ限度トシ列車ニ餘裕アル場合ニ限り河内ニ西貢相互間ノ直通列車ニ依リ之ヲ運送スルコトヲ得但シ運送距離ハ少クトモ四百糀ナルコトヲ條件トス之ニ反スル場合ニハ十二時間以内ニ發驛ヨリ着驛迄正規ニ運行スル他ノ列車ナキコトヲ條件トス

(註) 生動物トシテ受託スルモノハ仔羊、仔山羊、モルモット、仔豚、鳩、兔、家畜ニ限ル

四十粍ヲ超ヘザル小荷物運送ニ適用ス

特別賃率規則第五十四號 附錄第一表

一四六

タドララバテキドナ  
イ ン ン ン ルンチ  
ン ナギ  
モ ツヤ テ ソンダヤ  
イモクイインアンム

解

局

タドララバテキドナ  
イ ン ン ン ルンチ  
ン ナギ  
モ ツヤ テ ソンダヤ  
イモクイインアンム

ラ  
ン  
ソ  
ン

局

ババテセ  
ゴ フ イ  
タ ク コ  
リ ニ  
ム ナ ウ ノ

解

ハ  
ノ  
イ

局

コヴチミエタハギドビ  
ア インンム タウム  
チ チ  
ユ ャ  
ン インイイアンンン

タ  
ン  
ホ  
ア  
ナ  
ム  
デ  
イ  
ン

タラフロヂチタ  
ナ ク ヴ ャ  
ケチク ト ル  
フ ャ エ ホ レ エ  
ブ イ ク ン ト ン

タ  
ナ  
フ  
ブ  
ヴ  
イ  
シ  
カ  
ウ  
ジ  
ヤ

一四七

デチ ンユ ンイ チタ ヨツ ンク	ドモヴラホフカトダホチア ワトアムビニクーン グドンニロロチビタ オツタデタユツツヤ トクインイトクンン	ゼチタアフフホ ヤムミシ一ツ ムヤク ホリキインカチ トクインイトクンン
----------------------------------	--	--

カ ン ゲ イ	タ ム キ ー
------------------	------------------

カキドヂバビバミカビフ ンイユアンアーネン ヴァノフンデンカフオタエ アツオウミイソツオツ ンクチントアクン	チバビボホタタチサ ユアンシイムヨー ンフンヂドクンウ ホオフヨソツロアホイ クントアクン
--	---

キ ノ ン	タ ム ク ワ ン
-------------	-----------------------

ミカドハテサ ーニ チ ヤ ツユ クイハ ン	ミミシチフボ ーイ チドンクチ エル ヤッドンチヤ タニア ククク ン	ナミレラノ ツツ ソクク ソラ ソソラ ンンム ン	ドキソタ ムン コラ レルツ ンクン
--	--	---	--------------------------------

カ ン チ ュ イ	チ ヤ ン リ ー	ミ ン レ ー
-----------------------	-----------------------	------------------

チチキドレツウラ エーイソウラン キムクマセムチ ユラワチルミユ タソシトラオ インムンエルオ	ホナレ ンアムチ コリクハオバチ ユノ ーイオ	ラチニコチノフホユヴエ ヤユ一ユー ンツリクハオバチ スコユノ ーイイイエヤイ
--	-------------------------------------	---

ツ ウ ラ ン	ユ ー
------------------	--------

ジタヂソソ	ソソフフモマロ	ソチソソ	ダルアアデ
ヤンヤン	ア	ン	ボンブ
ンイデ	ンントン	ンヨンロ	トル
ラタイイ	シ	ー	シロブラ
ハエホマラタ	リハマソ	ツイライ	ロ
イオンケン	ンントインムン	ンオン	トケイエン

シ	フ	ソ	ダ
ヤ	ア	ン	ラ
ン	ン	マ	ツ
シ	シ	マ	
ロ	エ		
ツ	ツ		
ク	ト	オ	ト

ベゴビビアフチサフゴビツデチビハチ	ダアシバ
ンンンンヨイノヴンノイヨエヤ	ウンヤオ
ルニデラニニアチドノンノン	ジロロシ
ンビンラゴヤツユツアドホボ	ヤツツヤ
ウユハヤエツラゴヤツユツアドホボ	ヤツツヤ
クンンクンンンンブリクンンアイム	イククン

一五二

サ  
イ  
ゴ  
ン

クホニホ	チツダホタフドチホミチフハラフ	ゲタ
ワ	ツ	オ
ンンンア	イ	ン
ジ	ア	ク
ユタホイ	ヘ	ガ
オ	ボラツチ	バハラ
インアン	ヤツ	カイ
	アンンンブクアダフンンイン	ン

チ		
一		
ホ		
ア		

ベカ	ヴカホクタツババヘチバガス	ホソケフナロ
ルニ	ロウアンルラーフヤ	オ
ンビ	アンルラーフヤ	アイイチ
ウユ	チツロミイ	タ
イー	オナントイムブリイカイバト	ダケイ

ツ		ナ
ウ		チ
ル		ヤ
チ		ン
ヤ		

一五〇

小荷物特別賃率規則第五十四號 第一表 局管内驛ノアルファベット順類別表

ミ	ト	タタビ
トウンヒ	タタバ	タタバ
ト	タタバ	タタバ
トントブ	タタバ	タタバ
トントブ	タタバ	タタバ

駢	名	駢	名
アーブルブロイエ	アンミイドン	アランラツク	(A)
タ	タ	タ	タ
バ	バ	バ	バ
チヤバント	バレヤツク	トウノ	トウ
デ	バント	レ	ンヒ
ン	トブ	ヤ	ン
ト	トブ	ト	ン
ト	トブ	ト	ン

駢	名	駢	名
チチケココカカカカ	ボボビビビビビビ	ア	ウ
トヨイ一ウシ	ビビビビビビビ	アン	エ
ターケハッジア	ビンデヂチ	ンラツ	ン
ンンイトヤン	チルチ	ク	ン
ン	タク	ク	ン
チソナユハカナキツ	タチサキナキ	シ	タ
ト	ムヤイム	ヤ	サ
ホマヤジイ	クンノデノ	ヤン	イ
アオニエイ	ワリゴイ	ロ	ミ
ン	ン	ク	タ
ドドドドデデダダダダ	チチチチチチチ	サ	タ
ン	ヨイユ	タ	タ
ダシレカウヨアヤシツ	チヨイウウ	シ	タ
ンヤンムチ	チツク	ロ	タ
ラハタツキタサシナビ	ダカチタツハカサナサツ	ガ	タ
ンノイノク	ムヤムル	ウ	タ
ソホワ	クロサツ	ウ	タ
ンイアン	ツゲホツ	ル	タ
ハゴゴヂヂヂヂヂヂ	カチタツハカサナサツ	ト	タ
一	アントロ	ラ	タ
バ	ラホライ	タ	タ
ンブン	トロライ	ク	タ
チササタシタハシ	カダナチツラタカオ	バ	タ
ト	イ	アン	タ
ホゴゴキロツ	ラムトウンナ	ル	タ
ア	ツゲツイ	ン	タ
ン	トモ	ン	タ
チササタシタハシ	カダナチツラタカオ	ト	タ
ト	イ	アン	タ
ホゴゴキロツ	ラムトウンナ	ン	タ
ア	ツゲツイ	ン	タ
ン	トモ	ン	タ

フフフフフホフホラホフバニヌノニニナノギナナ
ウツイーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
ヘデカカバタニヴヴエリ
ツエツカバタエユツエリ
ブントンインンイートム
ニヌノニニナノギナナ ユツイーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー クチクチ ホビヤラヤソ ノノ トム トインアンシムンンバ
チカキタユニチユハフフユナナナミタミツ ユウムヤユラソラムチムチンシル イデキヤホトツエトデヤイヤレホレ アヤンエングアンイトンエングシシニアム
キカカカクビブフフフフフフフフフブフ ンンンンウノクツククシヤツニニニニラ ノチシルンチクチチャヤツニニリラ ユゲハユサペヤラクユツホイソヤユミリラ ンイインイトンンンチウクンンンニンイ
キカカヴァナビブガチタチタタニハサカキナサブ ノンンチユノンユムヤナムヤインムイラン チイユルンイソムチノノデシ ユゲヤサペゲボキリツキヤゴゲイゴント ンイインントンイアブソイソインンンント
タソソソスソソソソソセロゴサササリ タイイイイオニンンンロソメトロゴササ ムデ(イ)デヴァダカバハマリソノイクル キソケオントンオソントンクンン ソソソスソソソソソセロゴサササリ タイイイイオニンンンロソメトロゴササ ムデ(イ)デヴァダカバハマリソノイクル キソケオントンオソントンクンン リーヴ
タタピクシナツナフソソソウシウブサカタハ ムユワヤウムアトヤノイソン ムウンンチルデシロヤエマママントツトベ クルシロヤエマママントツトベ キワサエツヤヤイツ ソントクンムントオオオンクンンソニイ ソントクンムントオオオンクンンソニイ

一五五

ケカカホユホホホホホホハエハハハ ツトヴ(Ｋ)チイアビアアアツンオム ブルーイエクイインンエダイイインイ ン
ウブダユユタカカナツナヅチサツユチハタカ ノラシウンチチウチイルノンチ ンベツカジゲヤヤラヤホゴチホホユ ントエエンヤイムユシシアンムエアイアイ
レレレルラララララララキキカラカラカラカラ ンボンチシムツイシシムムアフ チバソシギクケルララスカケルユ ユソツヤコデソハルラアケルユ ウンケンクイウンニイアムリヤアンク
ツウミダラララユカミタチラツツツビタタキ ーランランソソソソナシソウルソソソビ ラントラフソソソゲレツホソラヤペペツ ンソントンソソエイソアソソムソントブアソ ン
ナナナミミミミモモミミマロルロロレ ムチトドチソソクンソソクンソソク ムデヤリホツヤマツヤマソタエチ オソムクツアククンクツイソントンソ ン
ツナラチミチカキチカカミタフナミタツナ ムソントホジリユツカシシシチナミ デソソリリユツカシシシチナミ ライソリリユツカシシシチナミ ソソリリユツカシシシチナミ

一五四

タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
ム	ク	ワ	ア	ン	ヒ	ヤ	ツ	ブ	ン
カ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
ム	ク	ワ	ア	ン	ヒ	ヤ	ツ	ブ	ン
サ	カ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
ン	ム	ク	ワ	ア	ン	ヒ	ヤ	ツ	ブ
シ	ク	ノ	リ	ン	イ	ン	ヒ	ヤ	ツ
ウ	ク	ノ	リ	ン	イ	ン	ヒ	ヤ	ツ
ル	ク	ノ	リ	ン	イ	ン	ヒ	ヤ	ツ
ラ	ク	ノ	リ	ン	イ	ン	ヒ	ヤ	ツ

急行便特別賃率規則第五十四號 小荷物(四十斤ヲ超ヘザル運送品ニ適用ス)運賃計算ノ場合ニ適用ズベキ運賃番號

## 第二表

ユ カ チ ミ タ ン ヤ ン ナ チ ン レ ツ エ イ ト ト ブ	ヴ カ タ ナ ム ウ ン デ ノ ジ ホ イ ン ヤ ア ン	ハ ウ ー ラ ン チ ヨ ン イ ン ヤ ン	ラ ン チ ヨ ン イ ン ヤ ン	下記局管内驛ニ 相對スル各局管 内驛ヲ示ス
三三元六七	三三二八	〇六一	ンソント	
三〇七〇云五	三二七〇	一一六	ンヨチムラーウ	
三〇云三三	二九三五	一一〇	イノハ	
云七西三二	七三五一	五〇八	ンイデムナ	
云三云六八	三六一五	三七二	アホンタ	
云三八七二	四一六三	九二三	ヤジウカ	
三〇五三六	一四三七	二三三五	ンイヅ	
云七八四二	六二八三	三五七	ブツナタ	
六二二一四	三七〇三	五六六	一レンミ	
三八一二八	三八二四	六七元	ーリンヤチ	
二一八二七	三三三七	元〇三	イユチンカ	
一ニ三六〇	三四云六	元〇三	エユ	
セ三九三三	三三云六〇	三三三	ンラウツ	
二七二三五	二六〇三一	三西三	一キムタ	
七〇云西云	六九三三	五七七	イゲンカ	
二三三七六	三三三七	七七元	ンワクムタ	
三三七六〇	三三三七	七七元	ンノキ	
云七元三三	三三三七	元四〇	アホイユチ	
元三三三七	三三三七	元四〇	ンヤチナ	
云七元三三	三三三七	元四〇	ムヤチルウツ	
云七元三三	三三三七	元四〇	トツラダ	
云七元三三	三三三七	元四〇	オマンソ	
云七元三三	三三三七	元四〇	トツエシンアフ	
云七元三三	三三三七	元四〇	クツロンアユシ	
云七元三三	三三三七	元四〇	ンゴイサ	
云七元三三	三三三七	元四〇	ートミ	
云七元三三	三三三七	元四〇	ンペンノブ	
		トツサルーユビ		



第五十五號 遊覽自動車 復路返送

(急行便及普通便共通規則)

急行便又ハ普通便一般賃率規則所定ノ條件又ハ急行便特別賃率規則第六號（自動車隨伴旅行）ノ條件ニ依リ往路ヲ  
鐵道ニ依リ運送シタル遊覽旅行用自動車ニ對シテハ復路ニ於テハ急行便又ハ普通便一般賃率規則所定運賃ヲ五割引ス  
ルコトヲ得

五 三	五 二	五 一	〇 九	八 七	六 五	五 四	四 三	四 二	四 一
一 〇	一 五	一 四	一 四	一 四	一 三	一 二	一 一	一 一	一 〇
二 五	二 二	二 一	二 〇	二 〇	一 九	一 八	一 七	一 七	一 六
三 四	三 三	三 二	三 一	三 〇	二 九	二 八	二 七	二 六	二 四
五 六	五 五	五 四	五 三	五 二	四 九	四 八	四 七	四 六	四 五
七 九	七 六	七 五	七 四	七 三	六 九	六 八	六 七	六 六	五 九
一 〇	九 八	九 七	九 六	九 五	八 八	八 七	八 六	七 五	五 七
五 三	五 二	五 一	〇 九	四 九	四 八	四 七	四 六	四 五	四 四
一 〇	一 〇	一 〇	〇 九	〇 九	〇 九	〇 九	〇 八	〇 八	〇 七
一 〇									
二 三	二 二	二 一	二 〇	二 〇	一 九	一 八	一 七	一 七	一 六
三 七	三 六	三 五	三 四	三 三	三 二	三 一	三 〇	二 九	二 八
五 二	五 一	五 〇	四 八	四 七	四 六	四 五	四 四	四 三	四 二
六 七	六 六	六 五	六 四	六 三	五 九	五 八	五 七	五 六	五 五

四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇
一·〇〇																				
一·五〇	一·四〇	一·四〇	一·三〇																	
二·五〇	二·二〇	二·二〇	二·一〇																	
三·七五	三·六五	三·五五	三·四五	三·三〇	三·二〇	三·一〇	三·〇五	二·九五	二·八〇	二·六五	二·五〇	二·三五	二·二〇	二·一〇	二·〇五	二·〇〇	一·九五	一·八〇	一·七五	
五·二五	五·〇五	四·九〇	四·七〇	四·五〇	四·三〇	四·一〇	三·九〇	三·七〇	三·五〇	三·三〇	三·一〇	二·九〇	二·七五	二·六五	二·五〇	二·三五	二·二〇	二·一〇	一·九〇	
六·七五	六·五〇	六·三五	六·二〇	五·七五	五·五〇	五·二五	五·〇五	四·七五	四·五〇	四·三〇	四·一〇	三·九〇	三·七五	三·六〇	三·四〇	三·二五	三·一〇	二·九〇	二·七五	
四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇
一·〇〇																				
一·五〇	一·四〇	一·四〇	一·三〇																	
二·五〇	二·二〇	二·二〇	二·一〇																	
三·七五	三·六五	三·五五	三·四五	三·三〇	三·二〇	三·一〇	三·〇五	二·九五	二·八〇	二·七五	二·六五	二·五〇	二·三五	二·二〇	二·一〇	二·〇五	二·〇〇	一·九五	一·八〇	
四·五〇	四·四〇	四·三〇	四·二〇	四·一〇	三·九〇	三·七五	三·六〇	三·四〇	三·二五	三·一〇	二·九〇	二·七五	二·六五	二·五〇	二·三五	二·二〇	二·一〇	一·九五	一·八〇	

復路ノ運送ハ荷送人ノ選擇ニ從ヒ急行便又ハ普通便ニ依リ之ヲ行フ

## 二、適用條件

### 第一條 經 路

復路運送ニ於テハ往路運送ノ場合ノ著驛以外ノ驛ヲ發驛トシ往路運送ノ場合ノ發驛以外ノ驛ヲ著驛ト爲スコトヲ得此ノ場合ニハ往路ノ運送區間ト同一ノ區間ニ對シ五割引スルモノトス

### 第二條 積 卸

復路運送ノ場合ニ於ケル積卸ハ必ラズ自己ノ費用、危險及損失ニ於テ荷送人又ハ荷受人之ヲ行フモノトス

### 第三條 往路旅行ノ證明

復路運送ニ於テハ荷送人ハ自動車番號ヲ記載シタル往路運送貨物領收書又ハ急行便特別賃率規則第六號ノ條件ニ依リ往路運送ヲ行ヒタル場合ニ著驛ノ交付シタル證明書ヲ運送申込書ニ添附スルコトヲ要ス 領收書又ハ證明書ハ二ヶ月以上ヲ經過セザルモノナルコトヲ要ス

### 第四條 一般適用條件

急行便一般賃率規則一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り本賃率規則ニ依ル運送ニ對シ之ヲ適用ス

## 第六十一號 附添人附有價證券

### 第一 貨車ニ依ル運送

#### 第一 條

荷送人ニ於テ附添人ヲ附シ最小五廻ノ貨車ヲ以テ運送スル貨幣及有價證券ニ對シテハ左ノ運賃ヲ徵收ス

百糸以下 一糸一廻ニ付 ○・五〇比弗

百一糸ヨリ三百糸迄 ○・四〇比弗

三百一糸以上 ○・三〇比弗

本運賃ニハ驛費及中繼費ヲ含ム

#### 第二 條

附添人ハ貨車若ハ客車又ハ列車長乘務ノ手荷物車ニ乗車スルモノトス附添人ハ其ノ乗車スル等級相當ノ乗車券ヲ所持スルコトヲ要ス 貨車又ハ荷物車ニ乗車スル場合ニハ四等乗車券ヲ所持スルモノトス

#### 第三 條

運送ハ必ラズ特別ノ貨車ヲ以テ之ヲ行フ

荷送人ハ少クトモ有價證券積込二十四時間前ニ發驛ニ其ノ旨ヲ豫告スルコトヲ要ス

鐵道ハ積込ノ場所及時刻ヲ荷送人ニ通知ス

運送期間ハ積込終了六時間後ヨリ進行スルモノトス

### 第二 最大五百糸ノ運送

#### 第一 條

最大五百糸（荷造ヲ含ム）ノ附添人附貨幣及有價證券ハ少クトモ積込二十四時間前ニ書面ヲ以テ發驛ニ請求シ且一等又ハ二等ノ車室ニ積載シテ之ヲ運送スルコトヲ得

#### 第二 條

前條ノ運送ニ對シ支拂フベキ運賃ハ實重量ニ對シ第一項第一條ニ定ムル額トス 本運賃ニハ附添人ノ現ニ占有スル座

席ニ對スル運賃ヲ加算ス此ノ場合ニ於ケル最低加算額ハ一等又ハ二等乗車券六枚分（一般貨率規則又ハ地域別運賃若ハ割引運賃特別貨率規則）トス

### 第三十一及第二ノ共通規則

#### 第一二條

發驛、途中驛及著驛ニ於ケル貨幣及有價證券ノ積卸、監督、臨時ノ積換ハ附添人ノ費用、危險及損失ニ於テ之ヲ行フモノトス

#### 第二三條

本貨率規則所定ノ條件ニ依リテ行フ貨幣及有價證券ノ運送ハ運賃前拂ニ限ルモノトス

急行便一般貨率規則一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り之ヲ適用ス

## 第六十二號 生活必需品運送ニ對スル定期券

### 一、運賃

所謂生活必需品ノ運送ニ對シテハ發驛又ハ著驛ニ於テ定期券ヲ發行ス  
定期券ヲ所持スル者ハ其ノ種類ニ從ヒ毎日最高五班、十班又ハ二十班以下ノ必需品ノ運送ヲ請求スルコトヲ得  
定期券ノ有效期間ハ最少限一ヶ月トス

定期券ノ價格ハ一ヶ月及一梱包ニ付左ノ如ク之ヲ定ム

百 糸 百糸ヲ 越エル各百糸毎ニ	付	五	班	十	班	二	班	十	班
		二・三〇比弗		四・六〇比弗		八・六〇比弗			
		〇・六〇〃		一・二〇〃		二・〇五〃			

### 二、特別適用條件

(I) 生活必需品トハ左ノ貨物ヲ謂フ

パン、水、生肉、生豚肉、鮮魚、罐詰以外ノ生野菜及生果物

前項以外ノ貨物ヲ包含スルカ又ハ定期券所定重量以上ノ梱包貨物ニ對シテハ一般貨率規則及條件ニ依リ運賃ヲ徵收ス

(II) 定期券ハ毎月一日又ハ十五日ニ之ヲ發行ス 定期券ハ發驛又ハ著驛ニ對シ少クトモ五日前ニ之ガ請求ヲ爲スコトヲ要ス

(III) 定期券ニハ荷送人ニ於テ日々梱包ニ貼付スベキ荷札ヲ具備ス

託送申込書ハ其ノ必要ナキモノトス

荷送人ニ對シテハ貨物ノ受領證ヲ交付セズ貨物ノ受領ハ定期券ニ驛印ヲ押捺シテ之ガ證明ト爲ス荷送人ハ貨物ト共ニ定期券ヲ提出スルコトヲ要ス

(IV) 必需品ノ運送ニ對シテハ驛費、積卸費及託送料金ヲ徵收セズ

(V) 必需品ニハ途中ニ於テ開裝ノ紛議ヲ生ゼタル様堅牢ナル荷造ヲ施スコトヲ要ス

本貨率規則ノ條件ニ依リ運送セラル必需品ニ對シテ鐵道ノ支拂フベキ賠償ハ如何ナル場合ト雖モ左ノ額ヲ超ユル

五 坛 = 付  
十 ハ三・〇〇比弗  
六・〇〇ハ

## 二十 ハ

一〇・〇〇ハ

- (イ) 必需品ノ運送ニ使用シタル容器ヲ毎日返送スルタメニ要スル定期券ハ必需品定期券價格ノ三割ヲ支拂ヒテ之ヲ請求スルモノトス容器返送定期券ハ總テノ荷送人ニ對シテ之ヲ發行スルコトヲ得
- (ロ) 空容器ノ返送ハ必需品ノ發送ト同一ノ條件ヲ以テ之ヲ行フ
- (ハ) 空容器ノ重量ハ定期券所定ノ必需品重量ガ五坛、十坛又ハ二十坛ナルトキハ夫々二坛、四坛又ハ八坛ヲ超エザルコトヲ要ス
- 所定ノ重量ヲ超ユルカ又ハ必需品ノ運送ニ使用シタル容器以外ノ物ヲ包含スル荷物ハ一般賃率規則及條件ニ依リ運賃ヲ徵收ス
- (ニ) 本賃率規則ノ條件ニ依リ返送スル空容器ニ對シ鐵道ノ支拂ベキ賠償金額ハ左ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ズ  

二 坛 の 容 器	〇・五〇比弗
四 ハ	一・〇〇ハ
八 ハ	二・〇〇ハ

## 四、一般適用條件

急行便一般賃率規則ノ條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り必需品ノ運送及空容器ノ返送ニ之ヲ適用ス

## 第六十三號 瓶敗シ易キ食料品及貨物

## 一、運 賃

イ、最低五十坛又ハ五十坛分運賃ヲ支拂フ貨物

一 坊 一 料 = 付	運 質
百 料 迄	〇・一三比弗
百一料以上三百料迄	〇・一一ハ
三百一料以上	〇・〇七ハ

本運賃ニハ驛費及積卸費ヲ含ム

ロ、最低一千坛又ハ一千坛分運賃ヲ支拂フ貨物

前項運賃ノ一割引

## 二、適用條件

## 第一條 本賃率規則ヲ適用スル貨物

本賃率規則ハ左表ニ列記セル腐敗シ易キ食料品及貨物ニ限リ之ヲ適用ス

生 小 灌 木 棍 椰

新鮮バタール

生ビーリーム

生甲殻類、貝及軟體動物

生クーリーム

生牛乳（鐵付シタル容器ニ容レザルモノ）

生穂生野菜

生穂生鶏卵

生穂生ライ麦、小麦製パン

生穂生麵粉

生穂生植物

死冷燻製鳥肉

冷凍家禽

燻製烏賊魚

第三條 運賃ノ支拂

### 卸

三百石以上ノ貨物ノ積卸ハ鐵道ノ要求アルトキハ荷送人又ハ荷受人ノ負擔トス

本貨率規則ノ條件ニ依リ行フ運送ハ運賃前拂ニ限ルモノトス

### 第四條 貨物ノ荷造

食料品ハ繩又ハ紐ヲ使用セズシテ釘付又鎖錠スル平坦ナル木製ノ箱若ハ透シ箱又ハ蓋付キノ籠若ハ平底籠ニ收納スルコトヲ要ス

荷造ハ運送ニ耐ヘ且痕跡ヲ止メズシテ物品ヲ抜取ルコト能ハザル様内容品ヲ有效ニ保護シ得ルモノナルコトヲ要ス  
梱包ニハ荷受人ノ住所氏名ヲ明瞭ニ印刷又ハインクヲ以テ記載シタル堅牢ナル荷札ヲ添附スルコトヲ要ス

### 第五條 運送ノ實施

一千石ヲ超ユル貨物ヲ發送スル場合ニ於テハ少クトモ運送ヲ行フ列車ノ所定發車時刻四時間前ニ之ヲ受託所ニ搬入ス

一千石未満ノ貨物ヲ發送スル場合ニ於テハ少クトモ運送ヲ行フ列車ノ所定發車時刻四時間前ニ之ヲ受託所ニ搬入スルコトヲ要ス

本賃率規則ノ條件ニ依リ運送スル同一荷送人發同一荷受人宛貨物ハ百匁ヲ限度トシ餘裕アル場合ニ限リ河内ニ西貢間直通列車ニ依リ之ヲ運送スルコトヲ得但シ運送距離ハ少クトモ四百糲ナルコトヲ要ス四百糲未滿ノ場合ニハ十二時間以内ニ發著驛間ニ正規ノ運行列車ナキコトヲ條件トス

第六條 鐵道ノ支拂フベキ賠償金  
本賃率規則ノ條件ニ依リ運送スル腐敗シ易キ食料品ニ對シテ鐵道ノ支拂フベキ賠償金ハ如何ナル場合ト雖モ一越ニ付二百比弗ヲ超ユルコトヲ得ズ貨物ヲ所定ノ期間内ニ荷受人ニ引渡シタルトキハ貨物ノ性質ニ起因スル毀損ニ對シ鐵道ハ何等ノ責ニ任ゼズ

### 第七條 一般條項

急行便一般賃率規則ノ一般適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り之ヲ適用ス

## 第一百六十三P號 腐敗シ易キ食料品及貨物ノ運送ニ對スル定額運賃

I 運 區	間	最低百匁ノ運送ニ對スル一廻當り運賃
自カ クバ クフ クダ クミ クブ	ウ ン アン ラ ト ン	ハ イ ノ ノ ハ 内 内
河 カ ツ ン ガ イ 河	ラ ン チ ツ ト ン ビ ル	ノ ノ ハ 内 ラ 西 内 内
	貢 貢 貢 貢 貢 ト	(註)
		貢(註)

自ニ クバ クフ クダ クミ クブ	ヤ ン アン ラ ト ン	ト ラ チ ツ ト ビ ル	ラ ン イ ノ ハ 内 内	ノ ノ ハ 内 ラ 西 内 内	至ハ ノ ノ ハ 内 ノ ノ ト	四〇・〇〇 四五・〇〇 五二・〇〇 九〇・〇〇 八五・〇〇
河 カ ツ ン ガ イ 河	ラ ン チ ツ ト ン ビ ル	内 内 内 内 内 内 内	貢 貢 貢 貢 貢 ト	貢 貢 貢 貢 貢 ト	貢 貢 貢 貢 貢 ト	貢 貢 貢 貢 貢 ト

(註) 特定區間ニ適用スベキ左ノ條件ヲ參照スベシ

本運貨ハ途中驛ニ對シテモ之ヲ適用ス

本運貨ニハ驛費及積卸費ヲ含ム

### II 適用條件

#### 第一條

##### (1) 特定區間ニ對スル制限條件

イ 左ノ區間ニ對スル運貨ハ其ノ反路ニハ之ヲ適用セズ

(イ) 號以外ノ區間ニ對スル前記運貨ハ其ノ反路ニモ之ヲ適用ス

ロ (イ) 號以外ノ區間(ダラツトニ西貢間ヲ除ク)ニ對スル前記運貨ハ燻製ノ魚及烏賊ニハ之ヲ適用セズ

## (2) 特定區間ニ對スル擴大條件

イ ダラツトニ西貢相互間運賃ハ罐詰食料品、馬鈴薯、玉葱、乾菓子、糖菓、燻製ノ魚及烏賊ノ運送ニモ之ヲ適用ス

ロ (イ) 號以外ノ區間ニ對スル運賃ハ仔羊、仔山羊、仔豚、鳩、兔、家禽ノ如キ檻又ハ籠ニ入レタル小動物ニ之ヲ適用ス

## 第二條 接續及再託送

本貨率規則所定ノ運賃ハ接續又ハ再託送ニ依リ之ヲ併算スルコトヲ得ズ一般又ハ特別貨率規則所定運賃トノ併算ハ河内及西貢兩驛ニ限り之ヲ認ム

## 第三條 一般條項

急行便一般貨率規則及急行便特別貨率規則第六十三號(食料品)ノ適用條件ハ前各條ニ抵觸セザル限り之ヲ適用スリ之ニ應ズルモノトス

- III 拂戻
  - 1 運賃ノ拂戻ハダラツトニ西貢間運賃ニ依リ同一荷送人が引續キ六ヶ月間ニ一定越數ノ生野菜ヲ發送スル場合ニ限り之ニ應ズルモノトス
  - 2 運賃拂戻率ハ左ノ通りトス
    - 最低十五越ノ場合——五分
    - 最低五十越ノ場合——割
  - 3 拂戻ニ應ズル繼續六ヶ月ノ期間ハ請求者ニ於テ任意ニ之ヲ定ムルモノトス
  - 4 附帶料金ハ之ガ拂戻ヲ爲サズ

(1) 號ノ拂戻ハ前號ニ定ムル六ヶ月ノ期間中ニ鐵道ノ責ニ歸スペキ何等ノ事故ヲ惹起セザル場合ニ限り之ヲ適用ス  
 5 拂戻ノ請求ハ(1號)所定ノ繼續六ヶ月ノ期間滿了ニ續ク二ヶ月以内ニ荷送人ニ於テ文書ニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス  
 要ス請求ハ荷送人ニ交付シタル領收證ヲ添附シテ河内ノ營業局長宛之ヲ提出スルコトヲ要ス

普通便一般貨率規則及一般適用條件

目 次

運賃及適用條件

第一章 動物及車輛以外ノ貨物

第一條 運 賃	一老
第二條 貴重品	一老
第三條 潤大貨物	一老
第四條 品類ノ異ナル貨物ヲ包含スル梱包	一老
第五條 危險品	一老
第六條 最低運賃	一老
第二章 動 物	
第七條 運 賃	一老
第八條 猛獸	一老
第九條 積卸附添責任	一老
第三章 軌道上ヲ運送スル車輛以外ノ車輛	
第十條 荷造リシタル車輛	一老
第十一條 荷造リセザル車輛	一老

第十二條 特別條件

一七六

第四章 軌道上ヲ運送スル車輛

一七八

第十三條 運賃

一七八

第十四條 受託條件

一七八

## 普通便一般賃率規則及一般適用條件

### 運賃及適用條件

#### 第一章 動物及車輛以外ノ貨物

##### 第一條 運賃

貨物ノ運送ニ對シ收受スペキ運賃ハ左記五等級ノ運賃ニ依リ越數ニ制限ナク本賃率規則附屬ノ貨物分類表ニ從ヒ一  
越一糸ニ付キ之ヲ定ム

運送距離	一級品	二級品	三級品	四級品	五級品
三百糸以下一糸ニ付	○・一六	○・一五	○・一二	○・一〇九	○・一〇八
五百糸以上一糸ニ付	○・一九	○・一九	○・一九	○・一五〇	○・一六〇
一千糸以下一糸ニ付	○・一九	○・一九	○・一九	○・一五〇	○・一六〇
一千糸以上	○・一二	○・一二	○・一五	○・一五〇	○・一六〇

#### 第二條 貴重品

金銀地金、金銀貨幣若ハ金銀製品、金銀鍍金品、水銀、白金又ハ寶石、真珠、貴石、刺繡、薄紗、毛皮、部分的ニ  
金銀箔ヲ押付ケタル織物及絲組物、美術品(像、繪畫、彫刻、銅像)、時計、振子、阿片及其他ノ麻醉劑、硬貨及證

券、紙幣又ハ約束手形、爲替手形、象牙、珊瑚、香料、香料原油及其ノ他ノモノニシテ其ノ價格ガ一匁ニ付キ三十比  
弗ヲ超ユルモノハ急行使便ニ限り之ガ運送ヲ爲スモノトス

### 第三條 潤大貨物

一立方米ニ付キ二百匁ヲ超エザル貨物ニ對シテハ一立方米二百匁ノ割合ニテ算出シタル重量ニ依リ運賃ヲ收受ス

### 第四條 品類ノ異ナル貨物ヲ包含スル梱包

品類ノ異ルナ貨物ヲ包含スル一梱包ニ對シテハ品類中ノ最高賃率ニ依リ全重量ニ對シ運賃ヲ收受ス

危險品鐵道運送規則所定ノ第一級品ニ屬スル危險品ノ運賃ハ當該貨物ノ屬スル等級ニ對スル一般賃率ニ依ル運賃ノ倍額トス

同規則所定ノ第二級危險品ノ運賃ハ當該貨物ノ屬スル等級ニ對スル一般賃率ニ依ル運賃ノ五割増又第三級危險品ノ運賃ハ當該貨物ニ對スル一般賃率ニ依ル運賃ノ一割増トス

第一級品ニ屬スル所謂爆發物ノ最低運賃ハ定期貨物列車ナキ區間ニ於テ鐵道局ガ當該貨物ノ運送ニ充當スル特殊ノ列車若ハ臨時列車運行ノ必要ニ迫ラレタル場合ニ限リ一運送及一杆ニ付キ一・五〇比弗トス

現行規則所定ノ危險品ヲ積載セル隔離車ニ對シテハ一杆ニ付〇・一〇比弗ノ運賃ヲ收受ス

### 第六條 最低運賃

普通便貨物ニ對スル最低運賃ハ附帶料金ヲ除キ〇・三〇比弗トス

## 第一章 動物

動物ノ運送ニ對シテハ一頭一杆ニ付キ左記ノ賃率ニ依リ運賃ヲ收受ス

	貨物		
	三百杆以下	一千杆以上	二千杆以上
馬、驥馬	〇・一三〇比弗	〇・一一〇比弗	〇・〇九〇比弗
牛、牝牛、去勢セザル牡牛、牝水牛、牡水牛	〇・〇五〇	〇・〇四五	〇・〇三〇
駢馬、仔馬、仔牝牛、仔牡牛、仔水牛	〇・〇二〇	〇・〇一五	〇・〇二五
牝羊、牡羊、牝鹿、牝山羊、牡鹿、豚、麷、仔羊	〇・〇一三	〇・〇一三	〇・〇二〇
最低運賃ハ附帶料金ヲ除キ一運送ニ付キ〇・五〇比弗トス	〇・〇九	〇・〇六五	〇・〇六五

家畜ハ有蓋貨車ニ積込み得ベキ身長ナルコトヲ要シ又十噸積貨車一車ニ付キ尠クトモ一頭ヲ收容シ得ルモノタルコトヲ要ス

其ノ身長高クシテ十噸積貨車一車ニ二頭ヲ收容シ得ザルトキハ一頭ニ付キ前記運賃ノ倍額ヲ支拂フベキモノトス  
小動物、例ヘバ犬、猫、豚、兎、栗鼠、鳥、家禽等ハ荷送人ニ於テ箱又ハ籠ニ入レタルモノニ限リ之ヲ受託シ一般  
賃率規則ニ依リ第一級品トシテ取扱ヒ重量ニ依リ運賃ヲ收受スモノトス

運賃及附帶料金ハ動物及容器ノ重量ニ對スル運賃ノ五割増トス

### 第八條 猛獸

通常猛獸ト見做サルル動物ハ荷送人所屬ノ頑丈ナル檻ニ之ヲ收容シ特殊有蓋貨車ニ積込ムモノトス

運賃ハ一頭一杆ニ付キ〇・二五比弗トシ附帶料金ヲ除キ二・五〇比弗ヲ最低運賃トス

荷送人ハ自己ノ危険ニ於テ同一貨車ニ多數ノ動物ヲ積込ムコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ最初ノ動物ニ對スル運賃ノ他ニ一頭ヲ増ス毎ニ一杆ニ付キ〇・一〇比弗ヲ收受ス

### 第九條 積卸・附添・責任

重量ニ依リ運賃ヲ計算スル小動物以外ノ動物ノ積卸ハ必ズ荷送人及荷受人ノ配慮、費用、危険ニ於テ之ヲ爲スベキモノトス

前項ノ動物ニハ其ノ運送途中ニ於テ之ヲ監視世話スベキ監視者ヲ必ズ附添ハシムルコトヲ要ス  
監視者ハ乗車券ニ依リ乗車スルモノトス但シ希望アルトキハ動物ト同一貨車ニ乗車スルニトヲ得  
鐵道ハ途中ニ於ケル不注意若ハ飼料ノ不足ニ基因スル事故ニ關シテハ其ノ責ニ任ゼズ

## 第三章 軌道上ヲ運送スル車輛以外ノ車輛

### 第十條 荷造リシタル車輛

自動發動機ノ有無ニ不拘組立若ハ分解シタル車輛類ニシテ商品トシテ荷造リシタルモノハ一噸一杆ニ付キ左ノ運賃ヲ收受ス

三百杆以下 ○・〇八 比弗

三百一杆以上 ○・〇六五比弗

一立方米ニ付キ二百粍ヲ超エザル荷造リシタル車輛ノ運賃ハ一立方米ニ付キ二百粍トシテ算出シタル重量ニ對シ之ヲ收受ス

### 第十一條 荷造リセザル車輛

荷造リセザル車輛ノ運賃ハ左ノ如シ

車輛ノ種類	一車一杆=付				最低運賃
	三百杆以下	三百杆以上	五百杆以下	五百杆以上	
自轉車、乳母車	○・〇三	○・〇二五	○・〇二〇	○・〇一五	○・〇五
人効車及自動自轉車	○・〇四	○・〇三〇	○・〇二五	○・〇二〇	○・〇六五
サイド・カーカー	○・〇五	○・〇四五	○・〇三〇	○・〇二五	○・〇八
轎、荷	○・一〇	○・一三	○・一〇	○・一〇	○・一〇
二輪車、砲車ノ前車	○・一六	○・一六	○・一三	○・一三	○・一六〇
四輪車、彈藥車	○・一三〇	○・一三〇	○・一二〇	○・一二〇	○・一六〇
軸距離二米二十粍未滿ノ自動車	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇
電氣自動車、牽引車及五噸未滿ノ大砲、戰車、地均シ車	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇
軸距離二米二十粍以上ノ自動車	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇
電氣自動車、牽引車及五噸未滿ノ大砲、戰車、地均シ車	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇
軸距離二米二十粍以上ノ自動車	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇
荷送人ハ車體若ハぬニ收納セザル附屬品（備燈、警笛等）ヲ運送状ニ明記スルコト	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇	○・一九〇

### 第十二條 特別條件

荷造ノ有無ニ不拘運送サル總テノ車輛ノタンクハ當該車輛ヲ發驛ニ託送スル前完全ニ之ヲ空ニスルコトヲ要ス

荷造リセザル車輛類ノ運送ニ付キテハ左ノ條件ヲ必要トス

荷送人ハ車體若ハぬニ收納セザル附屬品（備燈、警笛等）ヲ運送状ニ明記スルコト

荷送人ハ自動發動機ヲ有スル車輛ノ車蓋及道具函ニ鉛封印ヲ施スカ若ハ鎖錠スルコト  
荷造リザエル車輛ノ積卸ハ必ず荷送人及荷造人ノ配慮、費用及危險ニ於テ之ヲ爲スコト

#### 第四章 軌道上ヲ運送スル車輛

##### 第十三條 運 貨

一米軌道用輪轉材料（機關車、炭水車、貨車、客車、移動起重機、掘鑿器ノ如キモノ）ノ運賃ハ一車一杆ニ付キ〇。  
○七比弗トス

##### 第十四條 受 託 條 件

鐵道ハ自己ノ判断ニ基キ左ノ條件ノ下ニ自己ノ車輪ニ依リ運送セラル車輛ヲ受託スルコトヲ得  
自己ノ車輪ニ依リ運送セラル輪轉材料ニハ途中ノ注油及維持確認ノ爲、荷送人ノ指定セル責任者ヲ附添ハシムル  
コトヲ要ス

監視人ハ乗車券ニ依リ乗車スルモノトス但シ希望アルトキハ自己ノ危險ニ於テ監視スペキ車輛ニ乗車スルコトヲ得

#### 普通便貨物ノ一般的分類